



元気に遊び、こころもからだも

イキイキと輝く糸満っ子



令和7年3月

糸満市

は じ め に

糸満市では、令和２年３月に『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満』を基本理念に掲げ、令和２年度から令和６年度までを計画期間とした「第２期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、めざす子ども像「元気に遊び、こころもからだもイキイキと輝く糸満っ子」の達成において、さまざまなこども施策に取り組んでまいりました。



この間、国においては、急速な出生率の低下、児童虐待の増加やこどもの貧困、こどものいじめや自殺の増加などの諸問題を背景に、令和５年４月のこども家庭庁の発足やこども基本法の施行、同年１２月に「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を推進していくこととされています。

このたび、「第２期糸満市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況や取り組みを検証し、新たに「第３期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、前計画の基本理念やめざす子ども像を継承しつつ、こどもや子育て家庭に妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことができるよう、ライフステージに応じたこども施策や子育て当事者への支援施策の展開を図ることとしています。

今後、本計画に基づき、本市では、『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満』を目指し、市民や地域、関係団等との協力・連携を密にしながら、こども施策を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた「糸満市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださった市民の皆様や関係機関、団体の方々に心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

糸満市長 當銘 真栄

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 第 3 期計画のポイント	1
3. 計画の性格	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画期間	5
6. 計画の対象	6
7. 策定体制	6

第 2 章 系満市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯の状況	7
2. 少子化の状況	13
3. 母子保健に関する状況	18
4. アンケート調査結果概要	21
5. 関係団体調査結果概要	34
6. 現行計画評価	39
7. 現状・課題の整理	52

第 3 章 基本理念・基本目標

1. 基本理念	55
2. めざすこども像	55
3. 施策の方向性	56
4. 施策の体系	58
5. 計画全体の成果指標	59
6. 進捗を測る指標	60

第 4 章 基本理念・目指すこども像の実現に向けた具体的施策

1. ライフステージを通じたこども施策の推進	66
(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	66
(2) 多様な体験、活躍できる機会づくり	66
(3) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供	68
(4) こどもの貧困対策	69
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	70
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	72
(7) こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み	73

2. ライフステージ別のこども施策の推進	74
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	74
(2) 学童期・思春期	78
3. 子育て当事者への支援施策の推進	81
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	81
(2) 地域子育て支援の推進	81
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	82
(4) ひとり親家庭への支援	83

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	85
2. 人口推計	89
3. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	90
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	99
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等	110
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	110

第6章 推進体制

1. 計画の進捗管理・評価方法	111
2. 計画の進捗状況の公表	111
3. 関係機関との連携強化	112

参考資料

1. 系満市子ども・子育て会議規則	113
2. 系満市子ども・子育て会議委員名簿	115
3. 系満市子ども・子育て会議開催の経過	116

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立、育児不安が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

また、こどもを取り巻く環境は多様化・複雑化し、こどもの貧困やいじめ、虐待、不登校や引きこもりなどの深刻な社会現象に加え、スマートフォンやSNSの普及により、こどもや若者がサイバー犯罪や闇バイトなどの危険にさらされています。

本市では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から「第1期系満市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から「第2期系満市子ども・子育て支援事業計画」に基づき『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 系満』を基本理念とし、子育て施策に取り組んできました。

この間、国では令和5年4月1日にこどもに関係する行政の一元化や取組みの強化を目的とした「こども家庭庁」を創設し、合わせて「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困対策の推進に関する法律」をまとめた「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

今回、「第3期系満市子ども・子育て支援事業計画」は、「第2期系満市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国や県の動向、本市の実情を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「ひとり親家庭自立支援計画」及び「市町村こども計画」の一部を包含した計画とします。

2. 第3期計画のポイント

(1) 児童福祉法の改正について

令和4年6月に成立し、令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

(2) 子ども・子育て支援法の改正について

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要することもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

(3) 次世代育成支援対策推進法

平成 17 年4月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

令和6年の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

(4) こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6年6月の改正では、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。また、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれています。

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法

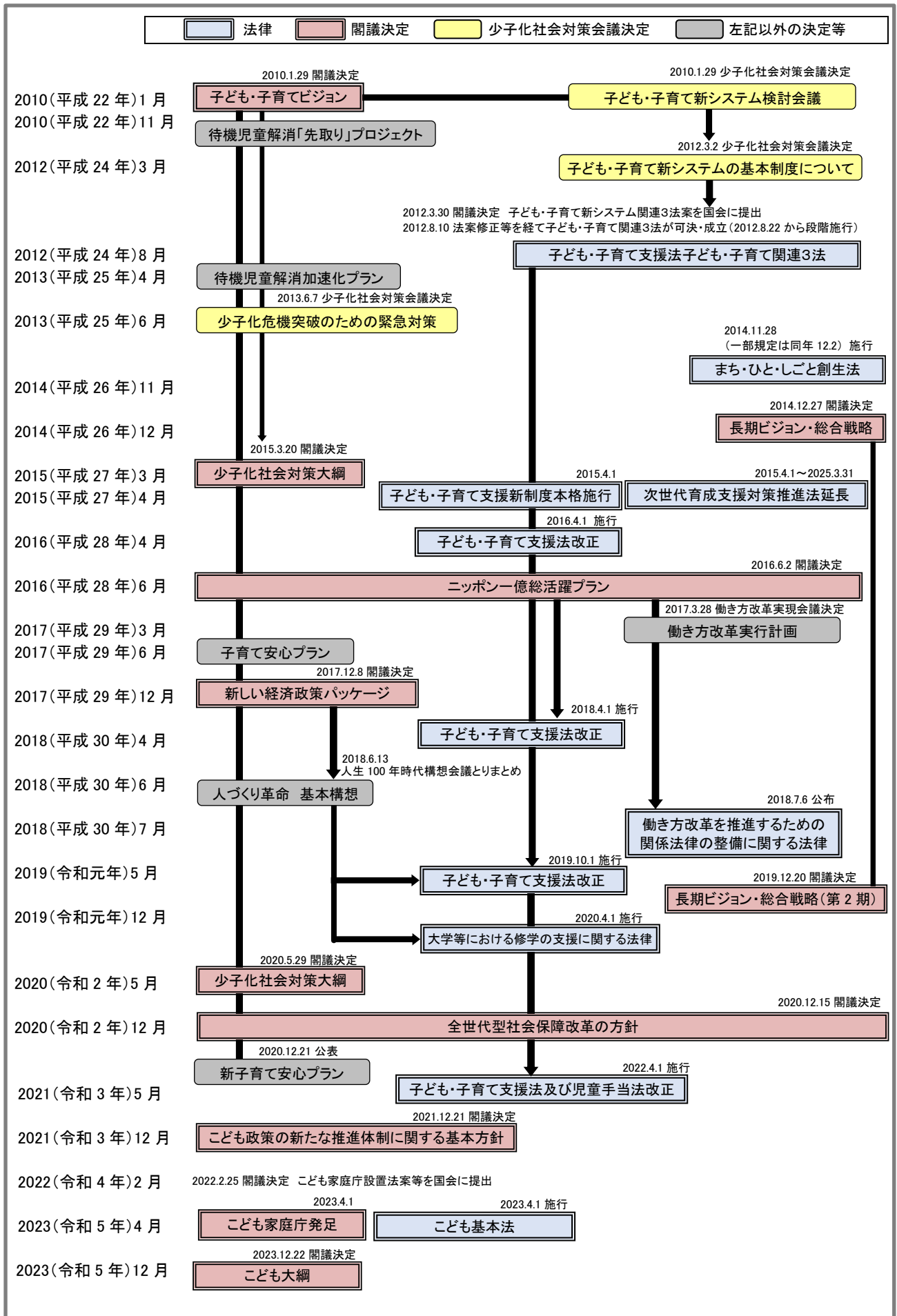
すべてのひとり親家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の、健康で文化的な生活とが保障されなければいけません。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るために各目標の基本施策として、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図ることが求められています。

(6) こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

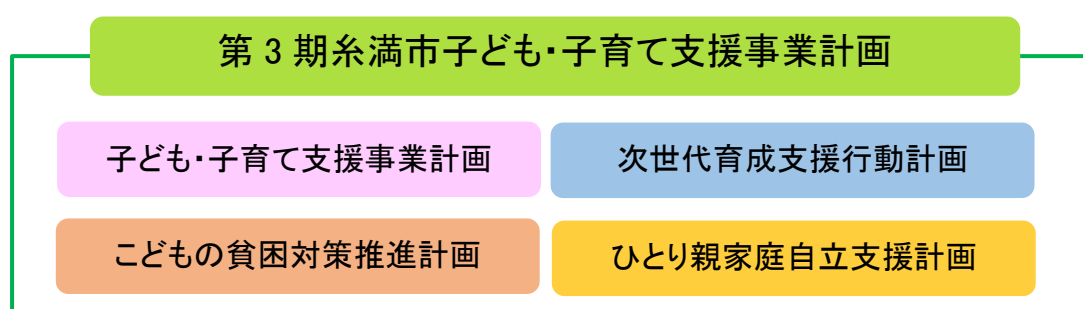
これまでの少子化対策



3.計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、以下の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策推進計画」
- ④母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」



【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

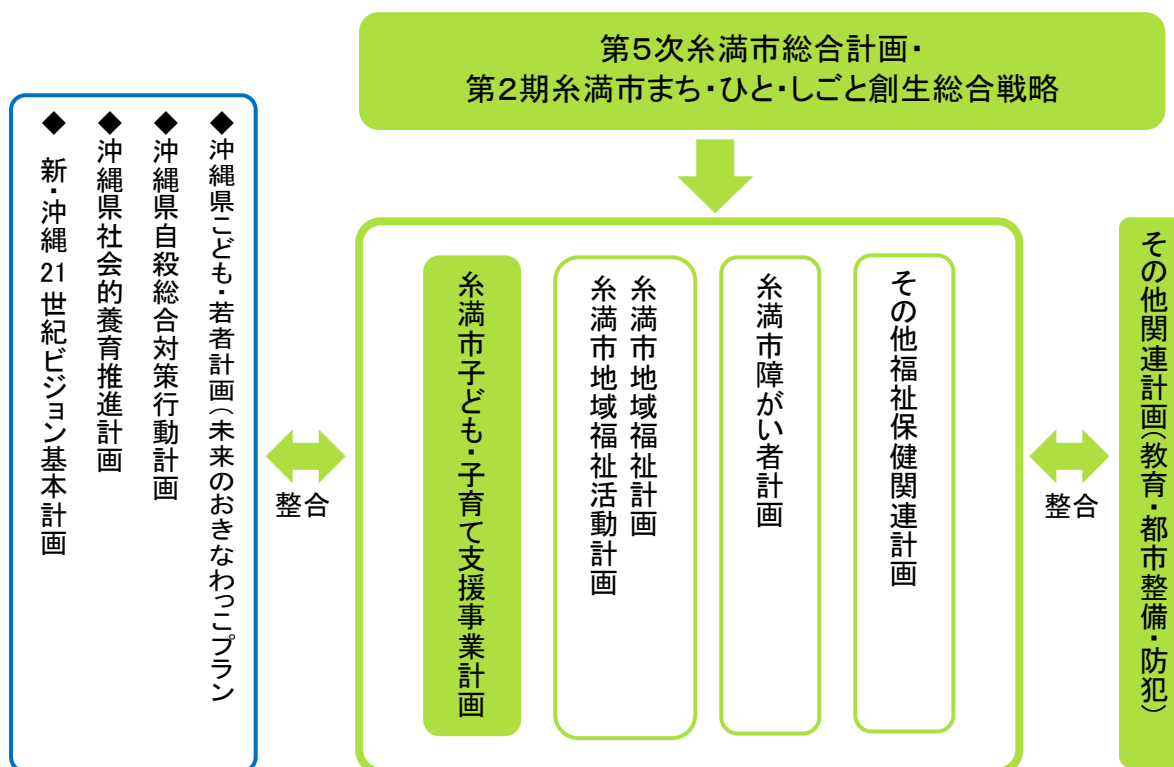
- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4.計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第5次糸満市総合計画・第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や地域福祉推進の基本的な方向性を定める「第3次糸満市地域福祉計画・第5次糸満市地域福祉活動計画」のこども・子育てに関する分野別計画であり、その他「糸満市第5次障がい者計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図りながら策定したものです。



5.計画期間

本計画の期間は、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行い、令和11年度に計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2期糸満市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

6.計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らすこども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）を主たる対象とします。

また、取組みによっては、こどもを取り巻く社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、企業や事業者等）が連携や支援の対象となります。

7.策定体制

（1）糸満市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「学識経験者」、「事業者」などから構成される「糸満市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

（2）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、糸満市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯、就学児童（小学1年生～6年生）のいる世帯、教育保育施設、教育保育従事者、こども・若者（小学5年生、中学2年生）及び中学2年生保護者を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和5年12月12日～令和5年12月28日

◆調査方法：郵送・施設及び学校配布、郵送・施設及び学校回収、WEB回収

◆調査対象及び配布・回収状況

調査対象	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）保護者	2,500	1,184	47.4%
就学児童（1～6年生）保護者	2,700	682	25.3%
教育保育施設	62	40	64.5%
教育保育従事者	—	165	—
こども・若者（小学5年生）	660	197	29.8%
こども・若者（中学2年生）	650	60	9.2%
保護者（中学2年生）	650	110	16.9%

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和7年1月16日～令和7年2月16日

第2章

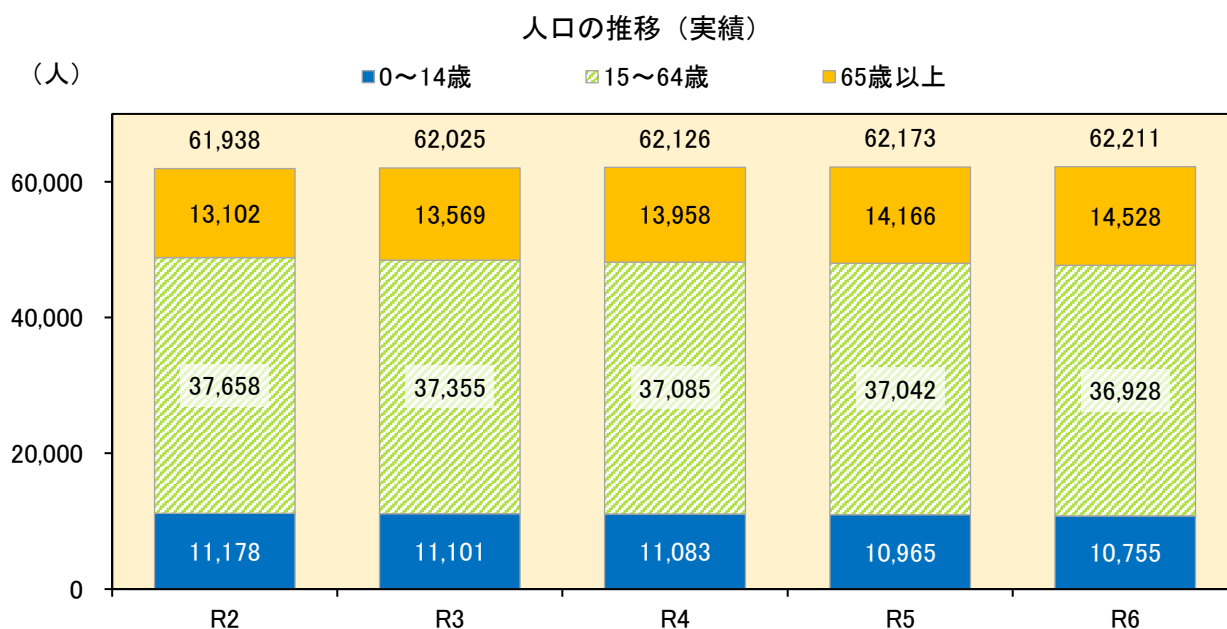
系満市の子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

系満市の人口実績は、令和2年の61,938人から令和6年の62,211人までゆるやかに増加しています。

年齢3区分別の内訳をみると、年少人口（0～14歳）が令和2年から年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。



	実績				
	R2	R3	R4	R5	R6
0～14歳（人）	11,178	11,101	11,083	10,965	10,755
15～64歳（人）	37,658	37,355	37,085	37,042	36,928
65歳以上（人）	13,102	13,569	13,958	14,166	14,528
総人口（人）	61,938	62,025	62,126	62,173	62,211

資料：令和2～6年：系満市住民基本台帳（4月1日現在）

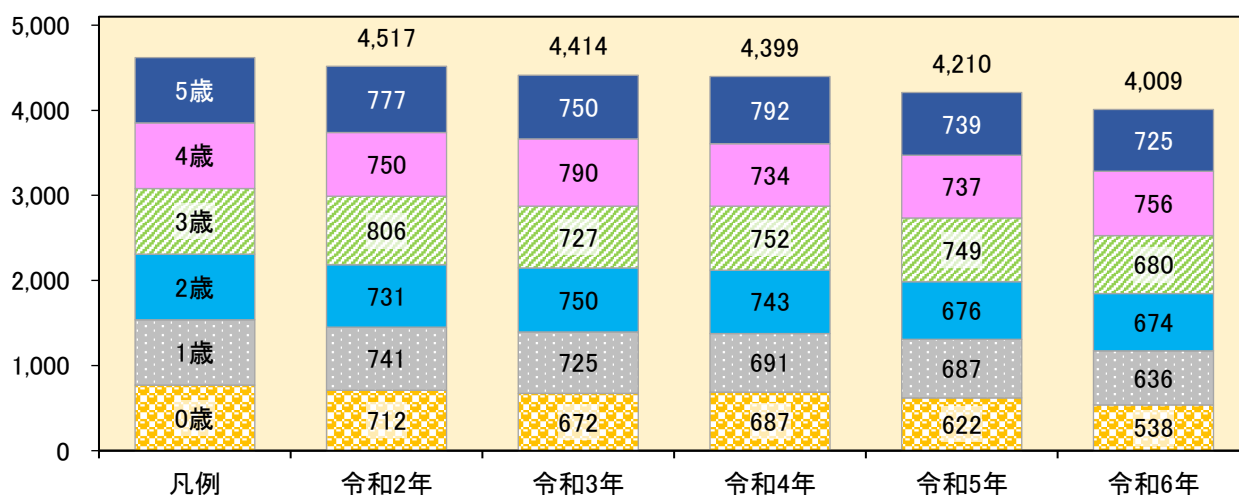
(2) 児童人口の推移

系満市の児童人口を就学前児童(0～5歳)、就学児童(6～11歳)でみると、就学前児童人口は、令和2年の4,517人から令和6年には4,009人と減少しています。

就学児童人口は、令和5年に一時的に増加しましたが、令和2年の4,564人から令和6年には4,537人と減少傾向にあります。

就学前児童人口の推移

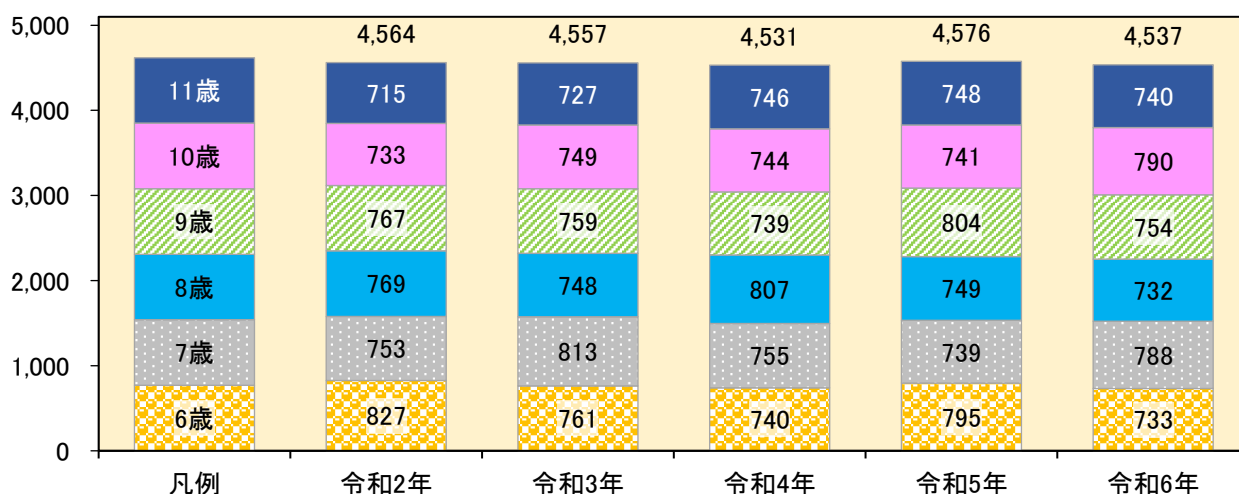
(人)



資料: 令和 2～6 年: 系満市住民基本台帳(4 月 1 日現在)

就学児童人口の推移

(人)

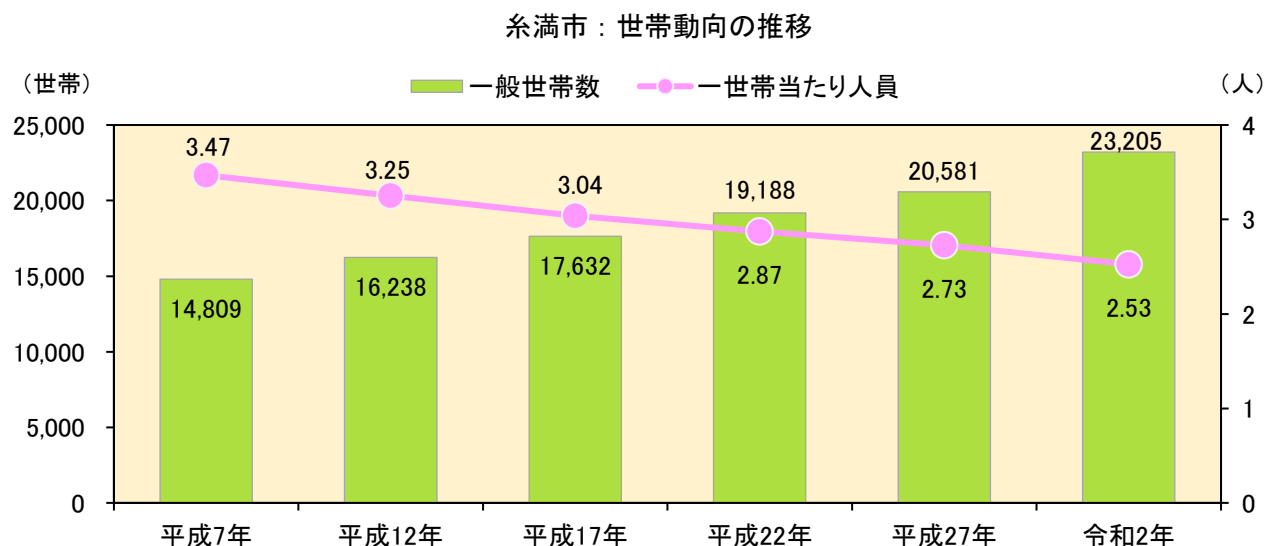


資料: 令和 2～6 年: 系満市住民基本台帳(4 月 1 日現在)

(3) 世帯数・世帯人口の動向

糸満市の一般世帯数は平成7年の 14,809 世帯から増加傾向で推移しており、令和2年には 23,205 世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成7年の 3.47 人から令和2年には 2.53 人となっており、核家族化が進んでいます。

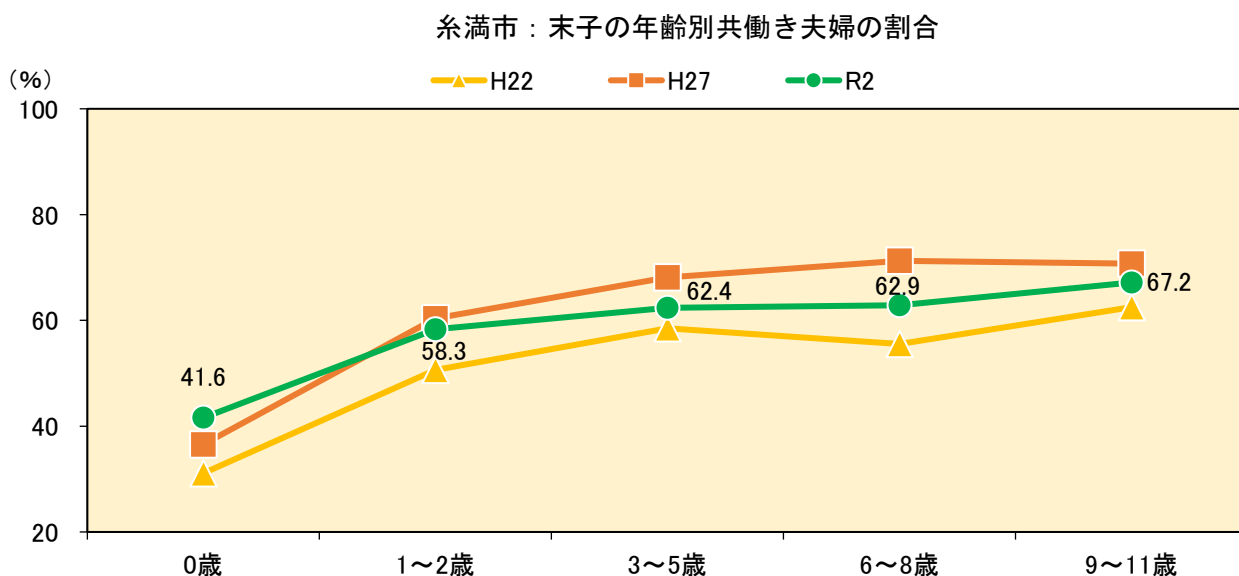


資料：国勢調査

(4) 共働き夫婦の割合

令和2年の糸満市の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ、共働きの割合が高くなっており、末子が3歳以上の夫婦では60%以上が共働きとなっています。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の割合の推移をみると、平成27年には平成22年より共働き夫婦の割合は上がっていましたが、令和2年においては、1歳以上において平成27年よりも低い割合となっています。



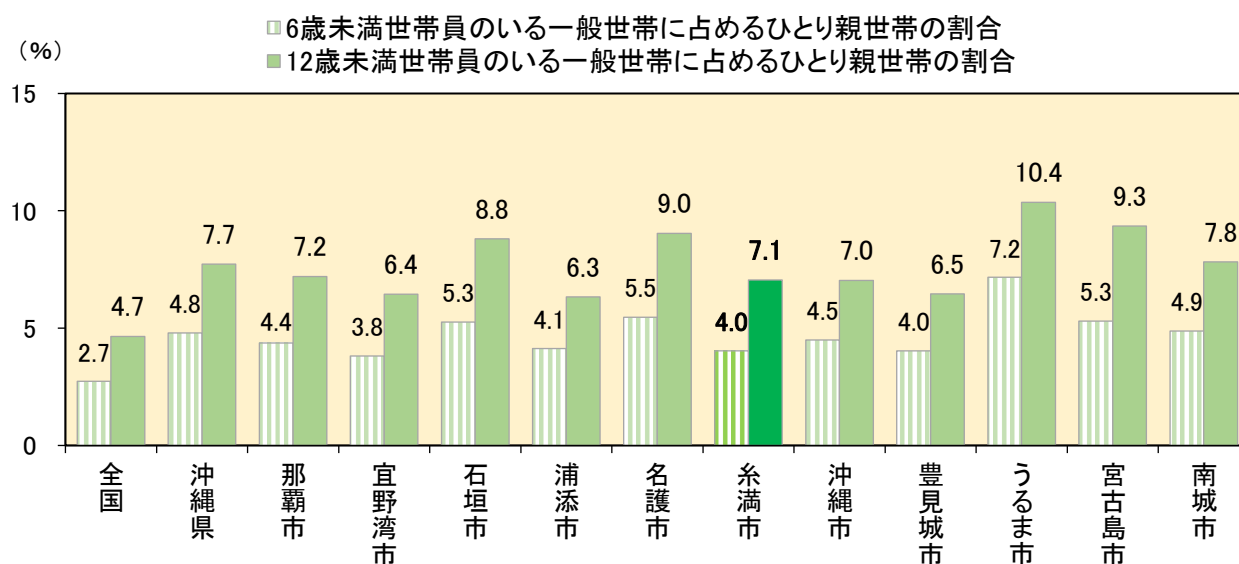
資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の割合

令和2年の糸満市のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では4.0%、12歳未満世帯員のいる世帯では7.1%となっています。

県内の他市と比較すると、糸満市はやや低い割合となっており、国より高く、県より低い状況です。

6歳未満・12歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合（令和2年）

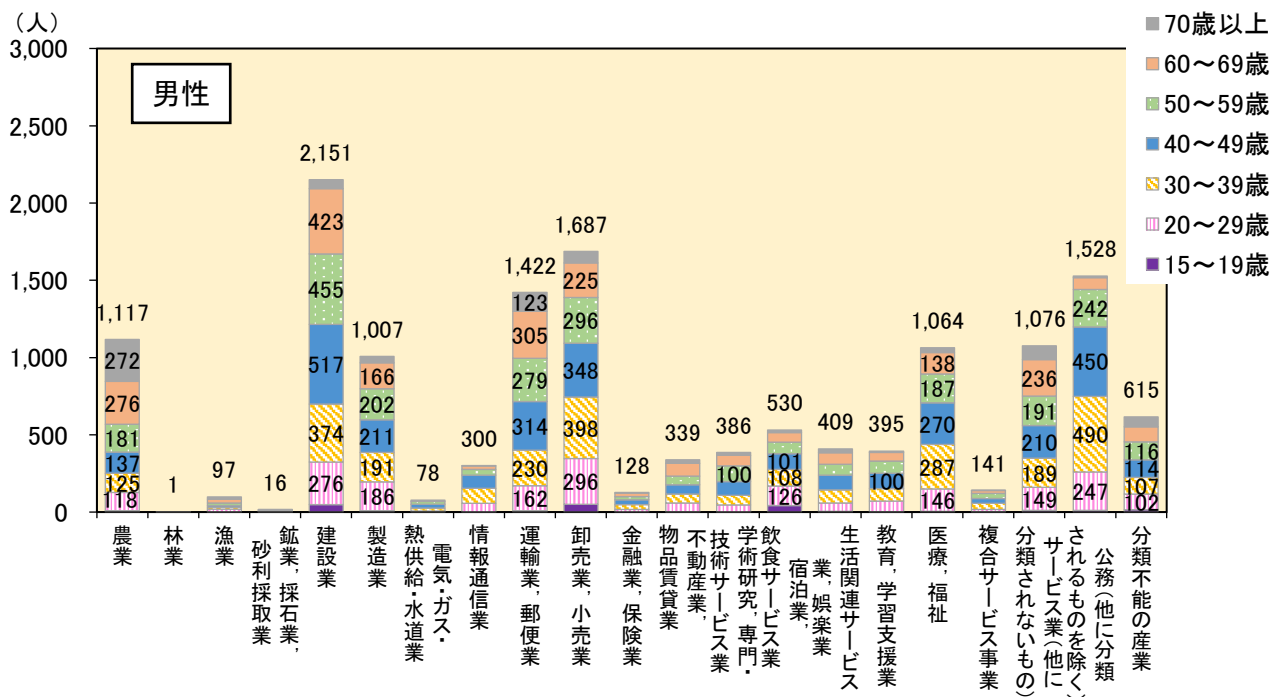


資料：国勢調査

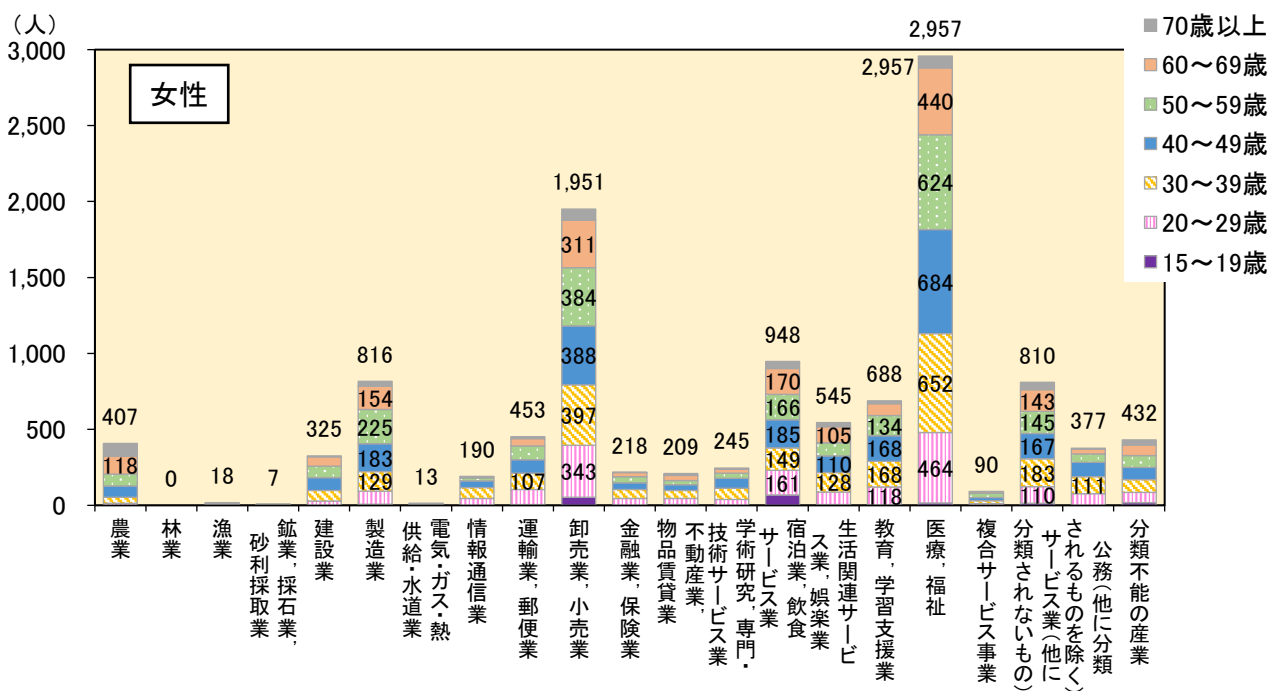
(6) 就労の状況

糸満市の令和2年の就業者人口は、男性 14,487 人、女性 11,699 人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「建設業」が 2,151 人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の 1,687 人、女性は「医療・福祉」が 2,957 人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の 1,951 人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（糸満市 令和2年）



資料：国勢調査



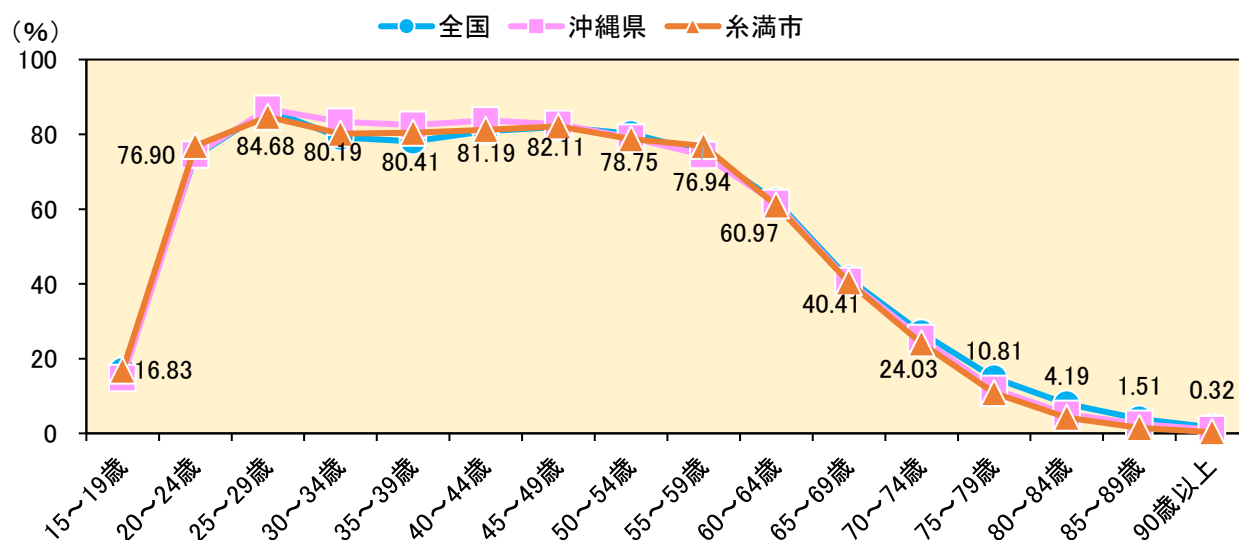
資料：国勢調査

(7) 女性の労働力率

系満市の令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、ほとんどの年齢層において国や県とほぼ同等の水準となっており、M 字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び動きだすことから、アルファベットの M のような形に見えること）の底は県よりやや低く、国とほぼ同等となっています。

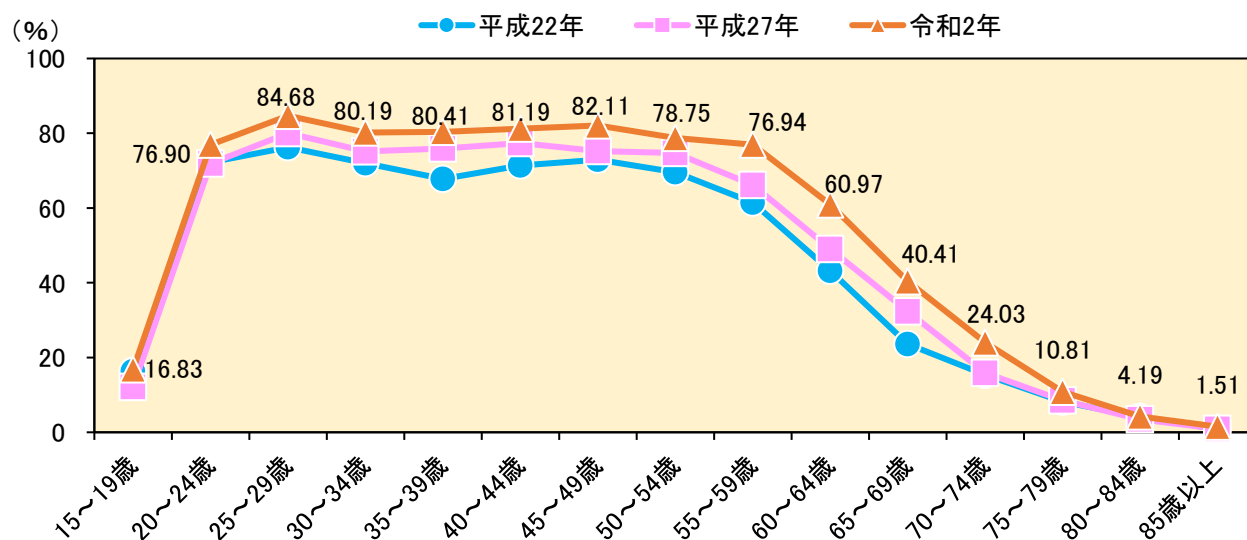
平成22年から令和2年の系満市の女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、女性の労働力は大きく上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率 国・県との比較（令和2年）



資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率 推移



資料：国勢調査

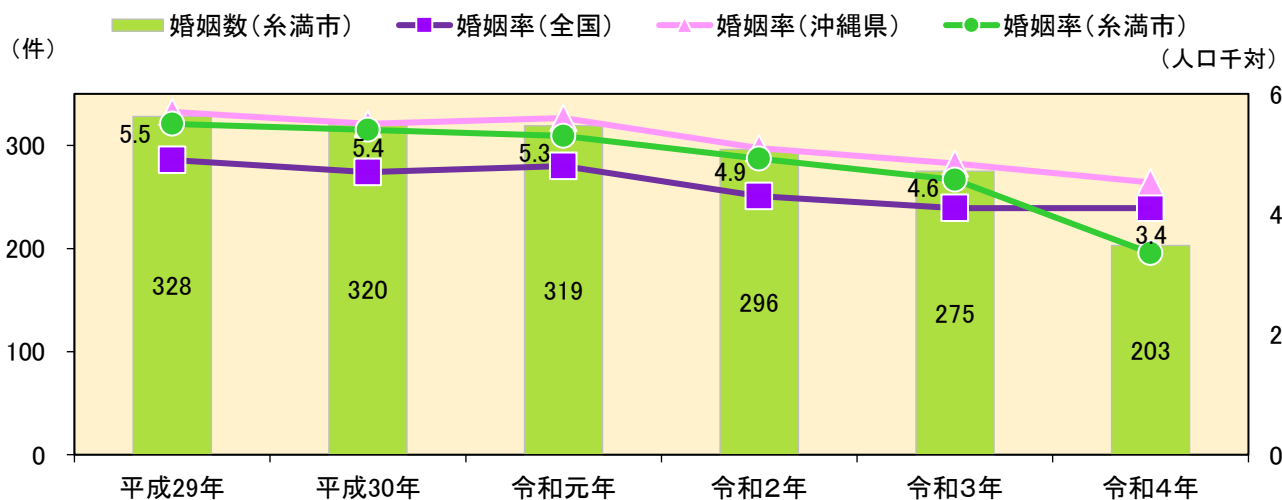
2. 少子化の状況

(1) 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

糸満市の婚姻数は、平成 29 年の 328 件から年々減少しており、令和 4 年には 203 件となっています。婚姻率は令和 3 年までは国より高く県より低い水準で推移していましたが、令和 4 年には 3.4 と国や県より低くなっています。

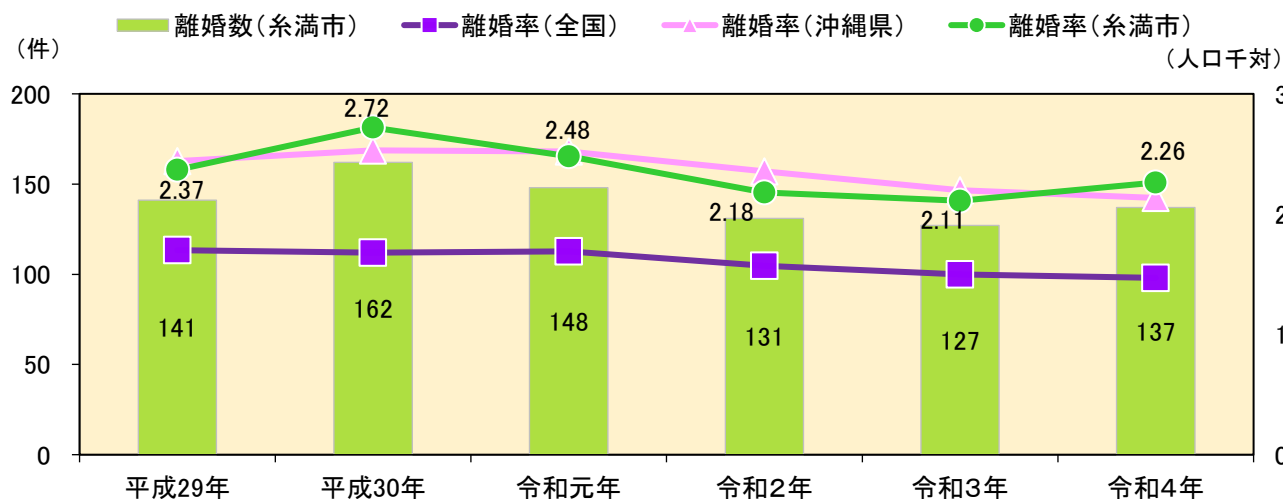
また、離婚数は、平成 30 年の 162 件から令和 3 年の 127 件まで年々減少していましたが、令和 4 年には増加し 137 件となっています。離婚率をみると平成 30 年の 2.72 から令和 3 年の 2.11 までは年々低下していましたが、令和 4 年は 2.26 と上昇し、国や県より高くなっています。

婚姻数・婚姻率の推移



資料：人口動態総覧

離婚数・離婚率の推移

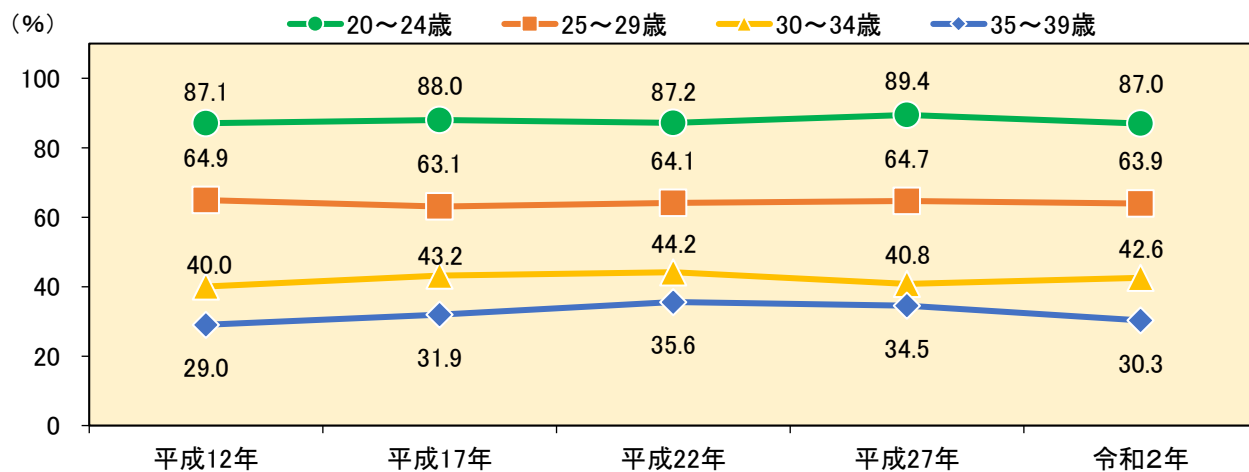


資料：人口動態総覧

(2) 未婚率の推移

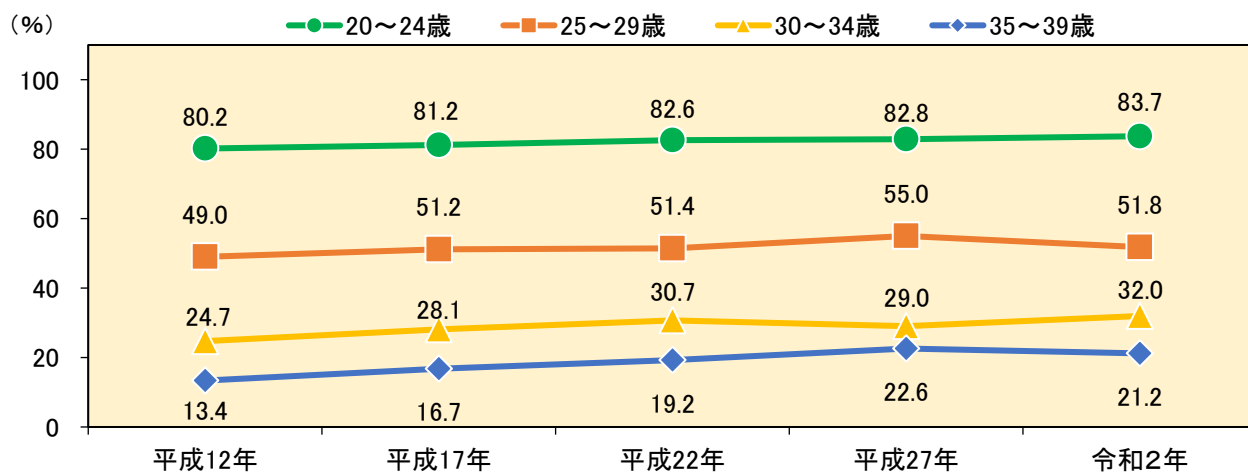
系満市の年齢5歳階級別未婚率の推移（平成12～令和2年）をみると、男女ともに大きな経年変化はみられません。

男性の未婚率の推移



資料:国勢調査

女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

(3) 出生数の推移

糸満市における出生数は、平成 30 年の 733 人から減少傾向で推移し、令和4年には 621 人となっています。

同様に、糸満市の出生率は平成 30 年の 12.3 から下降傾向で推移し、令和4年には 10.3 となっています。国や県と比較すると高い水準で推移しています。

糸満市

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	733	711	685	685	621
出生率(人/人口千人)	12.3	11.9	11.4	11.4	10.3

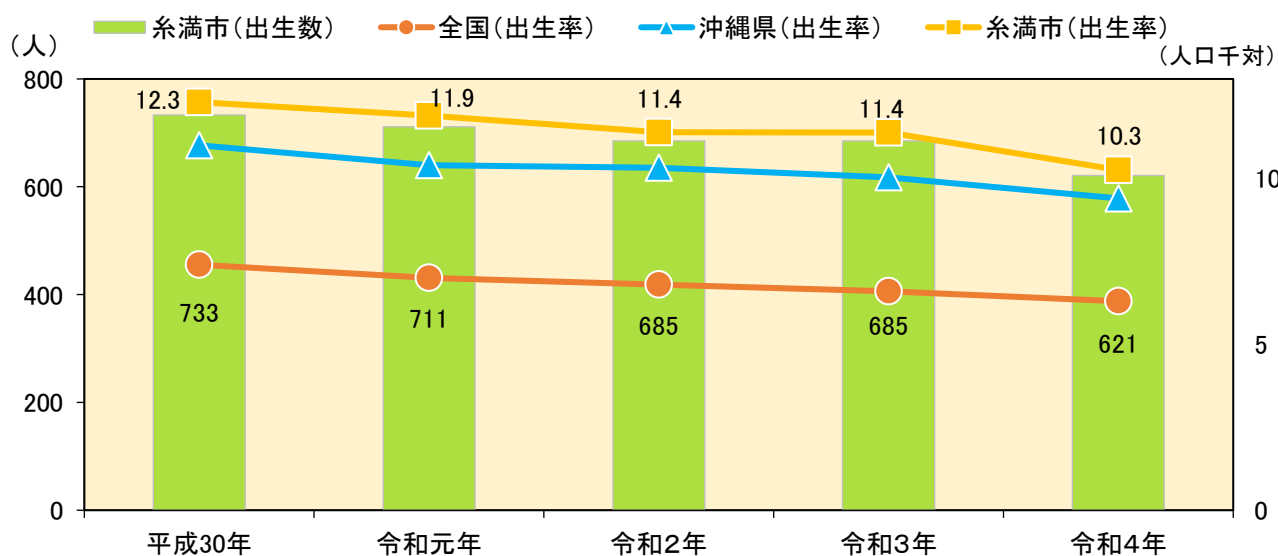
沖縄県

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	15,732	14,902	14,943	14,535	13,594
出生率(人/人口千人)	11.0	10.4	10.3	10.0	9.4

全国

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率(人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

出生数・出生率の推移



資料:人口動態総覧

(4) 母親の年齢階級別出生割合

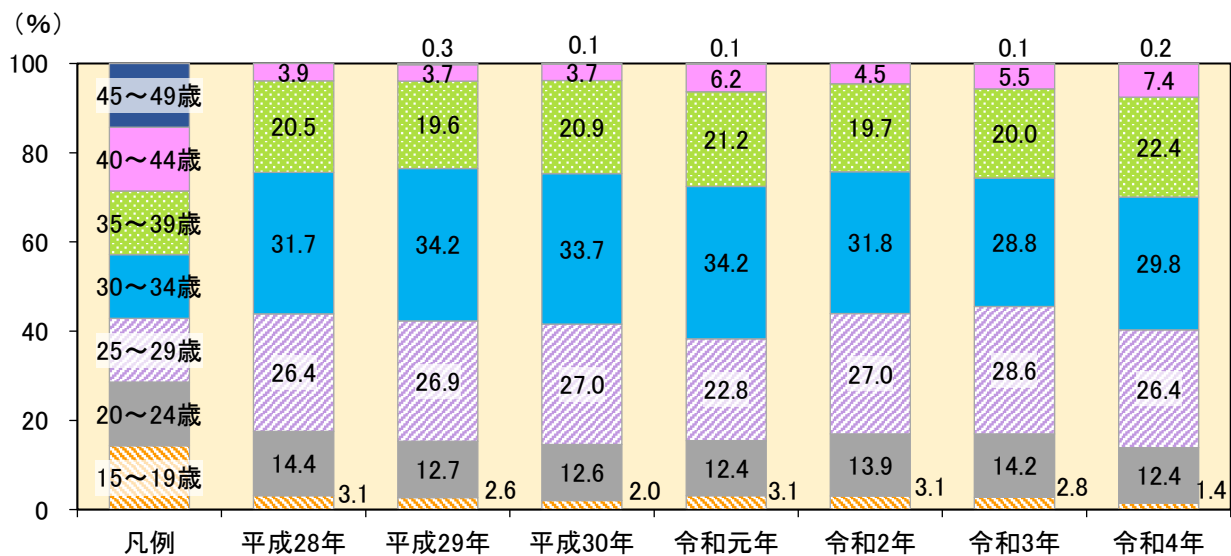
系満市の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、出生数全体のうち、「25～29歳」、「30～34歳」の母親の出産する割合が高く、令和4年の出生数に対する割合は合計 56.2%となっています。

40歳以上の母親の出産する割合については、平成28年の3.9%から上昇傾向で推移し、令和4年には7.6%となっています。

母親の年齢階級別出生数の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
出生数(全体)	770	757	733	711	685	685	621
～14歳	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	24	20	15	22	21	19	9
20～24歳	111	96	92	88	95	97	77
25～29歳	203	204	198	162	185	196	164
30～34歳	244	259	247	243	218	197	185
35～39歳	158	148	153	151	135	137	139
40～44歳	30	28	27	44	31	38	46
45～49歳	0	2	1	1	0	1	1
不詳	0	0	0	0	0	0	0

母親の年齢階級別出生割合の推移

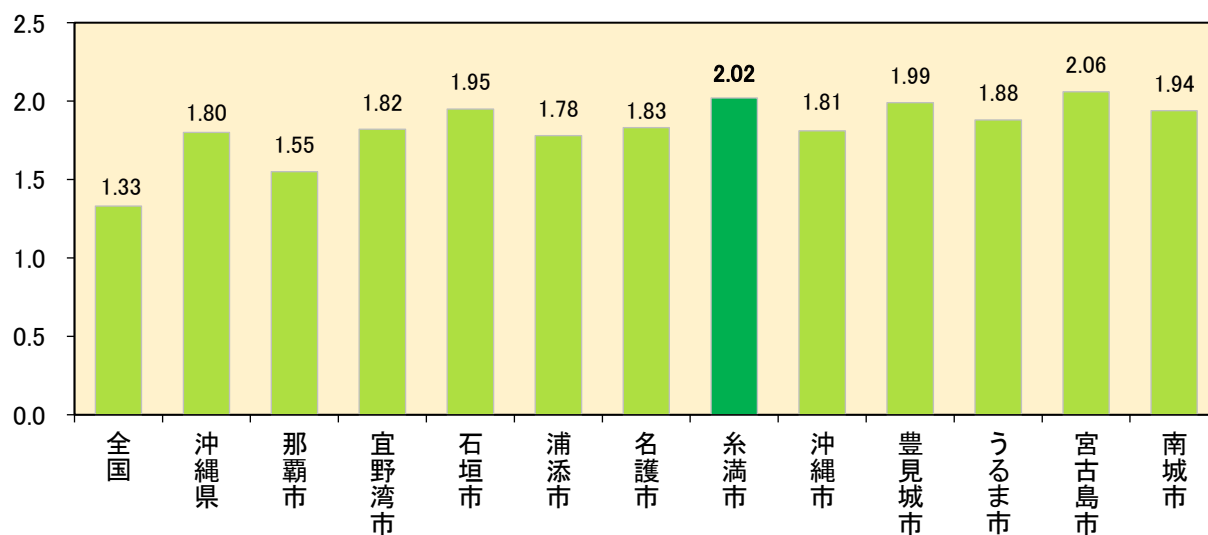


資料:人口動態調査 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

平成 30 年から令和4年の糸満市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。）は、2.02 となっており、国や県より高くなっています。また、県内の他市と比較すると、宮古島市に次いで高い割合となっています。

合計特殊出生率の比較（平成 30 年～令和 4 年）

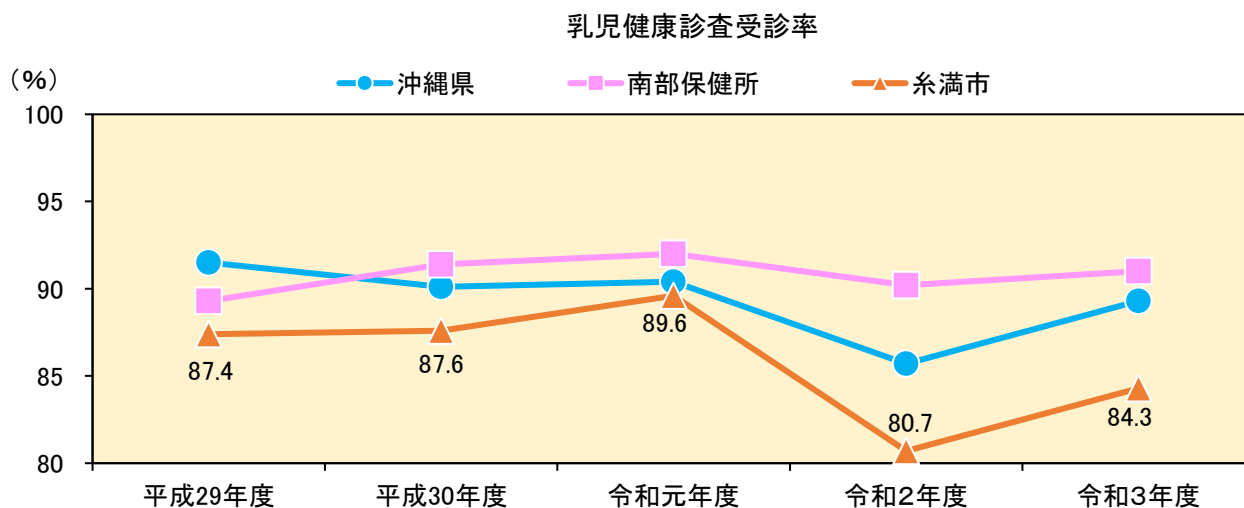


資料：人口動態統計特殊報告

3. 母子保健に関する状況

(1) 乳児(3～5か月児)健康診査受診率

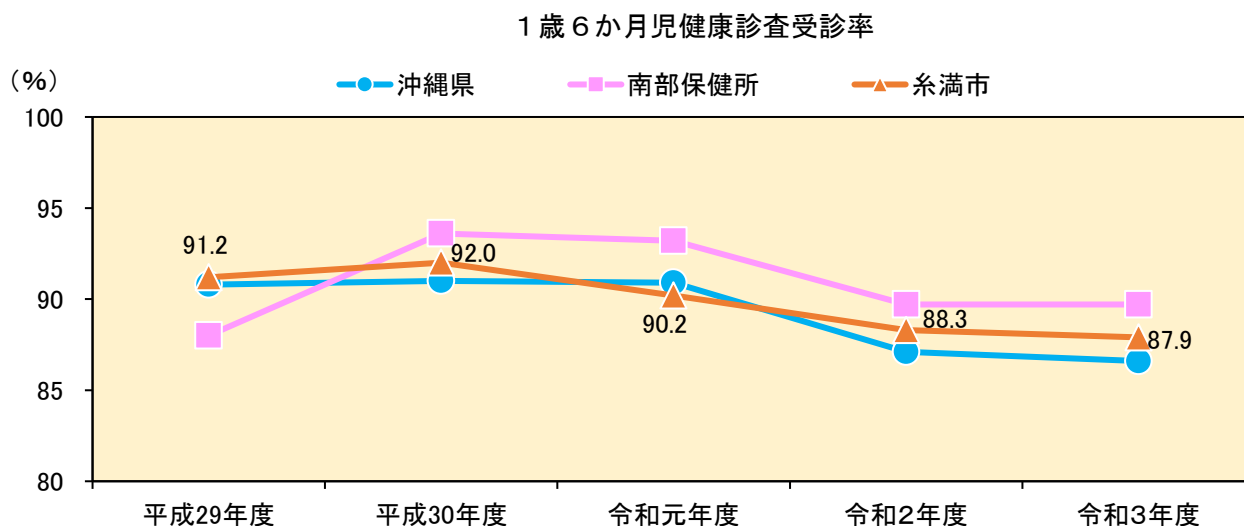
糸満市における乳児(3～5か月児)健康診査受診率は、令和元年度の89.6%から令和2年度には80.7%に下がり、令和3年度には84.3%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

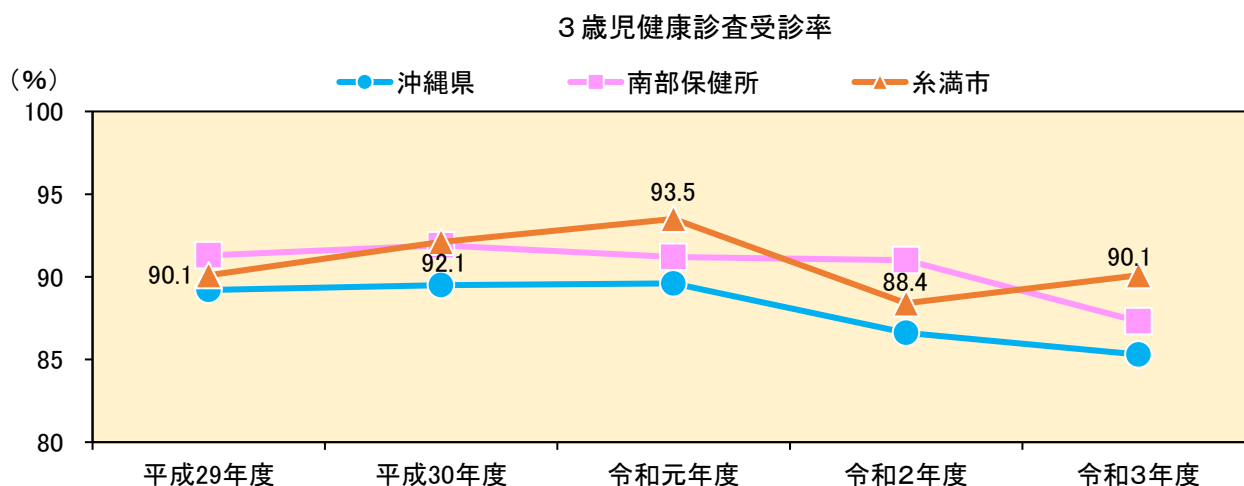
糸満市における1歳6か月児健康診査受診率は、平成30年度の92.0%から年々低下しており、令和3年度には87.9%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

(3) 3歳児健康診査受診率

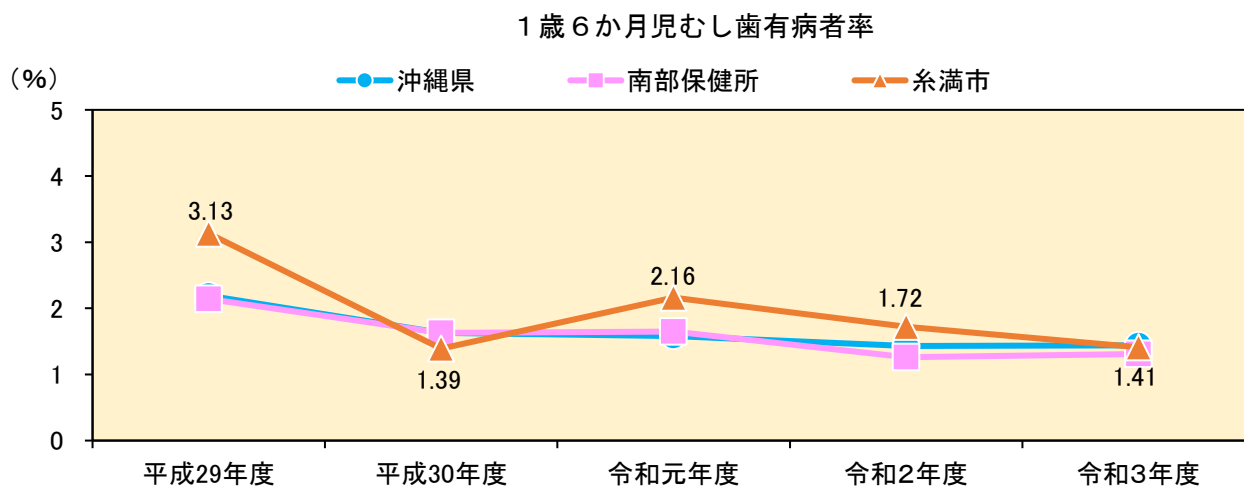
糸満市における3歳児健康診査受診率は、平成29年度の90.1%から令和2年度には88.4%に下がりましたが令和3年度には上昇し、90.1%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

(4) 1歳6ヶ月児むし歯有病者率

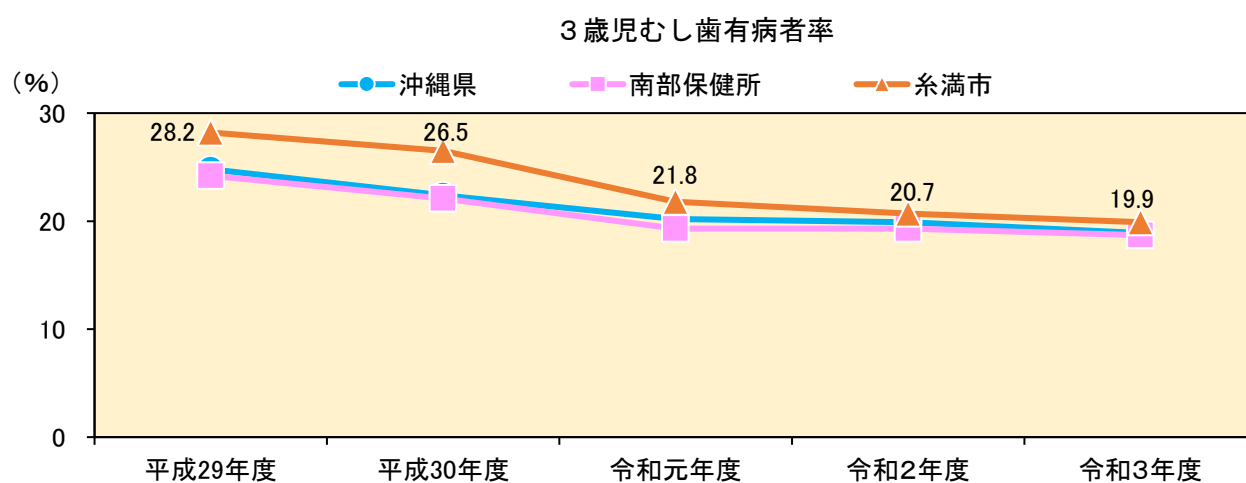
糸満市における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成29年度は3.13%でしたが、その後下降傾向で推移し、令和3年度には1.41%となっています。



資料:沖縄県の母子保健

(5) 3歳児むし歯有病者率

糸満市における3歳児むし歯有病者率は、平成29年度は28.2%でしたが、その後は年々低下し、令和3年度には19.9%となっています。



資料：沖縄県の母子保健

4. アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

①調査目的

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

②実施概要

子育てに関するアンケート調査の概要

調査対象	抽出条件	調査方法	配布数	有効回収数
就学前児童 (0～5 歳) 保護者	入所児童：0-5 歳条件付抽出 未入所児童：入所のきょうだ い児がいる世帯を除く児童	施設／郵送配付 施設・郵送・WEB 回収	2,500	1,184 (47.4%)
就学児童 (1～6 年生) 保護者	各学校、各学年 1 組、2 組	学校配付 郵送・WEB 回収	2,700	682 (25.3%)
教育保育施設	全施設	施設配付 郵送・WEB 回収	62	40 (64.5%)
教育保育従事者	全施設の全保育士	施設配布・施設掲示 WEB 回収	—	165
こども・若者 (小学 5 年生)	各小学校、5 年生全員	学校配付 WEB 回収	660	197 (29.8%)
こども・若者 (中学 2 年生)	各中学校、2 年生全員	学校配付 WEB 回収	650	60 (9.2%)
保護者 (中学 2 年生)	各中学校、2 年生と併せて配布	学校配付 郵送・WEB 回収	650	110 (16.9%)
調査期間				
令和 5 年 12 月 12 日 ～ 12 月 28 日				

(2) 子ども・子育て支援事業計画関連調査

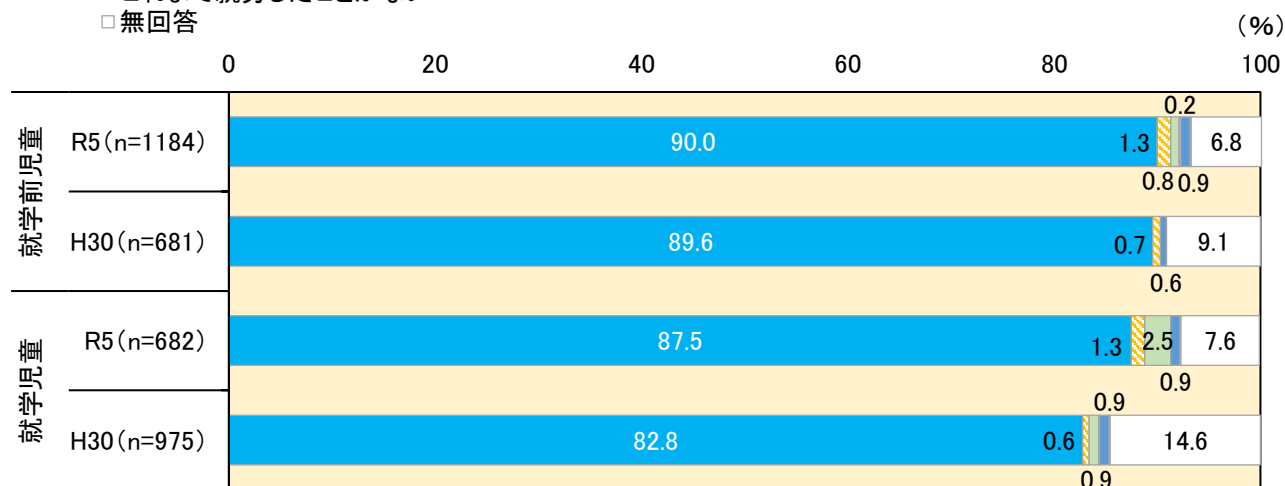
①保護者の就労状況について

父親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が就学前児童で 91.3%、就学児童で 88.8%となっています。同じく母親の就労状況は、フルタイム（育休含む）での就労が、就学前児童で 55.5%、就学児童で 36.3%となっており、育休を含めて就労している（フルタイム、パート・アルバイト等）割合は、就学前児童では 83.1%、就学児童では 59.6%となっています。

前回調査と比較すると、父親は就学前児童・就学児童ともに大きな差異はありませんが、母親は就学前児童の就労割合が高くなっています。

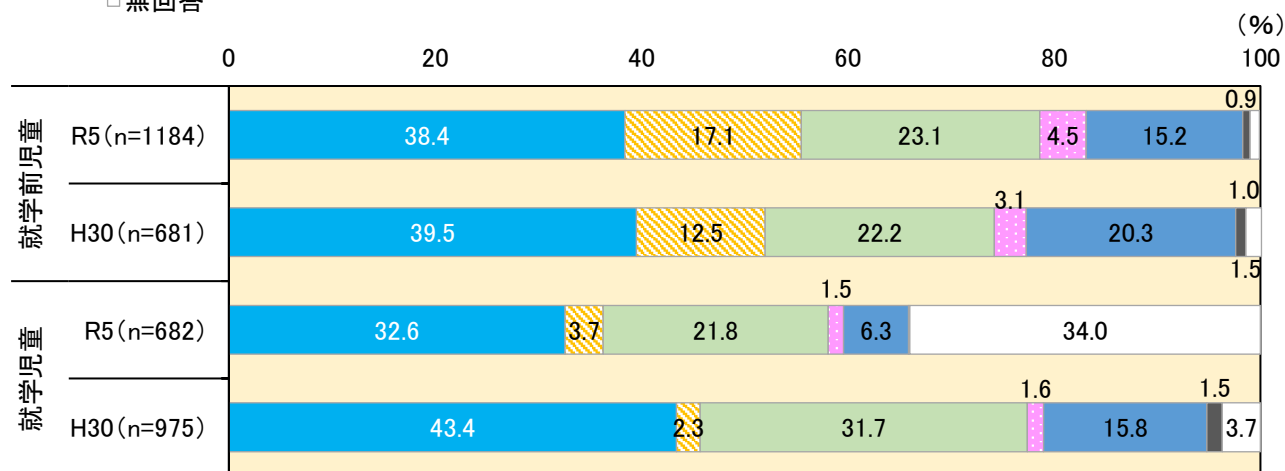
父親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



母親の就労状況（前回調査との比較）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

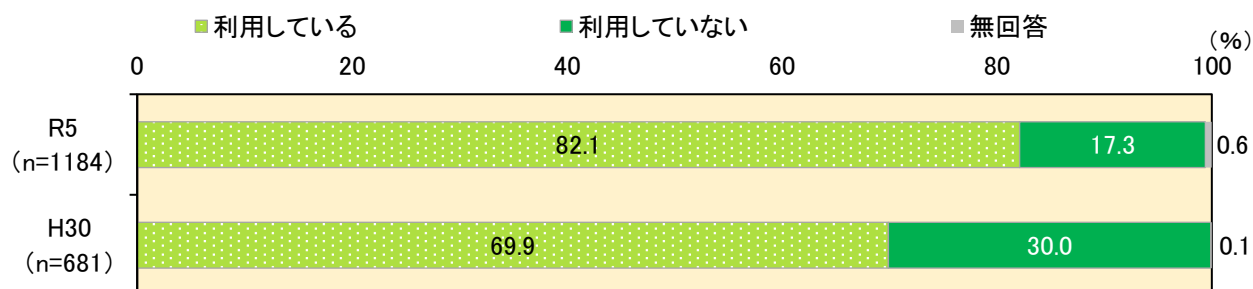


②平日の定期的な教育・保育事業の利用について

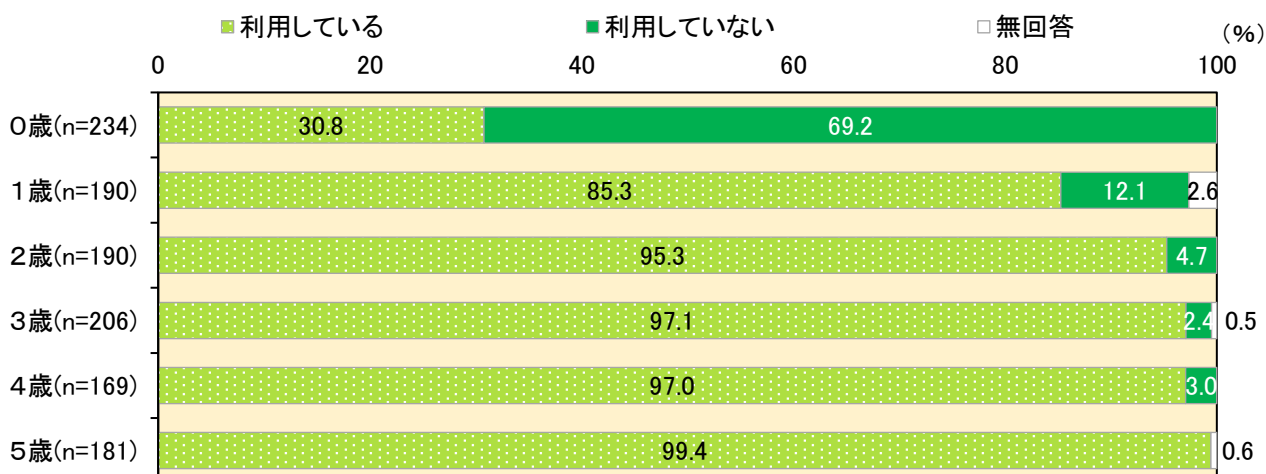
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 82.1%となっており、前回調査と比較すると、「利用している」の割合は高くなっています。

年齢別の利用状況を見ると、1 歳児以上では 80%以上の就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者：前回調査との比較）



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者：年齢別）



年齢別 教育・保育事業の利用有無

区分	今回		前回	
	回答者実数	利用している	回答者実数	利用している
0歳児	234	30.8%	126	18.3%
1歳児	190	85.3%	109	55.0%
2歳児	190	95.3%	79	72.2%
3歳児	206	97.1%	99	83.8%
4歳児	169	97.0%	98	94.9%
5歳児	181	99.4%	101	96.0%
6歳児	—	—	58	98.3%
合計	1,170	82.0%	670	70.1%

※年齢を回答していない方がいるため、全体グラフと相違があります。

③教育・保育事業の居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区

教育・保育事業の居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区について、「真壁小」、「糸満小」で需要と供給のミスマッチが起こっています。

小学校区別 居住地区と利用している教育・保育事業実施地区

利用地区 居住地区	回答者実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	125	46.9%	8.6%	10.9%	4.7%	7.8%	6.3%	3.1%	1.6%	0.0%	5.5%	2.3%
糸満南小学校区	137	17.1%	48.6%	6.4%	4.3%	7.9%	2.1%	4.3%	0.0%	0.7%	0.7%	5.7%
西崎小学校区	160	6.8%	5.0%	57.8%	16.1%	9.3%	1.9%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	1.2%
光洋小学校区	80	5.0%	0.0%	13.8%	65.0%	7.5%	3.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%
潮平小学校区	128	6.2%	1.5%	6.2%	8.5%	63.1%	4.6%	2.3%	0.0%	0.8%	0.8%	4.6%
兼城小学校区	202	7.8%	1.5%	3.9%	2.9%	13.7%	60.3%	2.9%	0.5%	0.5%	0.0%	4.9%
高嶺小学校区	42	7.1%	7.1%	2.4%	0.0%	7.1%	7.1%	47.6%	0.0%	2.4%	4.8%	14.3%
真壁小学校区	34	14.3%	8.6%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	11.4%	31.4%	2.9%	20.0%	2.9%
喜屋武小学校区	13	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	15.4%	46.2%	7.7%	0.0%
米須小学校区	28	10.7%	3.6%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	3.6%	10.7%	3.6%	64.3%	0.0%
合計	949	14.2%	10.4%	15.4%	11.3%	16.5%	15.9%	4.7%	2.0%	1.5%	3.9%	4.1%

小学校区別 居住地区と利用を希望する教育・保育事業実施地区

利用したい 地区 居住地区	回答者実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	159	82.9%	2.4%	0.6%	2.4%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	0.6%	3.0%	1.8%
糸満南小学校区	155	7.3%	73.8%	1.2%	2.4%	1.2%	1.8%	2.4%	1.2%	0.0%	0.6%	2.4%
西崎小学校区	183	5.2%	2.6%	74.7%	3.6%	4.6%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%
光洋小学校区	96	2.0%	0.0%	6.9%	70.3%	8.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
潮平小学校区	154	1.3%	0.6%	1.3%	1.9%	86.8%	1.9%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.9%
兼城小学校区	233	2.1%	0.8%	2.1%	1.2%	3.3%	78.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%
高嶺小学校区	48	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	2.0%	9.8%	66.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%
真壁小学校区	37	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.1%	0.0%	2.6%	2.6%
喜屋武小学校区	11	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	8.3%
米須小学校区	29	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	80.6%	3.2%
合計	1,105	14.9%	12.1%	14.1%	7.9%	14.5%	18.0%	3.8%	3.4%	0.8%	2.8%	3.2%

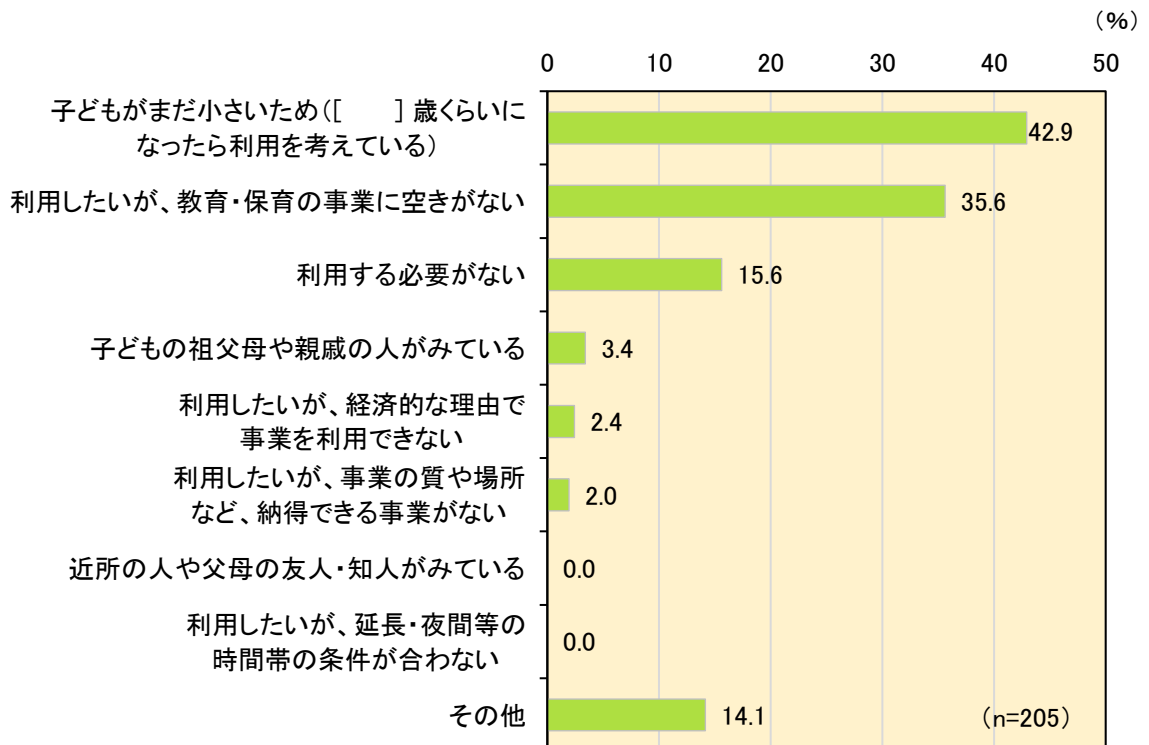
居住地区別施設利用地区・施設利用希望地区

居住地区 利用 希望地区	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外(全体)
利用地区	46.9%	48.6%	57.8%	65.0%	63.1%	60.3%	47.6%	31.4%	46.2%	64.3%	4.10%
希望地区	82.9%	73.8%	74.7%	70.3%	86.8%	78.2%	66.7%	82.10%	58.30%	80.60%	3.20%
利用・希望 差異	36.0%	25.2%	16.9%	5.3%	23.7%	17.9%	19.1%	50.7%	12.1%	16.3%	0.9%

④平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由について

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由についてみると、「子どもがまだ小さいため（〔 〕歳くらいになったら利用を考えている）」が 42.9%と最も高く、次いで「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」の 35.6%、「利用する必要がある」の 15.6%となっています。

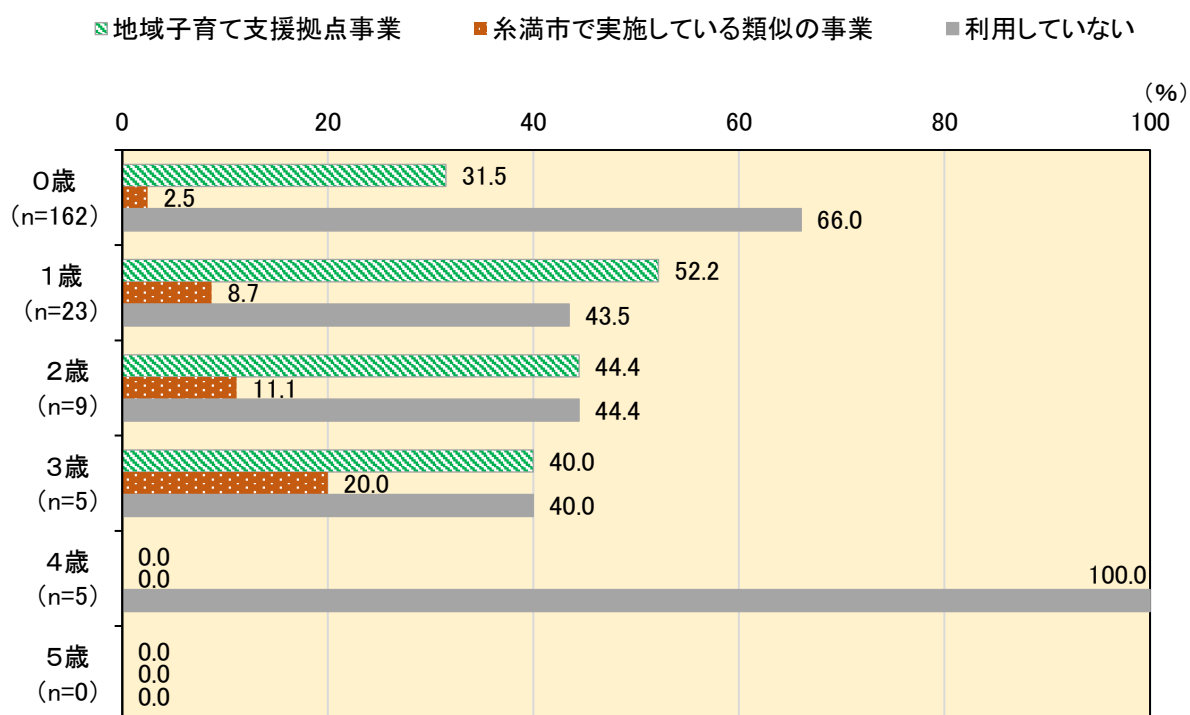
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童保護者）



⑤地域子育て支援拠点事業の利用について

地域子育て支援拠点事業は、主に平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方が利用する事業であることから、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない方の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は、1歳では 52.2%、2歳、3歳では 40%以上が利用しています。同様に「糸満市で実施している類似の事業」についてみると、「地域子育て支援拠点事業」より利用割合は低いものの、0～3歳で利用されています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童保護者：年齢別）



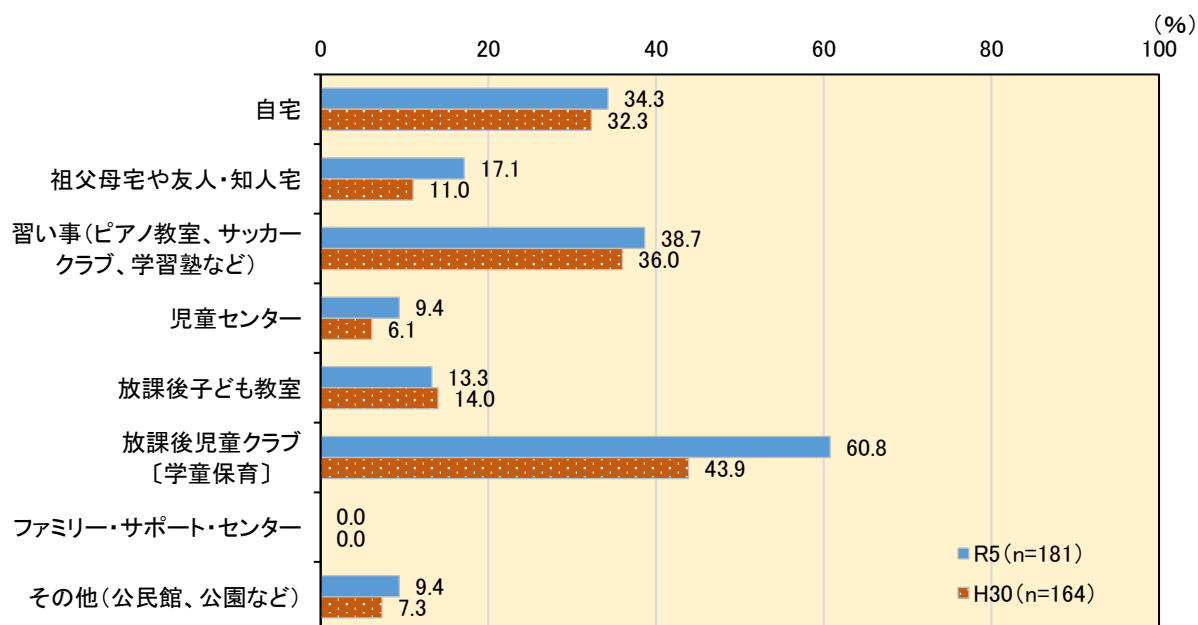
⑥放課後の過ごし方について

就学後、低学年時にどのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、就学前児童（5歳児）は、「放課後児童クラブ」が60.8%と最も高く、次いで「習い事」の38.7%、「自宅」の34.3%となっています。

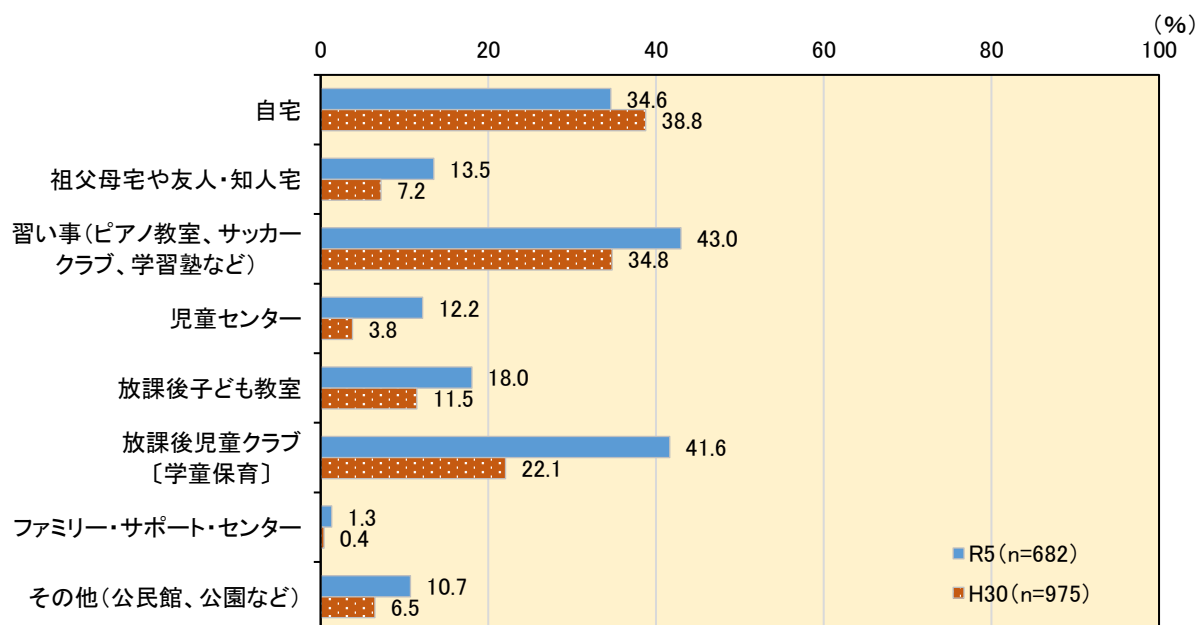
就学児童については、「習い事」が43.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の41.6%、「自宅」の34.6%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに、「放課後児童クラブ」が大きく上昇しています。

低学年時の放課後の過ごし方についての希望（就学前児童保護者：5歳児）
（前回調査との比較）



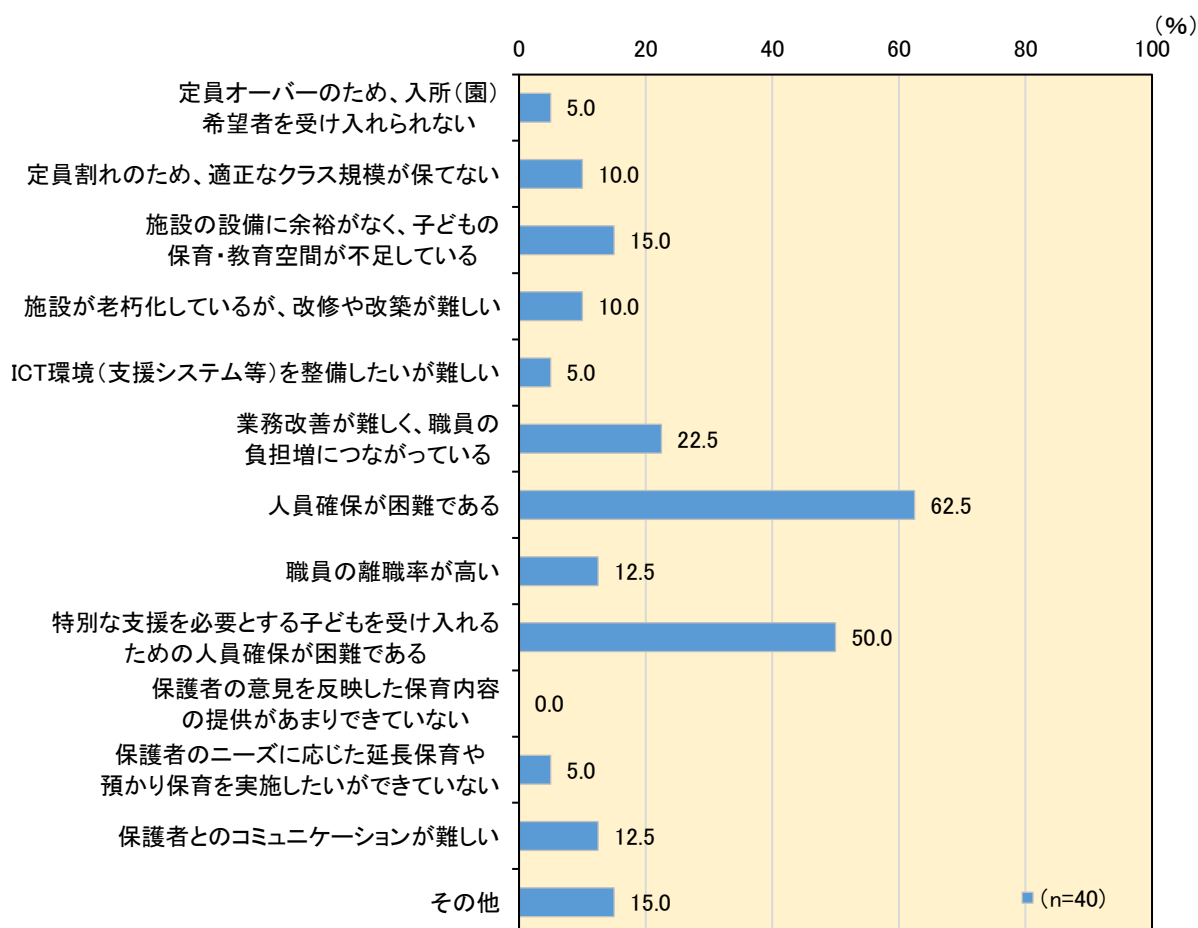
低学年時の放課後の過ごし方についての希望（就学児童保護者）
（前回調査との比較）



⑦教育・保育施設の課題

教育・保育施設への調査結果から、施設の運営上、特に問題となっていることは、「人員確保が困難である」が 62.5%と最も高く、次いで「特別な支援を必要とする子どもを受け入れるための人員確保が困難である」の 50.0%、「業務改善が難しく、職員の負担増につながっている」の 22.5%となっています。

施設の運営上、特に問題となっていること（教育・保育施設）



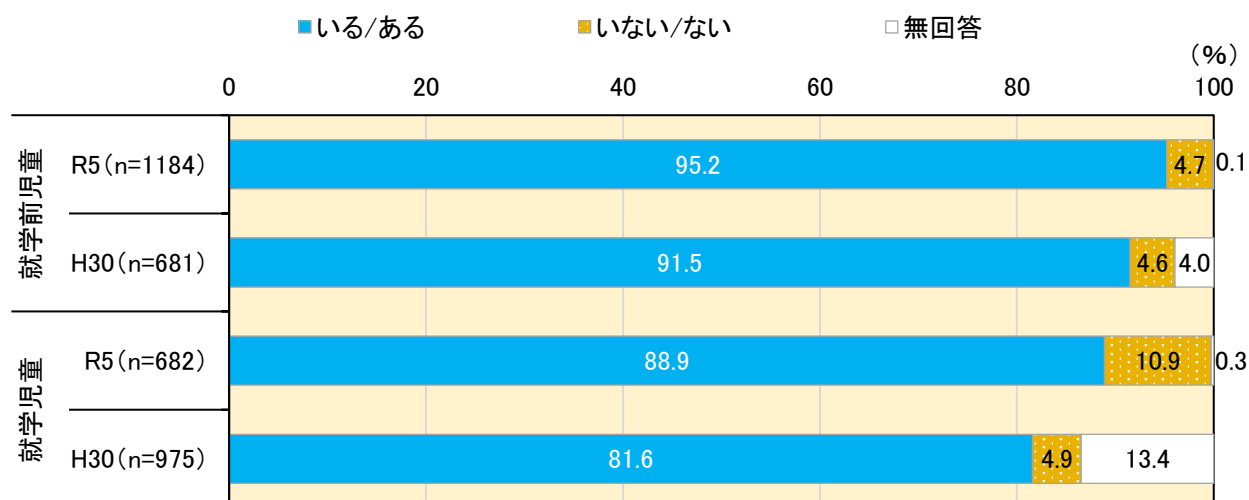
(3) 次世代育成支援行動計画関連調査

①子育て・教育をする上での相談先について

相談先が「いる/ある」は就学前児童が 95.2%、就学児童が 88.9%、「いない/ない」は就学前児童が 4.7%、就学児童が 10.9%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「いる/ある」が上昇していますが、就学児童においては、「いない/ない」も大きく上昇しています。

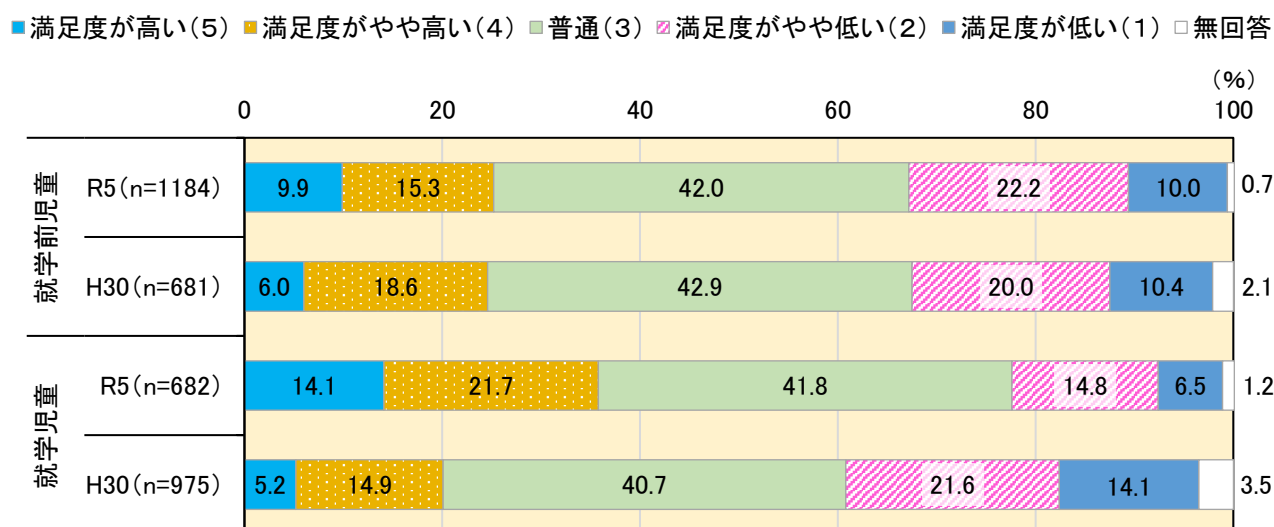
子育て・教育をする上での相談先の有無



②子育て満足度（子育てのしやすさ）について

子育て満足度は、就学前児童では『満足度が低い（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）』が『満足度が高い（「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計）』を上回っており、就学児童では下回っています。前回調査と比較すると、『満足度が高い』は就学前児童では 24.6%から 25.2%、就学児童では 20.1%から 35.8%と高くなっています。

子育て満足度（前回調査との比較）



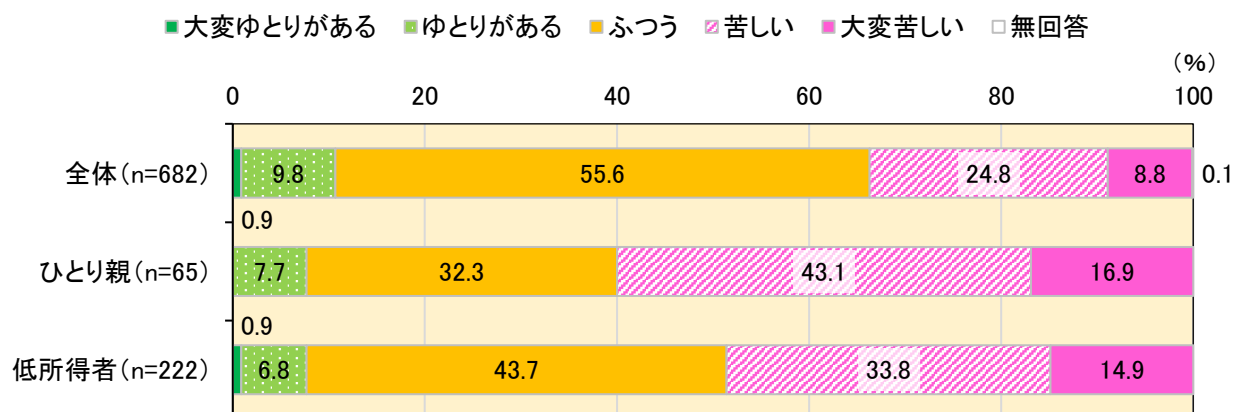
(4) こどもの貧困対策計画関連調査

①暮らしの状況について

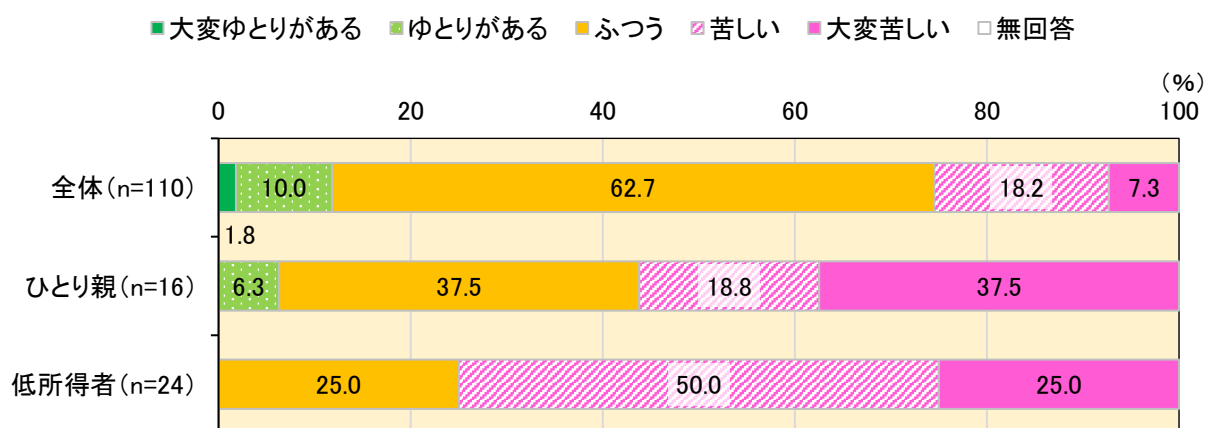
就学児童保護者では、全体でみると「ふつう」の割合が最も高く、次いで「苦しい」となっています。世帯・所得別でみると、ひとり親では「苦しい」の割合が最も高くなっています。

中学2年生保護者では、就学児童保護者同様、「ふつう」の割合が最も高く、次いで「苦しい」となっています。世帯・所得別でみると、『苦しい（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）』の割合は、低所得者世帯では75.0%、ひとり親世帯では56.3%となっています。

ご家庭の暮らしの状況【就学児童保護者】



ご家庭の暮らしの状況【中学2年生保護者】

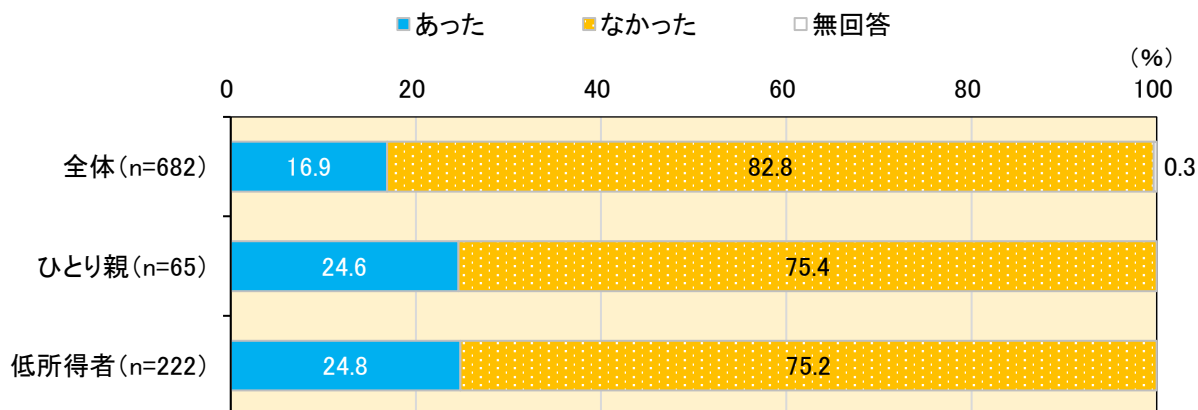


②お子さんを医療機関で受診させなかったことがあるか

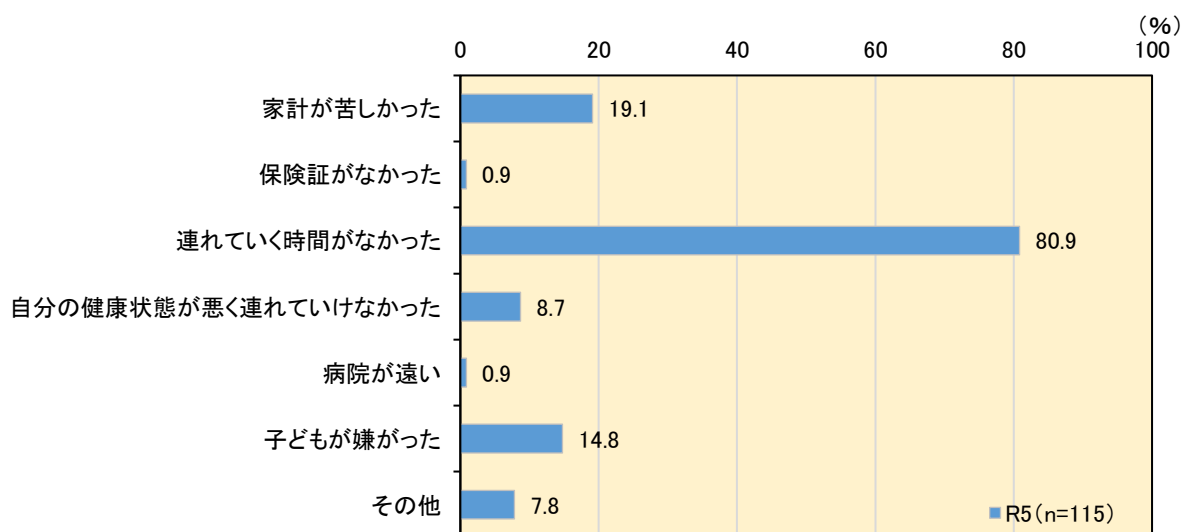
過去一年間に、お子さんを病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったかについて、「あった」は16.9%、「なかった」は82.8%となっています。

「あった」と回答した方の理由について、「連れて行く時間がなかった」が80.9%と最も高く、次いで「家計が苦しかった」の19.1%となっています。

お子さんを医療機関で受診させなかったことの有無（就学児童保護者）



お子さんを医療機関で受診させなかった理由（就学児童保護者）



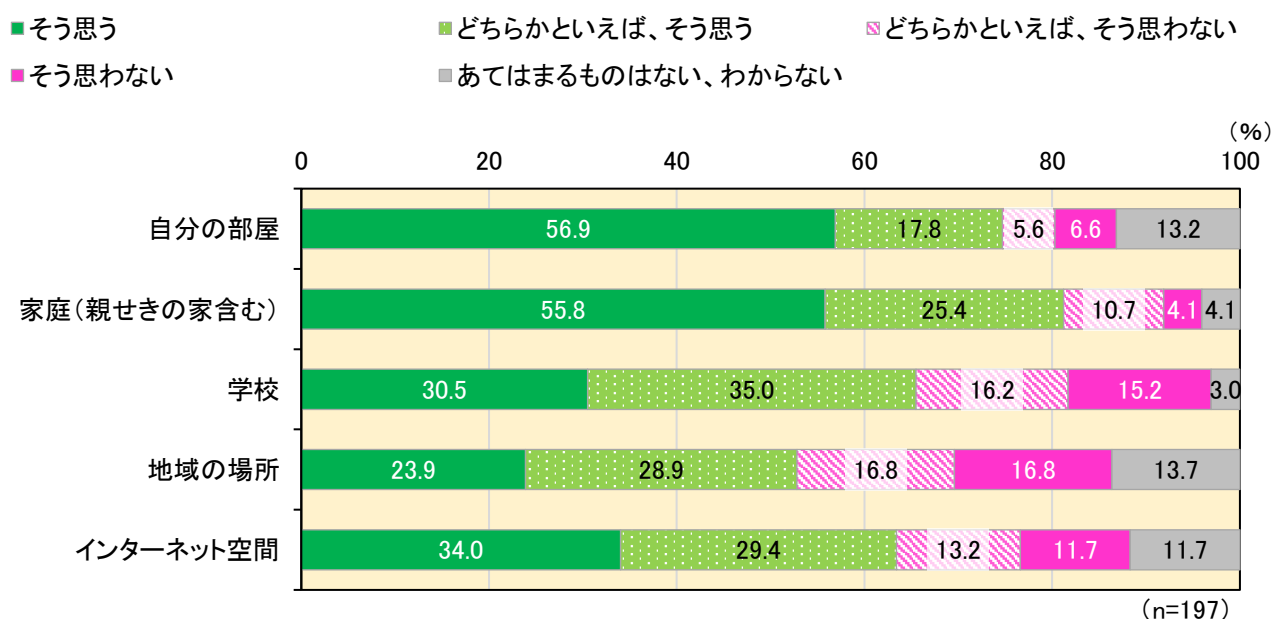
(5) 子ども・若者計画関連調査

①居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について

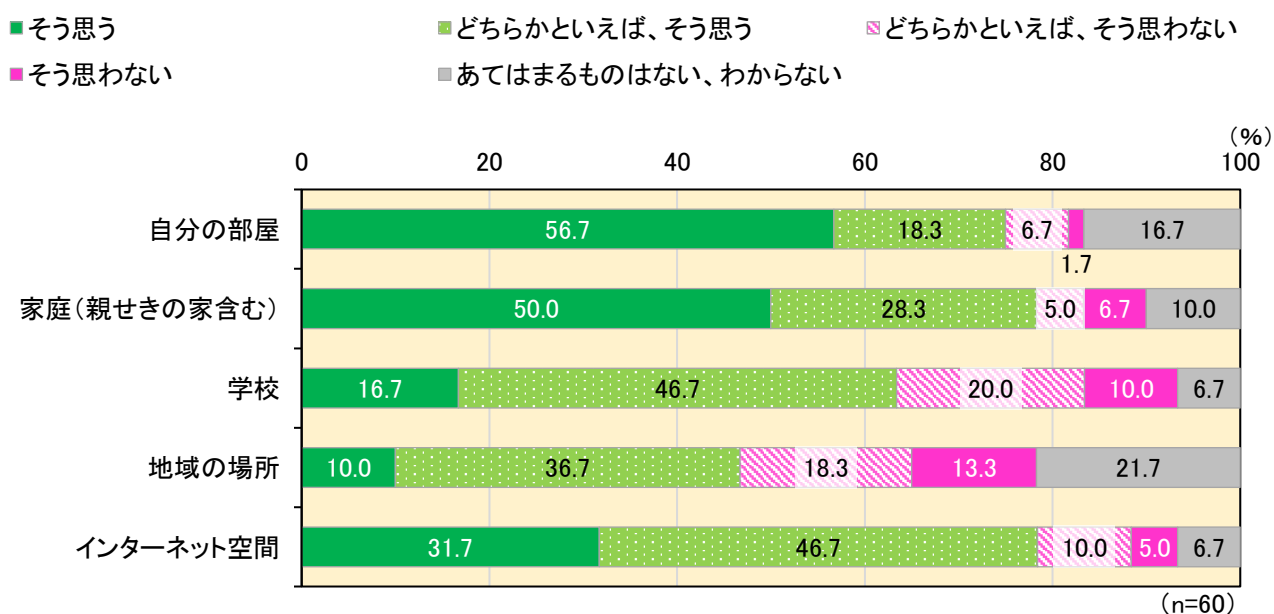
居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について、居場所になっていると『思う（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）』は、小学5年生では家庭（親せきの家含む）が 81.2%と最も高く、中学生ではインターネット空間が 78.4%と最も高くなっています。

一方で、『思わない（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）』は、地域の場所が最も高く、小学5年生で 33.6%、中学2年生で 31.6%となっており、次いで学校が小学5年生で 31.4%、中学2年生で 30.0%となっています。

あなたにとって居場所になっているか（小学5年生）



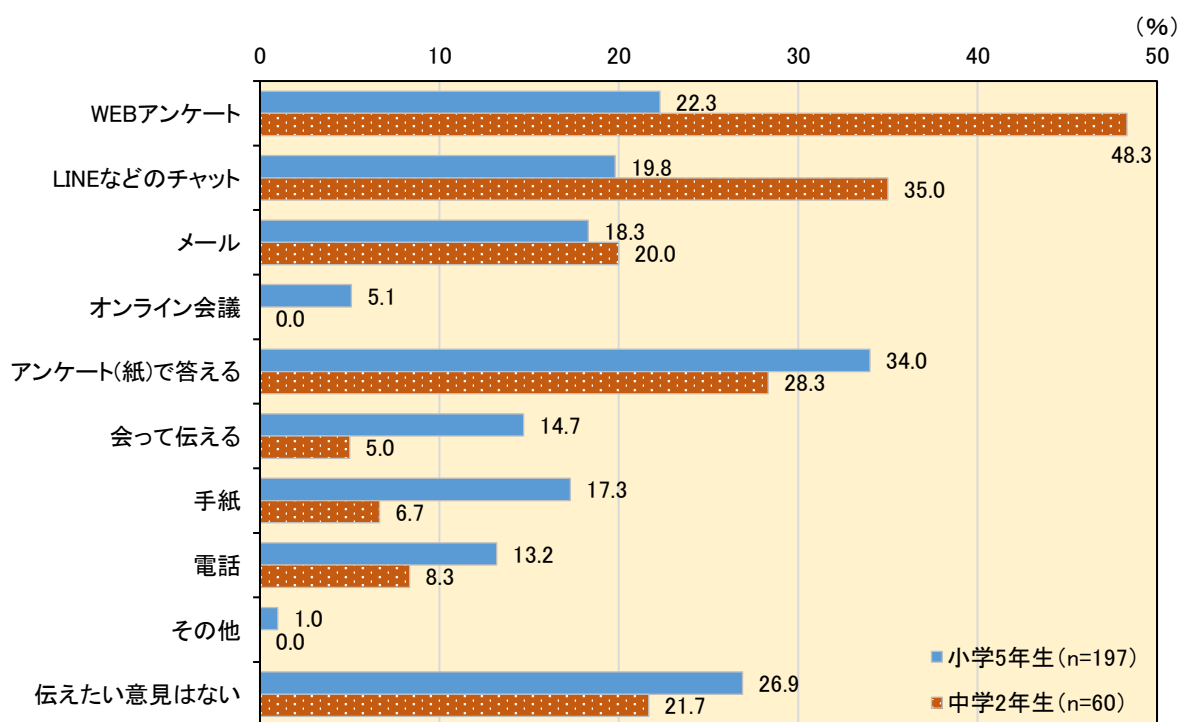
あなたにとって居場所になっているか（中学2年生）



②制度や取組みについての意見を糸満市に伝えやすい方法について

国の制度や糸満市の取組みについて思ったことや意見を糸満市役所に伝えるときの、伝えやすい方法について、小学5年生では「アンケート(紙)で答える」が 34.0%と最も高く、次いで、「伝えたい意見はない」を除き、「WEB アンケート」の 22.3%、「LINE などのチャット」の 19.8%となっています。中学2年生では「WEB アンケート」が 48.3%と最も高く、次いで「LINE などのチャット」の 35.0%、「アンケート(紙)で答える」の 28.3%となっています。

糸満市に意見を伝えやすい方法（小学5年生、中学2年生）



5. 関係団体調査結果概要

(1) 調査概要

①調査目的

本市において子どもや家庭への支援に関わっている関係団体に対し、困難を抱える子どもや家庭のケースについてヒアリングシートによる調査を実施しました。

②調査対象・調査時期

ヒアリング団体属性	団体名
子育て支援センター・子育て広場	子育て広場ぽかぽか
	子育て広場まかべ
ファミリー・サポート・センター	糸満市ファミリー・サポート・センター
こども食堂運営者	子どもカフェ@よつば
子どもの居場所運営者	拠点型子供の居場所 いっぱ
	ふらっとこうえん前
	自立支援室 希望(のぞみ)
児童センター職員	がじゅまる児童センター
	西崎太陽児童センター
外国人子育て支援に係る皆様	NPO 法人 子育て応援隊いっぱ
	ふらっとこうえん前
支援員(引きこもり・不登校)	こども未来課: 子供支援サポーター
調査時期	
令和5年7月18日 ~ 令和5年7月26日	

(2) 各支援団体の調査結果

①支援が必要な子ども、家庭の問題

親が障がいや病気を抱えていたり、生きづらさを感じていたりする状況が見られ、特にひとり親世帯では、より困難な状況が見受けられます。また、育児放棄や子どもへの無関心といった問題も報告されています。

児童については、保護者に起因する生活環境の悪化により、問題行動や不登校、家庭に居場所がないといった状況が見られます。また、発達に課題がある児童のケースも多く見受けられます。

ア) 子育て支援センター・子育て広場

- 育てにくさを感じ、家にいることを苦痛と感じている
- 発達に関する専門機関の支援について、相談先や方法で困っている
- 育児ストレスにどう対応すればよいか困っている
- こどもの発達や問題行動に困っている

イ) 子どもの居場所・児童センター・子どもカフェ

- 「何も食べていない」、「家に食べる物が無い」等、日常的に気になる発言がある
- 身なりや衛生面で気になる児童がいる(家の室内は荒れ、不衛生)
- 親の問題(育児放棄、精神疾患、病気など)による引きこもり、不登校、ゲーム依存など
- こどもの自傷行為
- 水道が止まるなど、生活環境が悪い(両親が家庭をかえりみない、病気など)
- 親が家庭に帰らず、こどもに無干渉
- 親がご飯を作らない

- 家、学校で居場所がない
- 親がこどもの気持ちを考えない
- こどもが親の顔色ばかり見ている
- 気になるお子さんについて、親に伝えても反応が薄い
- 気になる言動が見られる児童は、きょうだいに非行傾向がある場合や、ひとり親世帯で多く感じる
- 発達に課題がある児童が多い
- 暴言やすぐ切れる等の行動があり、注意・指導も聞かず、他のこども達に悪影響を及ぼしている
- 「両親のケンカを目撃した」等の発言がある場合は、こども達も落ち着きがなく、不安定である
- こども自身にエネルギーがなく外に出られない
- 親がこどもの自立に対しての意識が薄い(過干渉)
- 親に困り感がなく、他者へも相談しない
- 親自身も養育環境が良くない中で育ってきた

ウ) 外国人子育て支援関係団体

- 同年代との学習にはついていけず学校の配慮のもと、補習や通級指導を実施
- 発達や精神的な課題がある場合、検査等の対応はどうか
- 文化やルール、言語、その他こども達の医療機関等、情報がわからず困っている
- 日本語を理解出来る父親が家族のサポートで仕事を休むことがある

エ) 支援員

- 不登校
- ひきこもり
- 遊び非行傾向のこども
- ゲーム依存
- 小児糖尿病
- 保護者の病気(パニック症)
- 親の養育能力不足、理解力不足
- 生活困窮
- 親がこどもの特性を理解していない
- 将来に対する親子の不安感の違い
- 家庭内のコミュニケーション不足(家庭教育、家庭学習など)、見守り・声かけが不足

② 取組みや支援の状況

各団体ともにこどもや保護者に関わる際には、「話を聞く」、「寄り添う」、「見守る」などを大切に、ラインや通訳アプリなどを活用して、より密な保護者とのコミュニケーションを行うなど、信頼関係の構築に向けた対応をしています。

居場所としては、「気軽に話に来られるような雰囲気づくり」、「安心できる居場所づくり」を行っている団体が多くなっています。

また、支援の状況として、発達に課題のある児童への取組みも多くみられ、保護者への情報提供や支援機関の紹介等も多く行っています。

ア) 子育て支援センター・子育て広場

- 保護者から発達に関する相談や申し出に対応
- 支援に必要な関係機関の紹介や情報提供
- 他機関に繋がった後も、保護者が気軽に話に来られるような雰囲気作り・関係作り
- 保護者の思いに寄り添い、悩みを丁寧に聞き取る、一緒に考える

イ) 子どもの居場所・児童センター・子どもカフェ

- 必要な機関へつなぐ、情報提供を行う
- 発達課題があるこどものフォロー（トラブルになる前の声掛けや行動の見守りなど）
- 保護者との日々の情報共有
- 学校との連携による学習課題の取組み支援、学校訪問や担任の来室支援等
- アウトリーチ、配食支援で見守りを継続
- 自立に向けた支援
- こども、保護者の話や気持ちを聞く
- 家庭的な雰囲気にするなど過ごしやすい居場所にする

ウ) 外国人子育て支援関係団体

- 通訳アプリを用いてコミュニケーションを図る
- クリスマス会などのイベント開催
- お互いの国の文化の理解
- 相談機関や利用できる施設の紹介

エ) 支援員

- 家庭訪問
- こどもの居場所へのつなぎ
- 見守り・声掛け・話を聞く、受容・傾聴・共感
- 無料塾、待学園、母子広場、医療機関、訪問看護等、必要に応じて案内・同行・手続き支援
- 学校内の定例ミーティングやケース会議等への参加
- 学校内の自立支援教室での支援、不登校児の登校支援
- 学校から情報収集、家庭教育の応援・支援
- 進学就業の情報収集
- 生活面での同行・サポート
- フードバンク活用に関すること
- 社協や市役所の資源活用、児童家庭相談室との連携、民生委員・児童委員との行動連携

③家庭において安心して子育てができ、こどもが健やかに育つための環境や支援に必要なこと

必要な人が必要な時に利用できる場所や支援、相談しやすい環境づくり、支援に繋ぐための人材確保を求める回答が多くなっています。

ア) 子育て支援センター・子育て広場

- 親子で遊べる場の拡充
- 一時預かり等の事業拡充と料金体系も含め気軽に利用できるような支援
- ひとり親世帯や、就労・育児疲れなど保護者の状況やこどもの育ちにに応じた支援

イ) 子どもの居場所・児童センター・子どもカフェ

- 保育園や学童などを必要とする子や家庭がみんな利用出来る環境
- 子育てや教育に対する支援の横の連携を整理し簡素化する
- スムーズな申請を支援するコンシェルジュ的な補助者
- 支援機関のコーディネートをする機関や人材
- こどもそれぞれに合った居場所の確保（学校、居場所、児童館、フリースクール等）
- 日ごろから利用しているところで相談しやすい環境（学校、こども園、児童館）
- 保育園等が決まってない幼児連れの妊婦への保育サービス
- 地域全体での取組み
- 待機児童をなくすこと

ウ) 外国人子育て支援関係団体

- 外国人子育て家庭への支援（通訳、日本語習得の学習支援など）
- 多文化の理解促進

エ) 支援員

- こども未来課内に、保護者の相談に迅速に応じてくれる心理の専門家の配置
- 遊び非行傾向のこどもを支援する居場所
- 今まで以上に教育・行政・地域の行動連携
- 相談や支援機関をわかるようにする（たらい回しにならないように明確にする）
- 引きこもりや不登校支援において、理解を深め、関わりを継続していける人材を地域住民の中から育成し組織化する

(3) ファミリー・サポート・センターの状況

近年では、外国人世帯の利用（相談）が増えています。また、ひとり親世帯に加え、多子、療育が必要なお子さんがある、また、県外市外出身で身近に頼れる身内がないなど、親が抱える悩みが重複している相談が多くなっています。困難な事例としては、夜間の預かりや当日の依頼、初めての依頼時などがあり、場合によっては対応できないこともあります。

また、利用ニーズは増加しているものの、実際に活動できる「まかせて会員」が少なく、人材確保が今後の課題となっています。

利用状況（利用状況の高い順）

利用目的	年間件数 (R5. 4-R6. 3)
保育施設からのお迎え	230
塾への送り	223
小中学校からの迎え	175
学童からの迎え	155
仕事のため・残業のため、預かり	130
保育・育児サポート（見守り）	118
外出・リフレッシュのため預かり	101
保育施設への送り	85

(4) 市へ望むこと

ア) 子育て支援センター

- 子育て家庭が集まる場の提供を継続しつつ、専門知識や技術をもった職員が地域に出向き、子育て家庭の孤立を防ぐ活動
- 一時預かり事業の拡大
- 園に通っていないお子さんの保育施設等との交流（体験）の場
- 天候に左右されない遊び場の充実（室内遊具などの充実）
- 健康相談、発達相談の充実（心理士・保健師による相談）

イ) 子どもの居場所・子どもカフェ・児童センター

- 課題のある家庭について、行政側からの情報提供
- 支援金補助等の一時的な貧困対策ではなく、根本的な貧困解消対策が必要
- 色々な支援の取組みについて必要とするところへ情報が行き届くような工夫
- こどもたちが安心して過ごせる居場所の確保(ハード面)
- 不登校児童へのアプローチ(居場所、見守り体制など)
- 支援したい企業・団体と支援を受けたい団体のマッチングを可能にする(アプリやシステム等)

ウ) 外国人子育て支援関係団体

- 会を開催するにあたり金銭的なことと、会場の借用
- 行政に外国人次第が出来る窓口、専門スタッフの配置

エ) 支援員

- こども未来課内に心理の専門家の配置
- 遊び非行傾向のこどもの居場所
- 各地域の公民館等を活用したこどもの居場所の設置
- 学校、教育委員会の方々に福祉を理解してほしい
- 家庭と学校を結ぶソーシャルワークを実践し、地域の拠点となる支援者・支援団体との協働
- 地域住民が集まり、情報交換等ができる拠点を設置し、継続的な見守り、声掛けの体制を整備する
- 地域に根差した人材を育成し、活動を支えるための資金提供
- 地域全体で子育てを支援できる環境を作る

オ) ファミリー・サポート・センター

- サポート料や交通費などの見直しにかかわって欲しい
- アドバイザーの資質向上(人材育成)のために研修費用やその時間などの保障
- 健康推進課をはじめ関わりのある課・係との情報交換など定期的な機会を設ける

(5) 地域や他の団体に望むこと、協力を求めたい人・組織・団体など

- 子育て支援情報の周知
- 児童館等を借りる際に、当日の予定がわからないため、事前予約だと予約が取りづらい
- 地域パトロール、交通安全等、日々の大人の見守り、声かけがこどもたちの安心感と前向きな気持ちを育てるような草の根的な活動促進
- 各地区の公民館、児童館等を核に地域の人を巻き込んだ活動、及び参加者の拡大、孤立解消
- 民生委員による担当地域の外国人へ声掛け、見守り、必要に応じて関係機関へつなぐ
- 商工会の協力
- 建設業協会の協力
- 民生委員児童委員協議会の協力
- こどもたちがやっているゲームの大会を計画・実施してくれる組織・団体
- 学校の先生方の協力
- 地域住民の協力
- カウンセリング能力を備え、こども目線で声掛け、受容・傾聴・共感できる人材
- 一人ひとりの学習課題(強み)を見つけ自己肯定感(達成感)を与えることができる人材
- アンガーマネジメントに関するプロフェッショナル

6. 現行計画評価

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

①教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

ア 1号認定+2号認定(教育ニーズ)

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	550	540	533	385	378
	確保方策	人	684	769	769	689	689
実績 (実人数)	申請者数	人	467	383	372	360	331
	利用者数	人	463	366	348	335	303

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し、実績値は4月1日時点

イ 2号認定(保育ニーズ)

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	1,676	1,642	1,621	1,735	1,695
	確保方策	人	1,684	1,793	1,805	1,805	1,805
実績 (実人数)	申請者数	人	1,736	1,756	1,782	1,759	1,751
	標準時間 認定者数	人	1,492	1,485	1,490	1,488	1,491
	短時間 認定者数	人	236	265	286	245	252

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し、実績値は4月1日時点

ウ 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策

【0歳児】

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	323	319	318	237	232
	確保方策	人	313	334	334	303	321
実績 (実人数)	申請者数	人	233	224	239	201	185
	標準時間 認定者数	人	188	170	193	151	139
	短時間 認定者数	人	37	41	33	39	36

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し、実績値は4月1日時点

【1-2歳児】

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	1,081	1,092	1,097	1,049	1,054
	確保方策	人	1,043	1,113	1,113	1,035	1,060
実績 1-2歳児 合計	申請者数	人	1,075	1,068	1,076	1,082	1,059
	標準時間 認定者数	人	853	847	839	824	823
	短時間 認定者数	人	118	148	120	148	173

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し、実績値は4月1日時点

②地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	箇所	2	2	2	2	2
	実績	箇所数	2	2	2	2	2

※各年 4 月 1 日時点

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人日	32,464	32,567	32,626	32,375	32,050
	確保方策	箇所	3	3	3	3	3
実績	利用人数 (延べ人数)	人日	10,069	4,817	11,678	17,073	(17,073)
	箇所数	箇所	3	3	3	3	3

ウ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人回	10,150	10,052	9,996	8,160	7,992
	確保方策	人回	10,150	10,052	9,996	8,160	7,992
実績	受診回数	人回	9,125	7,799	7,227	6,473	(6,720)
	1人当たり 受診回数	回	-	-	13	12	(12)

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し

※令和6年度は、R6年6月末時点の親子健康手帳発行件数をもとに算出

エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	725	718	714	680	666
	確保方策	人	725	718	714	680	666
実績	訪問人数	人	597	605	633	544	(560)

※令和6年度は、R6年6月末時点の親子健康手帳発行件数をもとに算出

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	254	251	250	15	15
	確保方策	人	254	251	250	15	15
実績	訪問人数	人	15	8	16	12	12

※量の見込み、確保方策は令和 5 年度及び令和 6 年度は中間見直し

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人日	18	18	18	18	18
	確保方策	人日	0	0	0	0	0
実績	利用人数	人	0	0	0	2	4
	利用延べ人数	人日	—	—	—	9	12

※令和 5 年 3 月より実施

キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人日	250	250	250	250	250
	確保方策	人日	250	250	250	250	250
実績	利用人数	人日	254	504	453	584	519

※量の見込み、確保方策は令和 5 年度及び令和 6 年度は中間見直し

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区 分			単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度		R5 年度		R6 年度	
計 画 値	量の 見込み	在園児対応型	人日	6,737	6,600	6,517		6,257		6,340	
		上記以外	人日	1,385	1,390	1,392		1,382		1,368	
	確保 方策	在園児対応型	人日	6,737	6,600	6,517		6,257		6,340	
		上記以外	人日	1,300	1,400	1,500		1,600		1,700	
実 績				人数	人数	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
	在園児対応型		人日	0	0	0	－	0	－	0	－
	上記以外		人日	513	580	999	7	1071	7	1,358	9
	ファミサポ (病児対応除く)		人日	－	－	－		－		－	

ケ 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	908	900	895	914	914
	確保方策	人	908	900	895	914	914
実績	利用人数	人	914	838	668	558	775
	実施箇所	箇所	21	21	22	18	(25)

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し

※令和6年度は、令和5年度実績より見込み値を算出

コ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人日	1,430	1,417	1,409	532	532
	確保方策 (延べ人数)	人日	1,560	1,560	1,560	532	532
実績	利用人数	人日	96	175	62	312	312
	実施箇所	箇所	2	2	1	2	2

※量の見込み、確保方策は令和5年度及び令和6年度は中間見直し

※令和6年度は、令和5年度実績より見込み値を算出

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	832	831	819	888	888
	確保方策	人	840	840	920	920	920
実績	定員数	人	806	824	839	894	908
	申請者数	人	818	868	888	991	978
	登録数	人	760	793	841	845	899
	箇所数	箇所	18	17	21	21	21

放課後児童健全育成事業 学年毎の人数

学年	単位	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
		申請者	登録者	申請者	登録者	申請者	登録者	申請者	登録者	申請者	登録者
1 年生	人	376	334	372	335	411	387	457	389	437	404
2 年生	人	238	236	281	263	253	248	299	283	300	278
3 年生	人	129	116	139	130	150	133	152	112	175	152
4 年生	人	46	45	52	41	56	55	59	41	43	42
5 年生	人	21	21	14	14	15	15	20	17	18	18
6 年生	人	8	8	10	10	3	3	4	3	5	5
合計	人	818	760	868	793	888	841	991	845	978	899

※量の見込み、確保方策は令和 5 年度及び令和 6 年度は中間見直し

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

	区分	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	人	—	—	—	—	—
	確保方策	人	実施	実施	実施	実施	実施
実績	人数	人	0	0	0	0	0

※第2期計画では量の見込みを設定していません。

※令和 2 年度～令和 6 年度において、本事業の利用申請および給付実績はありません。

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

区分		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画値	量の見込み	箇所	5	5	5	5	5
	確保方策	箇所	5	5	5	5	5
実績	巡回支援	箇所	0	0	0	0	0
	加配支援	箇所	2	2	3	2	6

(2) 次世代育成支援対策行動計画評価

①評価基準

第2期系満市子ども・子育て支援事業計画の各施策について、下記の基準に基づき、庁内各所管課にて評価を行いました。

評価基準（指標の目標（値）に対する達成率）

- 【A】個別目標の達成に向けて大きく進展している（81～100%）
- 【B】個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している（61～80%）
- 【C】現状維持（現状維持でやむなしも含む）（41～60%）
- 【D】個別目標達成の進捗状況が停滞している（21～40%）
- 【E】施策自体の見直しが必要である（事業廃止等）（未実施、0～20%）

②分野別評価一覧

	取組み / 指標				
	A	B	C	D	E
基本目標1 こどもの育ちを保障する教育・保育・子育て支援の 質の向上と体制の整備	37 84.1%	2 4.5%	3 6.8%	1 2.3%	1 2.3%
基本目標2 こどもが健やかに育ち、安心して子育てが行える環 境の整備充実	8 61.5%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	3 23.1%
基本目標3 特別な支援が必要な子どもと家庭の支援	34 81.0%	4 9.5%	1 2.4%	2 4.8%	1 2.4%
基本目標4 すべての家庭のニーズに対応した教育・保育と子 育て支援環境の整備	31 70.5%	3 6.8%	3 6.8%	2 4.5%	5 11.4%
全 体	110 76.9%	10 7.0%	8 5.6%	5 3.5%	10 7.0%

③個別評価一覧

基本目標Ⅰ こどもの育ちを保障する教育・保育・子育て支援の質の向上と体制の整備

【施策方向性Ⅰ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進】

取組み / 指標	R5
①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	
子育て世代包括支援センター／支援プランの作成	A
子育て世代包括支援センター／コーディネーターの数	A
②妊産婦・乳幼児への保健対策	
親子健康手帳の活用促進及び母子保健等サービスの周知／妊娠Ⅱ週以内の妊娠届出率	A
妊産婦健康診査受診促進／妊婦健診の延べ利用回数	A
妊産婦健康診査受診促進／産婦健診の延べ利用回数	A
妊産婦への保健指導及び情報提供／妊娠中の妊婦の喫煙率	B
マタニティ教室の開催／マタニティ教室の実施回数	A
マタニティ教室の開催／パートナーの参加率	A
乳児家庭全戸訪問事業の推進／訪問対象者のうち会えた割合	A
乳幼児健康診査の実施／健診受診率	A
発達相談の充実／相談実件数	A
母子保健推進員活動の充実／母子保健推進員数	A
保育所等に通う乳幼児の健康診査（内科健診・歯科検診）／健診受診率	A
むし歯予防対策／3歳児健診でのう歯罹患率	A
予防接種／MRI期の接種率	A
乳幼児の事故発生の予防／健診受診率	A
AED（自動体外式除細動器）の設置／AEDの設置	A
③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	
各種教室の実施／各種教室の開催	A
基本的生活習慣の形成／あいさつ運動の開催	A
基本的生活習慣の形成／GO-家（ごーやー）運動の開催	B
情報教育の充実／研修会開催数	A
情報教育の充実／フィルタリング対策の実施	A
④「食育」の推進	
離乳食等栄養講話／子育て支援センター等での講話実施回数	C
食育の推進／食育推進連携会議開催	C
食育の推進／食育に関する講習会の開催	A
食物アレルギーのある子どもへの対応／アレルギーに関する講習会の開催（教育・保育施設等）	A
学校栄養士の配置及び食育担当（給食主任等）への研修実施／学校栄養士配置数	A
給食等での地場産物の利用促進／地元農産物の活用	A
給食等での地場産物の利用促進／地元水産物の活用	A

取組み / 指標	R5
⑤こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	
子育て支援ネットワークの構築／地域子育て支援ネットワーク会議の開催	E
ファミリー・サポート・センター事業の実施／利用件数	A
⑥小児医療の充実	
病児保育事業／病児保育事業の実施箇所数	A

基本目標1 こどもの育ちを保障する教育・保育・子育て支援の質の向上と体制の整備

【施策方向性2 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備】

取組み / 指標	R5
①次世代の親の育成	
基本的生活習慣の形成／糸満市 VIVO フェスタ:男女共同参画に関する講演会等の実施回数	A
思春期における保健・福祉体験学習事業／中学生と乳幼児の交流回数	A
思春期のこどもの保健指導の充実／保健教育実施率	A
②こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	
確かな学力の向上／中学校卒業後の進路未決定率	A
確かな学力の向上／高等学校等進学率	A
相談、スクールカウンセラーの充実／スクールカウンセラー配置割合	A
特色ある信頼された学校づくりの推進／コミュニティ・スクール事業	A
幼児教育振興アクションプラン／関係機関への説明会	A
幼児教育振興アクションプラン／研究園の設置・報告会	A
③家庭や地域の教育力の向上	
ブックスタート事業／ブックスタート参加者数	A
ブックスタート事業／ブックスタート事業	C
ジュニアリーダー養成講座等の開催／講座の開催数	D

基本目標2 こどもが健やかに育ち、安心して子育てが行える環境の整備充実

【施策方向性3 子育てを支援する生活環境の整備】

取組み/指標	R5
①良質な住環境の確保	
市営住宅における多子世帯の入居優遇／多子世帯優遇団地数	E
子育て世代を支える住まいづくり／子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	E
②安全な道路交通環境の整備	
見守り活動の充実／交通安全運動の実施	A
見守り活動の充実／通学路における見守り活動の実施	A
見守り活動の充実／夜間街頭指導の回数	A
地域におけるこどもの安全の確保／地域安全マップの作成(幼児教育・保育施設)	B
地域におけるこどもの安全の確保／地域安全マップの作成(小学校数)	A
③安心して外出できる環境の整備	
子育て環境に配慮したバリアフリーの推進／子育て家庭への配慮	A
安全な道路、交通環境の整備充実／道路美化ボランティア制度活用回数	A

基本目標2 こどもが健やかに育ち、安心して子育てが行える環境の整備充実

【施策方向性4 職業生活と家庭生活との両立の推進等】

取組み/指標	R5
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発／ワーク・ライフ・バランスの周知度（アンケートの実施）	E
男性の育児参加の促進／父親を対象とした活動の開催回数	C
男性の育児参加の促進／父親の参加者数	A
男性の育児休業取得促進／市男性職員の育児休業取得促進	A

基本目標3 特別な支援が必要なこどもと家庭の支援

【施策方向性5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進】

取組み/指標	R5
①きめ細やかな対応が必要な児童への支援	
乳幼児健康診査等での早期発見と援助／乳幼児健診の問診「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合」県目標値	A
養育支援家庭訪問事業／健診未受診者訪問の訪問実施率（会えた率）	-
要保護児童等地域対策協議会の推進／地域協議会登録数に対する個別支援会議の実施割合	A
子育てNPO活動支援事業／利用件数	A
子育てNPO活動支援事業／拠点型子どもの居場所数	B
子ども家庭総合支援拠点の設置／拠点の設置	A
多子世帯や多胎児に対する育児支援／教育・保育施設等を利用している世帯への広報等を通じた周知	B
ヤングケアラーへの支援／研修会の開催回数	A
ヤングケアラーへの支援／ヤングケアラー・コーディネーターの配置	E
②ひとり親家庭の自立支援の推進	
ひとり親家庭の自立の促進／ひとり親家庭自立促進計画の策定	A
家庭児童相談室の充実／相談件数	A
家庭児童相談室の充実／家庭児童相談員数	A
母子及び父子家庭等医療費助成事業／母子及び父子家庭等医療費助成事業	A
ひとり親家庭への就労支援の充実／母子家庭自立支援教育訓練給付金支給者数	D
ひとり親家庭への就労支援の充実／高等技能訓練促進費支給者数	A
民間アパートを利用した居宅支援／延べ世帯数	A
日常生活支援事業の周知・利用促進／事業の周知	A
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進／事業の周知	A

取組み/指標	R5
③障がい児施策の充実	
わくわくキッズクラブ／健診事後教室の開催回数	A
親子通園事業の充実／親子通園事業の利用者数	A
親子通園事業の充実／臨床心理士の配置（常勤）	A
障がい児や障がい児のいる親が集える場の確保／障がい児を持つ親の集いの開催回数	A
障がい児や障がい児のいる親が集える場の確保／ペアレント・プログラムの実施回数	A
障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実／相談支援事業所数	A
障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実／委託相談支援事業所における障がい児の相談対応件数	A
障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実／福祉サービスや各種制度を紹介するWebページの更新	A
障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実／施策の内容情報発信	A
障害児通所支援の周知、日中一時支援事業の充実／障害児通所支援事業所数	A
障害児通所支援の周知、日中一時支援事業の充実／日中一時支援事業契約事業所数	A
支援が必要なこどもに対する保育環境の充実／子育て研究会（発達支援部会）の開催	A
保幼こ小の移行支援の充実／合同情報交換会の開催	A
保幼こ小の移行支援の充実／地域自立支援協議会子ども・療育部会の開催（活動）回数	A
障がい児保育の充実、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ促進／障がい児を受け入れている保育所数	A
障がい児保育の充実、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ促進／障がい児を受け入れている放課後児童クラブ数	B
幼稚園、小中学校での障害児の支援体制の強化／コーディネーターの派遣	A
幼稚園、小中学校での障害児の支援体制の強化／特別支援教育支援員の配置数	A
④こどもの貧困対策の充実	
こどもの貧困対策支援員の配置／支援人数	A
こどもの貧困対策支援員の配置／子ども支援サポーター数	C
子どもの居場所運営事業の拡充検討／居場所の設置箇所数	A
居場所の連絡会の実施／連絡会等の開催	B
就学援助及び特別支援教育就学奨励費事業／周知回数	A
奨学金給付・貸与事業／周知回数	A
学習支援ボランティア事業／実施回数	D

基本目標4 すべての家庭のニーズに対応した教育・保育と子育て支援環境の整備

【施策方向性6 地域における子育ての支援】

取組み/指標	R5
①地域における子育て支援サービスの充実	
子育て応援デーの実施／子育て応援デーの実施	A
地域子育て支援拠点事業の実施／子育て支援拠点数	A
利用者支援事業の実施／利用者支援事業箇所数	A
②保育サービスの充実	
就学前教育・保育カリキュラムの作成／カリキュラムの作成	E
教育・保育に関する評価の実施／自己評価システムがある特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の数	A
指導監督の実施／指導監督を実施する園の数	A
認定こども園の整備推進及び移行／認定こども園の施設数	A
認可外保育施設への支援充実／給食費の助成	A
認可外保育施設への支援充実／保育料無償化	A
認可外保育施設への支援充実／障がい児保育事業	A
公立施設と私立施設の連携／情報交換会、交流会等の回数	A
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続／学びの基礎力育成支援事業実施園	A
地域型保育事業者による連携施設の確保／連携施設の確保率	A
こどもの情報のつなぎに関する情報交換／情報交換会の回数	A
市内教育・保育施設等の待機児童解消と潜在的保育ニーズに対応する保育提供量の拡大／待機児童数の減少	D
0歳児及び1歳児の保育の拡充／0歳児の定員数	A
0歳児及び1歳児の保育の拡充／1歳児の定員数	A
子ども・子育て会議／子ども・子育て会議開催	A
子ども・子育て会議／専門部会開催	E
③子育て支援のネットワークづくり	
周知・広報の充実／広報紙での周知回数	A
周知・広報の充実／ホームページの更新回数	A
関係機関との連携による情報の提供／関係機関への周知	A
家庭保育者への情報提供手段の拡充／協力してもらう店舗または病院等の数	D
子育て情報ブックの作成／子育て情報ブックの作成	A
④こどもの健全育成	
児童センターの充実／児童センター数	B
児童センターの充実／児童センターの利用者数	B
児童センターの充実／出張ひろばの回数	A
放課後子ども総合プランの推進／放課後児童クラブ数	A
放課後子ども総合プランの推進／開所時間延長支援事業の実施数	A
放課後子ども総合プランの推進／放課後児童クラブを巡回指導する回数	A
放課後子ども総合プランの推進／放課後児童クラブの定期監査の実施数	A
放課後子ども総合プランの推進／放課後子ども教室の実施数	E
放課後子ども総合プランの推進／運営委員会の開催回数	C
放課後子ども総合プランの推進／一体型での実施箇所数	E

取組み/指標	R5
地域における放課後の居場所づくりの推進／地域学力向上支援事業	A
夏休みなど長期休業時の就学児、幼稚園児の居場所の確保／児童センターの利用者数(8月)	C
夏休みなど長期休業時の就学児、幼稚園児の居場所の確保／放課後児童クラブの受入れ数(8月)	A
夏休みなど長期休業時の就学児、幼稚園児の居場所の確保／放課後子ども教室の実施数(8月)	E
⑤地域における人材育成	
放課後児童支援員の確保及び資質向上／研修会の開催回数	A
放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保／コーディネーターの数	A
ファミリー・サポート・センター事業のサポーターの確保／おまかせ会員登録数	C
教育・保育事業職員の確保／利用定員以上の受入ができる施設(事業者)数	B
教育・保育事業職員の資質向上／子育て研究会の開催	A
教育・保育事業職員の資質向上／モデル園の設置	A

7. 現状・課題の整理

(1) 人口・世帯の状況

系満市の総人口は増加傾向にあるものの、年少人口（0～14歳）は年々減少しており、特に就学前児童（0～5歳）は令和2年の4,517人から令和6年には4,009人と11.24%の減少となっており、少子高齢化が進展している状況にあります。

系満市の世帯構成をみると、世帯数は年々増加しているものの、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

系満市の就業状況についてみると、末子の年齢別共働き夫婦の割合は増加傾向にあり、女性の年齢階級別労働力率も上昇していることから、教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

(2) 少子化の状況

系満市の年間の婚姻数は、平成29年の328件から年々減少しており、令和4年には203件となっています。また、婚姻率は、平成29年の5.5から低下し、令和4年に全国平均を下回る3.4となっています。この要因としては新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられ、婚姻数の減少に伴い、出生数も減少している状況です。

結婚観については人それぞれですが、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

(3) 母子保健に関する状況

系満市の各種健康診査受診率をみると、1歳6か月児及び3歳児健康診査ともに、県と同等又は県を上回る受診率となっていますが、乳児（3～5か月児）健康診査受診率では、県及び南部保健所管内の平均値より低くなっています。

(4) アンケート調査結果による状況

① 子ども・子育て支援事業計画関連調査

教育・保育施設の利用状況について、前回調査結果と比較し、0歳から3歳児の施設利用率は増加しているものの、施設利用の利用地区と希望地区には乖離が生じており、地域により需要と供給のミスマッチが起きています。

放課後児童クラブについては、就学前児童調査結果及び就学児童調査結果から、今後も事業ニーズは拡大していくことが予想されます。

また、教育・保育施設調査では、施設運営上の課題として「人材確保」に対する回答が多く、系満市の教育・保育に対して望む支援、優先的に実施すべき施策としても「人材確保」に対する意見が多く挙げられており、引き続き、保育士確保に向けて取り組んでいくことが必要となります。

② 次世代育成支援行動計画関連調査

系満市の子育て満足度を見ると、就学前児童、小学生ともに満足度は増加しており、今後も各種子育て施策を積極的に推進していくことが重要です。

また、子育てに関する相談先の有無では、就学前児童保護者の約1割が「いない/ない」と回答しており、核家族化も一要因と考えられます。引き続き相談支援に関する情報発信や地域における子育て支援等に取り組むことが重要と考えられます。

③こどもの貧困対策計画関連調査

暮らしの状況について、「対象者全体」、「ひとり親世帯」、「低所得者」でみると、特に「ひとり親世帯」の暮らしの状況が苦しいことが分かります。

また、「ひとり親世帯」では、お子さんを「病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった」という回答が高くなっており、理由の一つには「連れていく時間がなかったから」が挙げられ、ダブルワーク、トリプルワークなども要因と考えられます。このことから、ひとり親世帯の経済的支援に加え、就業支援も重要と考えられます。

④子ども・若者計画関連調査

こどもの居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について、小学5年生では家庭（親せきの家含む）が、中学生ではインターネット空間がそれぞれ約8割と最も高くなっています。

インターネット空間については、小学5年生でも約6割が居場所と回答しており、近年、SNS等を通じた犯罪が増加する中で、ネットリテラシーに対する取組みが、今後、より重要と考えられます。

また、家庭（親せきの家含む）が居場所になっていないと回答した割合は、小学5年生で14.8%、中学2年生で11.7%です。学校が居場所になっていないという回答は、小学5年生と中学2年生のいずれも全体の約3割と高くなっており、家庭が居場所とならない要因としては、保護者との親子関係や虐待・暴力が考えられ、学校では友達関係や授業についていけないことなどが挙げられます。こどもそれぞれに寄り添ったこどもの居場所づくりが必要です。

⑤関係団体調査

支援が必要なこども、家庭の問題では、親が障がいや病気を抱えていたり、生きづらさを感じていたりする場合が見られ、特にひとり親世帯では、より困難な状況が見受けられます。

親の育児放棄やこどもへの無関心といった問題が、児童の不登校につながっている状況も見られます。地域または支援機関の協力を得ながら、全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、幸福な生活を送ることができるよう支援していくことが必要と考えます。

また、発達に課題がある児童のケースも多く見受けられ、保護者への情報提供や相談先の明確化、支援機関への連携等が円滑に行われる仕組みづくりが必要と考えます。

環境づくり、必要な支援では、親子の居場所、こどもの居場所づくり、相談先や支援に繋ぐ仕組みづくりを希望する回答が多くなっています。

市や関係団体へ望むこととして、支援体系の簡素化、関係機関との連携や情報共有、学校や地域との連携、その他、専門的な人材をはじめ、人員確保が課題として多く挙がっています。

ファミリー・サポート・センターでは、利用ニーズは増加しているものの、実際に活動できる「まかせて会員」が少なく、人材確保が今後の課題となっています。

(5) 現行計画評価(子ども・子育て支援事業計画)による状況

①子ども・子育て支援事業

【教育・保育の量の見込み】

教育・保育の量の見込みについて、1号認定+2号認定(教育ニーズ)は量の見込みに対して、実績値が下回っています。一方、2号認定(保育ニーズ)は、量の見込みに対して実績値が上回っており、この要因として、共働き世帯の増加が要因として挙げられます。

3号認定(0歳児)では、量の見込みに対して、実績値が大きく下回っています。3号認定(1-2歳児)では量の見込みと実績値に大きな乖離はみられません。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

地域子ども・子育て支援事業については、いずれの事業においても、就学前児童の減少にもかかわらず、子育て世帯の多様化に伴い、利用ニーズは増加傾向にあります。

令和5年度3月から実施している子育て短期支援事業(ショートステイ)は、令和5年度が2名、令和6年度には4名と増えており、今後も増加することが予想されます。

ファミリー・サポート・センター事業は、利用ニーズが多様化し、現在は、実際に活動できる「まかせて会員」が不足している状況です。

一時預かり事業は、令和2年度以降、在園児対応型以外が増加しており、実施箇所の増加等により確保方策は充足されています。

時間外保育事業は、令和6年度の実施箇所が25箇所に増え、利用人数も増加しています。今後、共働き世帯の増加、正規雇用の増加により、さらに利用ニーズが増えることが予想されます。

放課後児童クラブについては、現在21箇所で実施していますが、定員数を上回る申請者数となっており、地区ごとの状況も含めて、需要と供給の見直しが必要と考えます。

②次世代育成支援対策行動計画評価

全143の取組みのうち、A評価(個別目標の達成に向けて大きく進展している)が76.9%となっています。

進捗状況E(施策自体の見直しが必要である(事業廃止等))の項目をみると、子育て支援ネットワーク会議、専門部会の開催、また放課後や長期休業時のこどもの居場所に関する取組みなどが挙げられ、今後の方向性についてあらためて検討することが必要と考えます。

第3章

基本理念・基本目標

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針を踏まえつつ、糸満市のこれまでの子育て支援の指針であった「糸満市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、以下のように設定します。

糸満市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

**地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって
輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満**

2. めざすこども像

こどもが健全に成長するためには、家庭からの愛情、保育者の支え、地域の関わりのもと、心身ともに安定した状態であることのできる環境を整える必要があります。

家庭、保育者、地域が手を取り合い、優しいまなざしを向け、以下に掲げる理想の姿を目指し、次代を担うこどもを育てていきます。

糸満市子ども・子育て支援事業計画 めざすこども像

元気に遊び、こころもからだもイキイキと輝く糸満っ子

3.施策の方向性

本計画の個別施策の実施にあたっては、以下に示す3つの施策の方向性に基づき、総合的なこども施策の展開を図ります。

施策の方向性Ⅰ ライフステージを通したこども施策の推進

子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くという認識のもと、すべてのこどもを望む人が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、ライフステージを通した切れ目のない支援の充実を図ります。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長し、家庭環境や抱える困難によって将来の選択肢を狭めることなく、自ら選択をしてチャレンジできるよう、関係機関や地域と連携して一体となって支援を進めます。

施策内容

- (1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な体験、活躍できる機会づくり
 - ① 体験活動の推進、生活習慣の形成
 - ② こどもまんなかまちづくり
 - ③ こどもの可能性を広げていくための環境整備と機会づくり
- (3) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み

施策の方向性Ⅱ ライフステージ別のこども施策の推進

子育ての当事者の視点を尊重し、結婚、妊娠・出産、子育て、教育といったそれぞれのライフステージや環境に応じた様々な支援を行います。

また、こども・若者が、乳幼児期から学童期、思春期、青年期にかけて自発的に学び、考えることのできる環境の整備とともに、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができる体制の整備を進めます。

施策内容

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ① 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援
 - ② 幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ① こどもの教育環境づくりの推進
 - ② こどもの居場所づくりの推進
 - ③ 困難な状況に応じた支援

施策の方向性3 子育て当事者への支援施策の推進

子育て当事者が、子どもを産み育てることを経済的理由等で諦めることなく、仕事と育児を両立し、地域でサポートを受けながら、安定した生活を送れるよう経済的支援や子育て支援等の充実を図ります。

施策内容

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援の推進
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
- (4) ひとり親家庭への支援

4.施策の体系

基本理念	めざすこども像	施策の方向	施策
地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都系満	元気に遊び、こころもからだもイキイキと輝く系満っ子	ライフステージを通じたこども施策の推進	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等 (2) 多様な体験、活躍できる機会づくり ① 体験活動の推進、生活習慣の形成 ② こどもまんなかまちづくり ③ こどもの可能性を広げていくための環境整備と機会づくり (3) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供 (4) こどもの貧困対策 (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (7) こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み
		ライフステージ別のこども施策の推進	(1) こどもの誕生前から幼児期まで ① 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援 ② 幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実 (2) 学童期・思春期 ① こどもの教育環境づくりの推進 ② こどもの居場所づくりの推進 ③ 困難な状況に応じた支援
		子育て当事者への支援施策の推進	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援の推進 (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 (4) ひとり親家庭への支援

5.計画全体の成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・めざす子ども像の達成度を評価するため、令和5年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、下記のとおり成果指標と、令和11年度までに達成すべき目標値を設定します。

計画全体の成果指標

指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	参考値
「今、自分が幸せだ」と思うこ もの割合(幸福感)	(小5)91.37%	93%	R6 県現状値 (小)92.2%
「今の自分が好きだ」と思うこ もの割合(自己肯定感)	(小5)66.50%	80%	R6 県現状値 (小)69.8%
自分は役に立つと感じると思うこ どもの割合(自己有用感)	(小5)59.90%	80%	-
「自分には話せる人がいる」とい うこどもの割合	(小5)63.33%	80%	R6 県現状値 (小)64.1%
思ったことや意見を市役所に伝 えたいこどもの割合	(小5)19.80%	70%	-
「自分の将来について明るい希 望を持っている」と思うこどもの 割合	(小5)73.33%	80%	R6 県現状値 (小)78.8%
子育てに関する相談先の有無	95.20% (就学前児童保護者) 88.86% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護) 95%以上 (就学児童保護者)	R5 県現状値 87.9%
「子育てを楽しんでいることが 多い」と思う保護者の割合	95.10% (就学前児童保護者) 94.43% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護者) 現状維持 (就学児童保護者)	-
住んでいる地域の子育て環境や 支援への満足度	67.15% (就学前児童保護者) 77.57% (就学児童保護者)	73% (就学前児童保護者) 83% (就学児童保護者)	-

6.進捗を測る指標

(1) 目標指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・めざす子ども像の実現に向けた進捗を評価するため、次の重要施策について、達成すべき目標値を設定します。

①ライフステージを通した子ども施策の推進(施策1～45)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	所管課
こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等(1～3)				
1	こどもの権利に関する周知・啓発パネル展の実施	未実施	実施	こども未来課
多様な体験、活躍できる機会づくり(4～11)				
4	姉妹都市・友好都市との青少年交流	4 回	4 回	生涯学習課 観光・スポーツ振興課 政策推進課
こどもへの切れ目のない保健・医療の提供(12～16)				
14	朝食を食べるこどもの割合	(小6)83.5% (中3)81.0%	増加	健康推進課
14	肥満傾向にあるこどもの割合	(男子)16.3% (女子)12.7%	減少	健康推進課
こどもの貧困対策(17～22)				
17	こどもの貧困対策支援員配置人数	4人	5人	こども未来課
18	こどもの居場所の設置箇所数	6 箇所	9 箇所	こども未来課
障がい児支援・医療的ケア児等への支援(23～32)				
30	障がい児を受け入れている教育・保育施設数、放課後児童クラブ数	29/58 園 16/21 クラブ	全園 全クラブ	保育こども園課 こども未来課
32	特別支援教育指導コーディネーターの常時配置	1 人	2 人	学校教育課
32	特別支援教育支援員の配置数	29 人	34 人	学校教育課
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(33～40)				
34	養育支援家庭訪問事業の利用人数(実人数)	12 人	16 人	こども家庭センター
35	子育て世帯訪問支援事業の利用人数(延べ人数)	未実施	100 人	こども家庭センター
36	親子関係形成支援事業の利用人数(実人数)	未実施	20 人	こども家庭センター
37	子育て短期支援事業の利用人数(延べ人数)	12 人	18 人	こども家庭センター
40	ヤングケアラー研修受講者数	55 人	80 人	こども家庭センター

こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み(41~45)				
41	児童アンケートの実施校	全小中学校	現状維持	学校教育課

②ライフステージ別のこども施策の推進(施策 46~92)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	所管課
こどもの誕生前から幼児期まで(46~77)				
48	妊婦等包括相談支援事業 (延べ利用数)	1,165 回	1,863 回	こども家庭センター
51	産後ケア実施件数(延べ利用日数)	231 日	918 日	こども家庭センター
54	乳児家庭全戸訪問対象者のうち 会えた率	95.70%	100%	こども家庭センター
55	乳幼児健康診査の受診率 (乳児、1 歳半、3 歳)	乳児:90.4% 1 歳半:93.1% 3 歳:95.1%	100%	こども家庭センター
55	乳幼児健康診査未受診者で心身・養 育状況を把握した割合	46%	100%	こども家庭センター
58	3 歳児健診でむし歯のある者の割合	14.3%	10%	こども家庭センター
60	母子保健推進員の確保人数	28 人	30 人	こども家庭センター
62	乳児等通園支援事業(こども誰でも 通園制度)の定員数	0 人	19 人	保育こども園課
72	教育・保育施設の待機児童の解消	15 人	0 人	保育こども園課
学童期・思春期(78~92)				
79	中学校卒業後の進路未決定率	1.63%	1.50%	学校教育課
86	放課後児童クラブ受入定員数	899 人	966 人	こども未来課
86	放課後児童クラブの待機児童数	112 人	0 人	こども未来課
86	放課後子ども教室の実施箇所	1 箇所	5 箇所	生涯学習課
86	放課後子ども教室と放課後児童クラ ブの連携・交流型の実施箇所	1 箇所	3 箇所	生涯学習課 こども未来課
87	放課後児童支援員等資質向上研修 会参加数(実人数)	62 人	70 人	こども未来課
92	拠点型こどもの居場所設置箇所の 設置数	2 箇所	2 箇所	こども未来課

③子育て当事者への支援施策の推進(施策 93～114)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	所管課
子育てや教育に関する経済的負担の軽減(93～96)				
96	奨学金給付・貸与事業の周知	実施	実施	教育総務課
地域子育て支援の推進(97～102)				
98	利用者支援事業実施箇所	2 箇所	2 箇所	保育こども園課 こども家庭センター
101	ファミリー・サポート・センター まかせて会員数	70 人	130 人	こども未来課
102	地域子育て支援ネットワーク会議の 開催数	0 回	1 回	こども未来課
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進(103～107)				
103	ワーク・ライフ・バランス認定市内企業数	3 社	10 社	商工水産課
104	子育て支援センターイベントへの 父親参加者(延べ人数)	360 人	450 人	こども未来課
105	男性の育児休業取得率	-	40%	こども家庭センター
107	病児・病後児保育事業の利用人数	312 人	350 人	保育こども園課
ひとり親家庭への支援(108～114)				
108	ひとり親家庭生活支援事業支援世帯数	5 世帯	5 世帯	こども未来課
113	公正証書等作成補助を活用した世帯数	1 世帯	3 世帯	こども未来課
114	高等職業訓練促進給付金支給者数	11 人	20 人	こども未来課

(2) 参考指標

計画期間中において、本市におけるこどもや子育て世帯の置かれた現状等を把握するため、次の通り参考指標を設定します。参考指標と各施策の実施状況により、計画の進捗状況を確認します。

①ライフステージを通したこども施策の推進（施策 1～45）

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等(1～3)			
3	こどもまんなか児童福祉週間推進の取組み	実施	こども未来課
多様な体験、活躍できる機会づくり(4～11)			
5	深夜徘徊の防止、ちゅうさん運動推進の取組み	1 回	青少年センター
8	子育て支援改修等工事への助成件数	0 件	まちづくり課
9	企業ミッション型PBL授業（課題解決型学習）の実施	市内全中学校	生涯学習課
10	男女共同参画に関する講演会等参加者人数	68 人	政策推進課
こどもへの切れ目のない保健・医療の提供(12～16)			
14	教育・保育施設、小中学校での食育に関する講習会の開催	教育・保育施設:5 回 小中学校:192 回	給食センター 保育こども園課
こどもの貧困対策(17～22)			
17	こどもの貧困対策支援員の支援を受けた人数	209 人	こども未来課
21	学習支援ボランティアの実施回数	98 回	学校教育課
障がい児支援・医療的ケア児等への支援(23～32)			
23	健診事後教室への参加人数(延べ数)リピート率(3 回以上参加した率)	26.9%	こども家庭センター
24	親子通園事業の参加組数(延べ数)	534 組	こども未来課
25	発達相談実件数	1,087 件	こども家庭センター 保育こども園課 学校教育課
26	障がい児を持つ親の集いの開催回数	7 回	障害福祉課
26	ペアレント・プログラムの実施回数	12 回	障害福祉課
27	基幹相談支援センター等での障がい児の相談対応件数	130 件	障害福祉課
27	就学支援保護者説明会の参加者人数	69 人	学校教育課
28	日中一時支援事業契約事業所数	32 箇所	障害福祉課
31	保育の質の向上研修(発達支援研修等)の開催	実施	保育こども園課

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(33～40)			
33	乳幼児健診時の気になる子への支援件数	344 件	こども家庭センター
40	ヤングケアラー研修開催数	2 回	こども家庭センター
こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み(41～45)			
44	地域安全マップの作成(幼児教育・保育施設)	74%	保育こども園課

②ライフステージ別のこども施策の推進(施策 46～92)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
こどもの誕生前から幼児期まで(46～77)			
46	妊産婦におけるサポートプランの作成件数及び作成対象割合	115 件 100%	こども家庭センター
49	妊婦一人当たりの平均受診回数	12.4 回/人	こども家庭センター
49	産婦一人当たりの平均受診回数	1.8 回/人	こども家庭センター
50	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.60%	こども家庭センター
52	マタニティ教室の実施回数	10 回	こども家庭センター
52	マタニティ教室へのパートナーの参加率	53.50%	こども家庭センター
56	さくらんぼ教室(多胎児の親の集い)開催数	2 回	こども家庭センター
59	MR1 期の接種率	96.20%	健康推進課
61	保育・教育施設へのAEDの設置率	56.90%	保育こども園課
63	就学前教育・保育カリキュラムの作成	未作成	保育こども園課
64	自己評価システムがある特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の割合	100%	保育こども園課
66	認可外保育施設への給食費の助成、保育料無償化、障がい児保育事業の実施率	100%	保育こども園課
67	保育の質の向上研修の開催数	17 回	保育こども園課
68	学びの基礎力育成支援事業実施園数	小学校 10 幼児教育施設 32	学校教育課
69	合同情報交換会の開催率	全小学校実施	学校教育課
69	地域自立支援協議会子ども・療育部会の開催数	4 回	障害福祉課
71	地域型保育事業と教育・保育施設等の職員間の情報交換の場の確保	実施	保育こども園課
74	アレルギーに関する講習会開催数(教育・保育施設等)	6 回	保育こども園課

75	子ども・子育て会議の開催数	6 回(予定)	こども未来課
76	糸満市幼児教育推進計画関連の取組み	実施	学校教育課
77	ブックスタート参加者数	552 組	生涯学習課
学童期・思春期(78～92)			
80	コミュニティ・スクールの実施率	小学校 6/10 校 中学校 6/6 校	学校教育課
81	給食材料への地元農産物・水産物の利用	実施	給食センター 保育こども園課
82	学校栄養士配置数	3 人	給食センター
83	児童センター利用延べ人数	28,942 人	こども未来課
87	放課後児童支援員の研修会開催数	32 回/年	こども未来課
88	放課後子ども教室支援員ボランティアの確保	6 人	生涯学習課
90	スクールカウンセラー配置率	小学校 6/10 校 中学校 6/6 校	学校教育課
91	適応指導教室(とびうお教室)で支援した児童数	12 人	学校教育課
92	拠点型こどもの居場所利用件数	1,464 件	こども未来課

③子育て当事者への支援施策の推進(施策 93～114)

施策 No	指標項目	現状値 (R5 年度)	所管課
子育てや教育に関する経済的負担の軽減(93～96)			
93	多子世帯の市営住宅入居優遇で入居した世帯数	0 世帯	まちづくり課
94	教育・保育施設等を利用する多子世帯への 広報等の周知	2 回	保育こども園課
地域子育て支援の推進(97～102)			
97	地域子育て支援拠点施設の利用者数(延べ数)	17,073 人	こども未来課
99	子育て情報の発信 (広報、ホームページによる情報発信(毎月))	広報:実施 HP:実施	こども未来課 保育こども園課
100	認定こども園での子育て支援事業の実施	全園	保育こども園課
共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進(103～107)			
106	女性デジタル教育・就労支援事業受講者の就労率	44%	政策推進課
ひとり親家庭への支援(108～114)			
112	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料免除件数	2 人	こども未来課

基本理念・目指すこども像の実現に むけた具体的施策

1. ライフステージを通したこども施策の推進

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

【主な施策】

施策 1: こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成(全部署)

こどもまんなか社会の実現のためには、こどもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見をこども、子育て施策に反映させていくことが必要です。そのためには、こども・若者が、自らの意見を形成し、表明することで、主体的に社会に参画できるよう環境づくりを行っていくことが重要です。

全部署でこども・若者からの意見聴取及び施策へ反映していくことの理解を深めるとともに、こども・若者の目に触れやすい媒体や多様な手段、ルートを活用するなど、こども・若者に情報が届くよう発信し、その意見を聴き、施策に反映させる取組みを進めます。

施策 2: こどもまんなか応援サポーター活動の推進(全部署)

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもたちが健やかに幸せに成長できる社会の実現のため、こども・子育て施策の発信に取り組めます。

施策 3: こどもまんなか 児童福祉週間の推進(こども未来課)

「こどもまんなか児童福祉週間」の推進のため、鯉のぼり掲揚式の実施や「児童福祉週間」標語募集等の取組みを通して、こどもたちの健やかな育成について社会全体で考える機運の醸成を図ります。

(2) 多様な体験、活躍できる機会づくり

① 体験活動の推進、生活習慣の形成

【主な施策】

施策 4: 多様な交流の推進(生涯学習課)

こども達が交流体験を通して、異なる生活文化や価値観を理解し、協調性や社会性を育むことで将来の糸満市を担う人材となるよう、青少年の交流の拡充・創出を図ります。

施策 5: 基本的生活習慣の形成(生涯学習課、保育こども園課、学校教育課、健康推進課、こども未来課)

こどもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動とバランスの良い食事、十分な睡眠が必要です。「早寝・早起き・朝ごはん」の推進やあいさつの奨励に取り組むとともに、スマートフォンやゲーム機等の適切な利用に関する広報啓発に取り組むことで、生活リズムや基本的生活習慣の形成・定着を図ります。

②こどもまんなかまちづくり

【主な施策】

施策 6:子育て家庭に配慮したバリアフリーの推進(全部署)

沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリーの推進を図るとともに、公共施設等において、こどもサイズの便座、ベビーベッドやトイレ個室内のベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できる施設等の整備を推進します。

施策 7:安全な道路、交通環境の整備充実(建設課)

道路整備については、ユニバーサルデザイン化や自転車利用を考慮するとともに、道路美化ボランティア制度を活用した道路美化・清掃活動等による安全で快適な道路環境整備に努めます。

施策 8:子育て世代を支える住まいづくり(まちづくり課)

子育て世帯が快適に安心して暮らせる住環境の整備のため「糸満市住宅リフォーム支援事業」による子育て支援改修等工事への支援を継続して実施します。

③こどもの可能性を広げていくための環境整備と機会づくり

施策 9:企業ミッション型PBL授業(課題解決型学習)への取組み支援(生涯学習課)

企業ミッション型PBL授業(課題解決型学習)を実施する学校に対して支援を行い、こども達が課題に対して自ら解決を図ることで、地域社会との繋がりや自己有効感を育みます。

施策 10:第3次糸満市男女共同参画計画の推進(政策推進課)

第3次糸満市男女共同参画計画～いちまん VIVO(ビボ)プラン～では、総合計画の目指すまちの姿のひとつである「支え合って共に生きる平和のまち・糸満市」を本計画の「まちの将来像」と位置づけ、人権を尊重し、互いの違いや多様な生き方を認め合い、男女共同参画社会の実現に向けた意識向上を促進します。

施策 11:糸満市教育振興基本計画の推進(教育委員会)

糸満市教育振興基本計画に基づき、こどもを権利の主体として捉え、こどもの最善の利益が第一となるよう、支援を必要としているこどもたちに確実に支援を届けられる体制の構築、どのような状況に置かれていてもこどもたちが質の高い教育を受けることができる環境の提供に取り組み、こどもたち一人ひとりの成長と豊かな人生の実現を後押しします。

(3) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供

【主な施策】

施策 12: 適正受診の促進に向けた取組み(こども未来課)

本県は、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少ない一方、救急病院への休日・夜間の受診者数に占める小児患者の割合が高く、小児救急医療が慢性的にひっ迫している状況にあります。また、15 歳以下のこどもの医療費を助成することも医療費助成は、助成額が年々増加傾向にあり、安定した制度運営を行っていくための取組みが求められています。

小児救急医療体制の確保や医療費助成制度の安定的な運営のため、「子ども医療電話相談事業(＃8000)」や「かかりつけ医」の活用等に関する周知等、「適正受診」の促進の取組みを継続して実施します。

施策 13: 思春期のこどもの保健指導の充実(学校教育課)

思春期は、生涯にわたって健康的な家庭生活を送るための準備段階の時期であり、各学校において、こどもの発達段階に応じて健康づくりや性、エイズ等に対する正しい知識を持たせるとともに、妊娠、出産、育児等について健康教育の充実を図ります。

施策 14: 食育の推進(健康推進課、こども未来課、保育こども園課)

将来の食習慣の基礎を作ることは重要であるため、妊娠期(胎児期)から始まる規則正しい食生活の実践やこどもの生活リズムを整えるなど、「できることから始めよう、みんながつながる食育のわ」を基本理念とし、食育推進を市民全体(家庭・地域・関係者・行政)で取り組んでいきます。

また、乳幼児期から学齢期への発育・発達の過程に応じ、離乳食・幼児食を始めとする食習慣の確立、食事の準備や食材との触れ合い等、家庭や地域、関係機関と連携しながら、様々な取組みや指導を行います。

施策 15: 「健康いとまん21」(第3次計画)の普及啓発の推進(健康推進課)

「健康いとまん21」第3次計画の取組みにおいて、糸満市のすべての親と子が健やかで心豊かに生活できる環境づくりにおいて、関係団体と連携を密に取り組んでいきます。

施策 16: 母子保健情報のデジタル化(こども家庭センター)

電子母子健康手帳アプリの充実等、母子保健事業のデジタル化の促進等について、県や国の動向も踏まえながら取り組んでいきます。

(4) こどもの貧困対策

【主な施策】

施策 17:こどもの貧困対策支援員の配置(こども未来課)

地域におけるこどもの貧困の現状を把握し、こどもの居場所や学校、関係機関等との情報を共有しこどもの支援に繋げるため、各中学校区に子ども支援サポーター(こどもの貧困対策支援員)を配置します。

施策 18:こどもの居場所作りの推進(こども未来課)

こどもが安心して過ごせる場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を行います。また、自治会や民間団体等を主体とした、こどもの居場所作りを推進します。

施策 19:居場所の連絡会の実施(こども未来課)

こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。

施策 20:就学援助及び特別支援教育就学奨励費事業(学校教育課)

経済的理由によって就学困難と認められるこどもの保護者に対し、医療費の援助や学用品、修学旅行費等の必要な援助を行う事業で、義務教育の円滑な実施のため、本事業の周知に努めます。

施策 21:学習支援ボランティア事業(学校教育課)

授業におけるティームティーチングにより、学習の遅れのあるこどもや日本語教育の支援が必要な在留外国人のこどもについて、きめ細かな個別の指導を行い、確かな学力を育み、学校における居場所づくりを進め、将来に夢や希望がもてるよう取り組みます。大学生ボランティアや退職教諭等の学習支援ボランティアを活用し、事業の充実を図ります。

施策:22:系満市子どもの未来応援基金(こども未来課)

全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの未来に夢と希望を持ち、こどもの健全育成を社会全体で支えるため、系満市子どもの未来応援基金を活用した取組みを推進します。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【主な施策】

施策 23:わくわくキッズクラブ(こども家庭センター)

乳幼児健診にて早期発見された発達が気になる子や育児不安等のある保護者に対して、経過観察の場としてこどもの特性を保護者と共有し、気づきを支えるとともに、発達支援が必要な子については、早期に適切な支援へつなげるよう取り組みます。

施策 24:親子通園事業の充実(こども未来課)

早期支援の充実をめざし、診断の有無に関わらず、発達支援が必要な子及びその保護者に対し、配慮された丁寧な保育を通し、母子愛着の形成や発達の育ちを支えるとともに、保護者同士が支えあい、こどもの特性受容が促されるよう支援します。また、就園に際し、適切な就園先と一緒に考え、移行支援の充実を図ります。

施策 25:発達相談の充実(こども家庭センター、保育こども園課、学校教育課)

乳幼児健診時の要経過観察児や、教育・保育施設、学校施設で発達が気になるこどもやその保護者に対して、心理士等による発達の検査と発達に応じた相談・助言を継続して実施します。

施策 26:障がい児や障がい児のいる親が集える場の確保(障害福祉課)

相談支援事業所や西崎特別支援学校と連携を図り、障がい児を持つ親が集い、親同士の相談や情報交換、交流を行う集いの場の確保に努めます。さらに、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者など、支援者(臨床心理者や保育士など)が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム、ペアレント・プログラムを実施し、障がい児などのいる親が集える場所の確保に努めます。

施策 27:障がい児のいる家庭への相談、情報提供の充実(障害福祉課、学校教育課)

障がいに関するさまざまな悩みの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などをする相談支援事業所の周知、広報に努めます。

福祉サービスや各種制度などの利用支援として、糸満市Webサイトに専用ページを作成します。また、頻繁にある制度改正などに対応し常に新しい情報を発信するため、Webページの適宜更新に努めます。

施策 28:障害児通所支援の周知、日中一時支援事業の充実(障害福祉課)

障がい児などが利用できる福祉サービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など)を提供する事業者や計画相談支援事業者との連携を図り、障がい児にとって必要なサービスが提供されるよう努めます。

また、日中一時支援事業を実施し、障がい児の日中における活動の場の確保に努めます。

施策 29:児童発達支援センターの機能強化(障害福祉課、こども未来課、保育こども園課)

児童発達支援センターの中核的役割や機能強化を図るため、既存の親子通園事業・巡回支援専門員整備事業等とのさらなる連携推進を通じて、地域における障がい児支援の質の向上、及び障がい児やその家族への支援体制の強化に努めます。

施策 30:障がい児保育の充実、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ促進

(保育こども園課、こども未来課)

認定こども園等において、ニーズに応じて障がい児や医療的ケア児等の受け入れを行うとともに、障がい児保育等の充実を図るため、保育巡回相談による専門家からの助言及び指導体制の強化を図ります。

また、保育士等の研修を充実させ、障がい児支援の資質向上を図るほか、放課後児童クラブについても、こどもの受け入れを継続し、充実を図ります。

施策 31:支援が必要なこどもに対する保育環境の充実(保育こども園課)

加配保育のあり方や気になる子の保護者への対応等について、さらなる調査・研究・検討を行い、支援を要するこどもに対する保育が充実するように努めます。

施策 32:小中学校での障がい児の支援体制の強化(学校教育課)

支援を要するこどもの自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育体制の整備を進め、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

特別支援教育指導コーディネーターを学校に派遣し、個別支援計画の作成及び個に応じた具体的な学習内容・方法等について指導助言や特別支援教育支援員の配置を進め、個に応じた指導支援を図ります。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【主な施策】

施策 33:乳幼児健康診査等での早期発見と援助(こども家庭センター)

乳幼児健診時にこどもや保護者に接する中で、虐待の疑いがないか注視するほか、育児不安のある保護者への相談体制を整備します。また、虐待予防に対する健診スタッフ間でミーティングを開催し、受診者の情報共有や対応等の強化を図ります。

施策 34:養育支援訪問事業(こども家庭センター)

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、専門職等が家庭訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を実施します。

施策 35:子育て世帯訪問支援事業(こども家庭センター)

育児に困りや不安がある家庭に対し、家事・育児支援としてヘルパー等を派遣し、ヤングケアラーへの支援及び虐待リスク等の高まりを防ぎます。

施策 36:親子関係形成支援事業(こども家庭センター)

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークを通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

施策 37:子育て短期支援事業(こども家庭センター)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、一定期間、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うことにより、児童虐待への発展を未然に防止します。

施策 38:系満市要保護児童地域対策協議会の推進(こども家庭センター)

「系満市要保護児童地域対策協議会」において、こども家庭センター、教育、医療、保健、福祉及び司法等を含めた関係機関が連携を図り、要保護児童及び要支援児童への適切な対応と早期発見、特定妊産婦の支援の充実を引き続き継続します。

施策 39:里親の推進(こども家庭センター)

何らかの事情により家庭での養育が困難になったまたは受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する里親制度について、様々な媒体を通じて周知広報に努めます。

施策 40:ヤングケアラーへの支援(こども家庭センター)

一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて理解を深め、多職種が連携して対応ができるよう、研修を実施します。

(7) こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み

【主な施策】

施策 41: こどもの SOS の出し方に関する教育（学校教育課）

こどもが命の大切さを実感し、社会において直面する困難・ストレスへの対処法を身につけるなど、SOS の出し方に関する教育の実施に向けた環境作りを進めるため、いのちの大切さについての教育を行えるよう教職員の研修に取り組むとともに、こどもが悩みを抱えたときに助けを求めることができるようにこどもへのアンケートの実施や SOS の出し方に関するチラシの配布等の取組みを行います。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制について、沖縄県と連携を図っていきます。

施策 42: 情報教育の充実（学校教育課）

情報教育支援員を配置し、コンピュータ教室での授業支援や教員への機器の環境設定のアドバイス等もしながら、こどもがコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しめるようコンピュータ及びICT機器活用、情報セキュリティ、情報モラル等に関する研修会を実施します。また、有害情報に対するフィルタリング等の対策を講じます。

施策 43: 見守り活動の充実（市民生活環境課、学校教育課）

学校の通学、帰宅時間に、PTAや地域団体等の協力による通学路での見守り活動を行い、交通安全の確保に努めます。また、地域防犯パトロールや関係機関と連携し、犯罪を抑止し、安全安心なまちづくりに努めます。

こどもの登下校時に学校、PTA、地域住民、関係機関等と連携し、交通事故防止活動を行います。こどもが犯罪に巻き込まれない為に警察や関係機関等と連携し、地域防犯パトロール等を行い、こどもの安全確保に努めます。

施策 44: 地域におけるこどもの安全の確保（学校教育課、保育こども園課）

こどもたちが、自ら地域を歩いて危険箇所や安全な場所等をまとめた「地域安全マップ」を継続的に作成し、マップの情報を地域にも広げ、地域住民に呼びかけて地域環境の改善に取り組むよう図ります。

また、こどもたちの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の役割や所在地について、こどもたちや保護者に周知します。

施策 45: 日本版DBS（保育こども園課、学校教育課、こども未来課）

こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版 DBS」制度の施行に際し、国や県の動向を注視し積極的な導入を実施します。

2. ライフステージ別のこども施策の推進

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援

【主な施策】

施策 46: こども家庭センターでの切れ目ない支援 (こども家庭センター)

「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の機能の連携を図り、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、妊産婦や出産、こども・子育てに関する相談、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談に応じ、寄り添いながら支援を実施します。

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目ない支援を実施します。

施策 47: 親子健康手帳の活用促進及び母子保健等サービスの周知 (こども家庭センター)

安心して出産を迎え、産後に快適な育児生活を送れるよう、親子健康手帳交付時の個別面接にて、妊婦の状況確認を行うとともに、妊娠中の健康管理や手帳の活用方法、母子保健や育児支援サービス等について周知を図ります。

施策 48: 妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援) (こども家庭センター)

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）を実施し、必要な支援に繋がります。

施策 49: 妊産婦健康診査受診促進 (こども家庭センター)

妊産婦の健康管理のため、妊婦健診14回分及び産婦健診2回分の助成を行い、受診費用の負担を軽減することによって妊産婦健診の受診を促進します。

施策 50: 妊産婦への保健指導及び情報提供 (こども家庭センター)

妊娠・出産・産後は、短期間に心身の状態が変化する時期であり、母体の健康管理が重要となるので、妊娠期における合併症等の予防やハイリスク群への重症化予防の保健指導を実施します。

施策 51: 産後ケア事業の実施 (こども家庭センター)

出産後1年以内の母子に対して助産施設等での通所宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行い産後も安心して子育てができる支援に努めます。

施策 52: マタニティ教室の開催 (こども家庭センター)

妊娠中の過ごし方や母体の健康管理について、助産師や保健師、栄養士の保健指導を継続して実施します。また、父親が妊婦体験や沐浴体験等を行うことにより、妊娠・出産・子育てへの理解を深め、妊娠中からの育児参加を促していきます。

施策 53:乳幼児期の栄養講話等の実施(健康推進課)

乳幼児のいる家庭が離乳食・幼児食へスムーズに移行できるよう、必要な知識を習得し、食育推進を通して仲間づくりをしながら地域で安心して子育てができるよう支援します。

施策 54:乳児家庭全戸訪問事業の推進(こども家庭センター)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うとともに、育児に関して悩みを抱える保護者に対して、助言や子育て支援サービスの情報提供を行うことで、乳児の健康の保持、育児不安の解消及び孤立防止を図ります。

施策 55:乳幼児健康診査の実施(こども家庭センター)

乳幼児の発達段階に応じた適切な指導や支援が行えるよう、乳児、1歳6か月児、3歳児を対象に健診を実施し、母子健康管理システムにより健診結果を管理します。また、健診受診率の向上のため、未受診者の把握と受診勧奨を今後も継続します。

施策 56:多胎児に対する支援(こども家庭センター)

多胎妊産婦サポーターによる外出支援等生活上の困りごとに対する支援と併せて、多胎妊産婦・多胎育児経験者の交流支援の場を設け、多胎妊産婦及びその家族が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援します。

施策 57:保育所等に通う乳幼児の健康診査(内科健診・歯科検診)(保育こども園課)

市内教育・保育施設に通う乳幼児に対して、定期的に内科健診及び歯科検診を行い、こどもの健康状態を保護者へ通知し、健康状態の維持及び早期治療につなげます。

施策 58:むし歯予防対策(こども家庭センター)

沖縄県は全国と比較し、乳幼児のむし歯有病者率が依然高い状況が続いているため、認可保育所での歯科検診や健康福祉まつり等の場を活用し、歯の大切さ及びむし歯予防について、引き続き周知・啓発を行います。

施策 59:予防接種(健康推進課)

感染症の発生やまん延を予防し、乳幼児の健康の保持を図るため、予防接種を実施します。また、個人通知や広報紙、乳幼児健診の場で予防接種の普及・啓発を行い、接種率の向上を図ります。

施策 60:母子保健推進員活動の充実(こども家庭センター)

母子の健康保持及び増進を推進するとともに、地域に密着した母子保健の向上を図るうえで重要な役割を担う母子保健推進員の活動の充実を図ります。

施策 61:AED(自動体外式除細動器)の設置(保育こども園課)

市内教育・保育施設に通う乳幼児や放課後児童クラブを利用しているこども、地域の方などに万一の事態が発生した際に備え、AED(自動体外式除細動器)を設置し、迅速な救命措置を行える環境を整えます。

②幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実

【主な施策】

施策 62:乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(保育こども園課)

乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。

施策 63:就学前教育・保育カリキュラムの作成(保育こども園課)

乳幼児の発達や学びの連続性の確保並びに教育・保育施設及び地域型保育事業における質の高い幼児教育・保育の提供を推進するため、就学前教育・保育カリキュラムの作成に取り組みます。

施策 64:教育・保育に関する評価の実施(保育こども園課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、質の向上に努めるよう促します。

施策 65:指導監督の実施(保育こども園課)

特定教育保育施設または地域型保育事業者として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。

施策 66:認可外保育施設への支援充実(保育こども園課)

認可外保育施設に入所しているこどもの健やかな発達・発育を促すとともに、認可外保育施設における安全・衛生環境の向上及び保育に必要な用具の充実等を支援し、入所児童の処遇改善を図ります。

施策 67:教育・保育施設等職員の資質向上(保育こども園課)

教育・保育施設等職員の資質向上を図るため、公立・私立の分け隔てなく連携し、研修を実施します。事例研究や公開保育、交流保育の機会を確保し、教育・保育施設等職員として必要な知識及び技術の向上を図ります。

施策 68:幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続(学校教育課、保育園こども課)

幼児期から児童期への連続したこどもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、こどもの生活や学びが円滑に移行していくよう、市内の教育・保育施設と小学校との合同研修会や交流活動、職員間の相互理解の場の確保を図ります。

施策 69: 保幼小の移行支援の充実（保育こども園課、学校教育課、障害福祉課）

こどもの育ちを連続して支援できるようにするための「保育所児童保育要録」・「認定こども園要録」や発達が気になる子のための支援シートを小学校に送付し、円滑な移行を支援します。また、各小学校において、申し送り（情報交換会）を開催し、就学児に関する情報の共有・引継ぎを推進します。

地域における支援体制に関する課題について、地域の実情に応じた体制の整備について協議をするため、地域自立支援協議会の専門部会（子ども・療育部会）を継続して開催します。

施策 70: 地域型保育事業者による連携施設の確保（保育園こども課）

地域型保育事業に通う3歳未満のこどもが適切に保育され、3歳到達以降も必要な教育・保育が継続して提供されるよう、地域型保育事業者による連携施設の確保及び3歳以降のすべてのこどもの教育・保育の場の確保を支援します。また、地域型保育事業者と連携施設間において、小学校教育への円滑な接続を念頭に置いた保育の提供が行われるよう促します。

施策 71: 地域型保育事業から教育・保育施設等への円滑な接続（保育園こども課）

地域型保育事業から教育・保育施設等へ入園することも及び保育所から幼稚園等へと入園するこどもに対して、入園先での教育・保育が適切かつ円滑に行われるよう、地域型保育事業、教育・保育施設等の職員間の相互理解の場の確保を図ります。

施策 72: 市内教育・保育施設等の待機児童解消と潜在的保育ニーズに対応する保育提供量の拡大（保育園こども課）

待機児童の解消を図るため、保育士の確保・定着に向けた処遇改善及び労働環境の改善、潜在保育士の復職支援など様々な取組みにより、保育の拡大を行います。

施策 73: 子育て関連施設の機能強化・環境改善の推進（こども未来課、保育こども園課）

公設の認定こども園や児童クラブ、子育て支援センターや児童館等の子育て関連施設の機能強化・環境改善計画を作成し、計画に基づき、施設の機能強化・環境の改善を行います。

また、施設の状態や社会環境の変化等に合わせ、適宜、見直しを行っていきます。

施策 74: 食物アレルギーのあるこどもへの対応（保育こども園課）

教育・保育施設や地域型保育事業において、食物アレルギーのあるこどもに対応した給食の提供を実施するとともに、施設全体でアレルギー対応が図れるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有に努めます。

施策 75:子ども・子育て会議(こども未来課)

本市の教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、子ども・子育て会議を開催し、子育て支援事業等の取組みや見直し、事業の進捗状況の確認や今後の対策について審議します。事業の進捗状況については、PDCAサイクルを用いて評価し、取組みの改善や計画の見直しなど推進体制の強化を図ります。

また、子育て支援に関する課題は多岐にわたることから、支援に関わる庁内関係課、事業者・団体等へのヒアリングや情報交換等の取組みを通して、子育て施策の推進と質の確保・向上への取組みを強化します。

施策 76:糸満市幼児教育推進計画(学校教育課、保育こども園課)

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を計画的に推進するため、糸満市幼児教育推進計画の取組みを推進していきます。

施策 77:ブックスタート事業(生涯学習課)

乳幼児が、絵本を介して親子で楽しい時間を過ごすためのきっかけづくりとするとともに、読み聞かせの大切さへの関心を高め、読み聞かせを取り入れた子育てが家庭教育の支援と地域教育力の高揚へとつながるように、今後もブックスタート事業(セカンドブック含む)を継続します。

(2) 学童期・思春期

①こどもの教育環境づくりの推進

【主な施策】

施策 78:犯罪から子どもを守るための教育(学校教育課)

生涯を通じて自ら健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、薬物乱用防止教室の開催や警察や関係機関との連携により、学校における安全教育を支援します。

施策 79:確かな学力の向上(学校教育課)

確かな学力の向上を図るには、支持的風土の学校・学級づくりを行い、学校における居場所づくりを進め、学習に打ち込める雰囲気のもと学びあい、高め合うなど主体的な学習の展開を行うことが重要です。授業改善アドバイザーの有効活用や、学習指導等支援員を配置し、学習が遅れているこどもの学習支援や、不登校及び登校しぶりのこどもへの登校支援を行います。

施策 80:「地域とともにある学校」の推進(学校教育課)

こどもたちを取り巻く様々な教育課題の解決のため、学校が保護者や地域と一体となって知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組みである「コミュニティ・スクール」と、地域住民や企業・団体の参画によりこども達の学びや成長を支える「地域学校協働活動」を一体的に推進することで、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化やこども達が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策 81:給食等での地場産物の利用促進(給食センター、保育こども園課)

教育・保育施設においては、給食に地場産物を取り入れるなどの活用に努めるとともに、こどもたちの地域で農業漁業等に従事している方々に対する感謝の気持ちを醸成するなど教育的効果が期待されるため、関係機関との連携を図ります。

施策 82:学校栄養士の配置及び食育担当(給食主任等)への研修実施(給食センター)

学校教育活動全体を通じた食に関する指導を一層充実していくため、学校における食育推進の中核的な役割を担う学校栄養士の配置に向けて検討します。

また、各学校では食育担当(給食主任等)を中心として食育に積極的に取り組めるよう、給食センターの栄養教諭と連携しながら研修の実施に努めます。

②こどもの居場所づくりの推進

施策 83:児童センターの充実(こども未来課)

放課後や長期休業時のこどもの健全な遊び場の確保や健康増進を図るほか、各種クラブ活動やまつりの開催等の地域交流に継続して取り組みます。

また、地域における親子の集いの場の確保や子育て相談等の子育て支援の充実を図ります。

施策 84:地域における学力向上の推進(地域学力向上支援事業)(生涯学習課)

公民館、小学校、中学校等の地域資源を活用し、地域人材の参画を得て、小学生及び中学生の放課後の居場所づくりと学力向上支援に努めます。

施策 85:夏休みなど長期休業時の就学児、幼稚園児の居場所の確保(こども未来課、生涯学習課)

共働き等により、夏休みなどの長期休業時の日中、こどもの保育を必要とする家庭を支援するため、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室、こどもの居場所において、長期休業中の平日日中の居場所の確保に努めます。

施策 86:放課後児童対策パッケージの推進(こども未来課、生涯学習課)

◆待機児童解消に向けた取り組み

放課後児童クラブの待機児童の解消を図るため、各地区の利用ニーズや待機児童の発生状況等を考慮し、効果的・効率的な施設整備の推進に取り組みます。

推進に当たっては、学校施設等の公的施設の活用を検討する他、民家やアパート等の既存の賃貸物件等を活用したクラブ開設に係る改修費用等への補助を継続して実施します。事業の実施に必要な人材の確保についても、常勤職員の配置の改善や放課後児童クラブ支援員等の研修費用等の補助を継続して実施します。

◆放課後子ども教室の実施

小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の拡充を推進します。国の放課後児童対策パッケージに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、各学校の余裕教室を活用した連携型・校内交流型の実施に努めます。

連携型・校内交流型の放課後子ども教室の推進のため、学校や放課後児童クラブの理解を図りつつ、運営委員会の場等において、実施に向けた検討を進めていきます。

また、余裕教室の活用状況の把握や活用計画の作成、プログラムの内容や実施日等の検討について、教育委員会やこども未来課、放課後子ども教室支援員ボランティアや放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図っていくとともに、取組み事例の検討や実施後の課題改善を行い、円滑かつ効果的な運営が行われるように努めます。

施策 87:放課後児童支援員の確保及び資質向上(こども未来課)

県及び関係機関と連携し、支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、支援員の確保を支援します。

施策 88:放課後子ども教室の地域人材の確保(生涯学習課)

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

③困難な状況に応じた支援

【主な施策】

施策 89:いじめ防止に向けた体制の強化(学校教育課)

不登校・いじめ・ヤングケアラー等について、アンケート、スクリーニングにより必要な支援につなげます。

施策 90:学校における教育相談体制の充実(学校教育課、こども未来課)

こども一人ひとりの人格を尊重し、人格のより良い発達を目指すとともに社会的資質や行動力を高めていくよう、学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育相談員、こども家庭センター、県警スクールサポーターと連携し、学校及び保護者を支援します。

施策 91:とびうお教室の継続実施(学校教育課)

適応指導教室(とびうお教室)を設置し、不登校のこどもに対して、学校生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、生活習慣等の改善のための相談・適応指導を行い、学校復帰を支援します。

施策 92:不登校、ひきこもり等への支援(こども未来課)

不登校、ひきこもり、発達障害などのこどもやその保護者また若年妊産婦に対する手厚い専門的支援を行うため、拠点型こどもの居場所を継続実施します。

3. 子育て当事者への支援施策の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【主な施策】

施策 93:市営住宅における多子世帯の入居優遇(まちづくり課)

3人以上こどもがいる世帯の市営住宅への優先入居の取組みを継続実施します。

施策 94:多子世帯や多胎児に対する育児支援(保育こども園課)

多子世帯や多胎児に対する育児支援として、以下の支援に努めます。

◆入所施設の配慮

兄弟姉妹が、同じ施設に入所できるよう利用希望施設の調整に努めます。

◆各種サービスの優先的配慮

多子世帯・多胎児の育児支援として、保育の必要性の認定や一時預かり利用料の無償化及び軽減など、各種子育てサービスにおいて、優先的配慮に努めます。

施策 95:児童手当(こども未来課)

高校生年代までのこどもを養育している人に支給する手当であり、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援です。受給者の手続きに係る利便性向上を図るとともに、適正な支給事務に努めます。

施策 96:奨学金給付・貸与事業(教育総務課)

進学の意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給付し、有能な人材を育成するため、奨学金の給付又は貸与事業を継続して実施します。また、児童・生徒・学生の教育の振興を図るため、国や法人等が実施する奨学金制度の周知に努めます。

(2) 地域子育て支援の推進

施策 97:地域子育て支援拠点事業の実施(こども未来課)

子育て親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、子育て関連情報の提供、助言等を実施し、子育て中の親の孤独感や不安感の解消及びこどもの健やかな育ちを支援します。

施策 98:利用者支援事業の実施(保育こども園課、こども家庭センター)

こども及びその保護者が、保育所や幼稚園等の教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブなどの地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等の支援を行います。

また、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、利用者支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

施策 99:子育て情報の発信の充実(こども未来課、保育こども園課、こども家庭センター)

市の広報紙やホームページ、子育て情報アプリ「母子モ」等を活用し、教育・保育や子育てに関する最新情報の発信を速やかに行うとともに、子育て家庭が求める情報の把握に努め、内容の充実を図ります。

また、行政だけではなく、教育・保育施設、子育て支援センター、学校、地域の民生委員・児童委員、自治連絡員など、関係機関が連携し、速やかな情報発信がなされるよう推進します。

情報の提供方法については、地域の店舗や病院等と協力し、チラシの設置やポスターの提示を行うなど、保護者のより身近なところで、いつでも情報が得られるよう努めます。

施策 100:子育て支援事業の実施(保育こども園課)

すべての子育て家庭に対して、こども園等で遊ぶ場と機会を提供し、保護者の子育てを支援する等の子育て支援事業を、すべての認定こども園において実施します。

施策 101:ファミリー・サポート・センター事業の実施(こども未来課)

地域においてこどもの預かりの援助を行いたい人と援助を受けたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、保育施設までの送迎や急用の際の預かり等、多様なニーズへの対応を図ります。また、ファミリー・サポート・センターの役割を周知し、地域においてこどもの預かり援助を行いたい人(まかせて会員)の確保に努めます。

施策 102:子育て支援ネットワークの構築(こども未来課)

地域全体で子育て及び子育ての支援を推進することができるよう、保護者、保育者、地域が連携し、地域の子育て支援ネットワークの構築を図ります。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

【主な施策】

施策 103:ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発(商工水産課、政策推進課)

ホームページや講演会等を通して、働き方の見直し、性別役割分担意識の改善など、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた啓発・広報を行うとともに、事業所等に対し、育児・家事休業法や関連指針の周知を図ります。

施策 104:男性の育児参加の促進(こども未来課)

父親を対象とした親子ふれあい活動や子育て講話等の情報提供を行い、父親の育児参加を促進します。

施策 105:男性の育児休業取得推進(政策推進課、商工水産課、農政課、こども未来課)

共働きが珍しくない沖縄県において、女性たちの「仕事・家事・育児・介護」という過重負担は、男性の長時間労働とも関連します。本市ではワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をベースとした「働く男(ひと)と女(ひと)、働きたい女性への支援」を中心に据えた事業の展開のひとつとして、男性の子育ての参加を促進します。

施策 106:女性の多様な働き方の推進(政策推進課)

糸満市内の女性のリスクリングによる所得増や、在宅就労などの促進により女性のライフステージに応じた多様な働き方の実現を促進するため、「女性デジタル教育・就労支援事業(糸満でじたる女子プロジェクト)」等の取組みを継続していきます。

施策 107:病児保育事業(保育こども園課)

病気中や病気の回復期のこどもを家庭で見ることができない場合、病院等で看護師、保育士等が一時的に預かる事業です。

今後も、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育の維持・確保に努めます。

(4) ひとり親家庭への支援

【主な施策】

施策 108:民間アパートを利用した居宅支援(こども未来課)

ひとり親家庭生活支援事業を実施し、住宅支援、就労支援、生活支援、技術力向上支援等を行い、ひとり親の自立促進を図ります。

施策 109:ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進(こども未来課)

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行なう事業です。

今後も、ひとり親家庭等の負担軽減のため、沖縄県母子寡婦福祉連合会が実施する事業の周知を図ります。

施策 110:児童扶養手当(こども未来課)

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父または母や、父母に代わって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

施策 111:母子及び父子家庭等医療費助成事業(こども未来課)

母子家庭、父子家庭及び養育者家庭に対し、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する本事業を継続して実施します。

施策 112:ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助(保育こども園課)

認可保育所に申し込みを行ったのに入所できなかったひとり親家庭に対して、認可外保育施設利用料の全部または一部を減免します。

施策 113:養育費に関する公正証書等作成費補助(こども未来課)

ひとり親家庭の母及び父(現に子を扶養している方)に対して、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に要した本人負担費用について補助します。

施策 114:ひとり親家庭への就労支援の充実(こども未来課)

ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格の取得を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業を継続して実施します。

また、これらの事業の周知徹底を図るため、窓口・広報活動のほか、糸満市母子寡婦福祉会と連携し、活用促進を図ります。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット

区域の設定範囲	メリット		デメリット	
	利用者側	運営（行政等）側	利用者側	運営（行政等）側
区域の設定範囲が狭い場合 ↑ 小学校区 ↓ 中学校区	・区域内に施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 ・住み慣れた地域で幼保小等の一貫した利用ができる。		・限られた地域内での教育・保育の利用が主になることから、子どもたち同士の繋がりも限られ、多様な交流機会が確保されにくい。 ・少子化が進行していくと、集団保育の実施が難しくなり、社会性が育まれなくなるなど集団保育の良さが享受できない。	・区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じ、財政的な負担が大きくなる。また一時的な需要の増減に左右されやすく、施設運営も不安定になる。（⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。）
市全域 区域の設定範囲が広い場合	・少子化傾向で推移していく中、安定的に集団保育を受ける（提供する）ことができる。 ・集団保育により社会性が育まれたり、子どもたち同士が切磋琢磨するなど、こどもの成長にプラスの面が期待できる。	・一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。また、施設を集約することで、施設整備に係る財政的な負担を軽減できる。需給調整が市全体で柔軟に対応できる。	・自宅から容易に移動できる距離に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、送迎面等で負担が現状より大きくなる可能性がある。	

※ ◀----▶ 対極にある内容

(3) 本市の教育・保育提供区域について

本市の人口規模や地域資源等を勘案すると、中学校区域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本市においては教育・保育提供区域を5区域（中学校区域）と設定します。

なお、令和5年度に実施したニーズ調査より、教育・保育サービスを選ぶ際に重視することについて、教育・保育サービス利用者の中には、居住地区の教育・保育施設ではなく、「施設の質」や「勤務地・通勤に便利な場所」を重視する利用者も多いことから、各確保方策については市全体における需給バランスも考慮します。

(4) 教育・保育施設の利用希望について(R5 年度ニーズ調査結果)

① 居住地区と希望する教育・保育サービス地区の関係

各小学校区とも、住んでいる地区内での教育・保育サービスを希望している比率が最も高くなっているものの、居住地区外の教育・保育サービスの利用を希望されている方もみられます。

小学校区別 居住地区と利用を希望する教育・保育事業実施地区

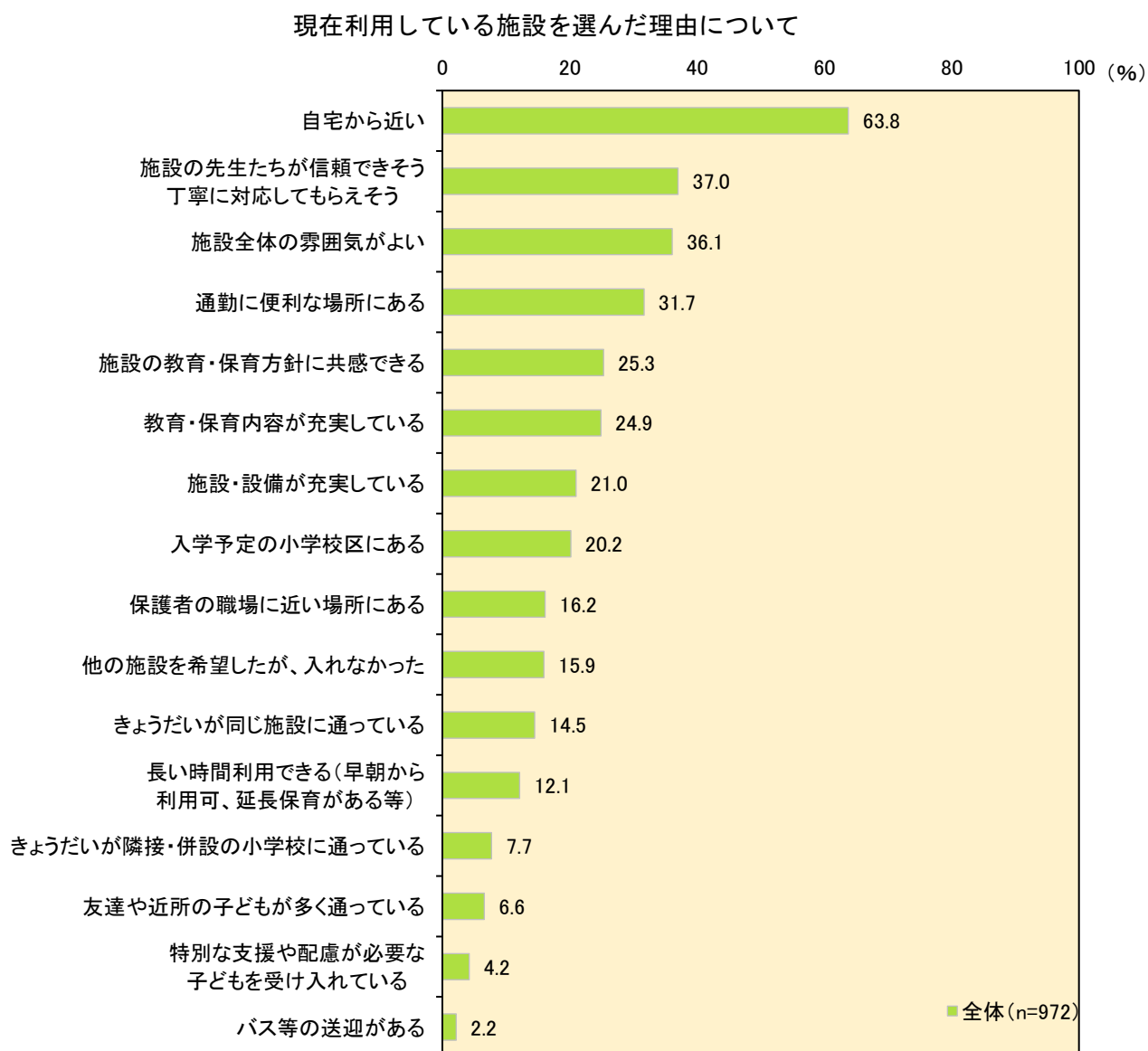
利用したい 地区 居住地区	回答者 実数	糸満小学校区	糸満南小学校区	西崎小学校区	光洋小学校区	潮平小学校区	兼城小学校区	高嶺小学校区	真壁小学校区	喜屋武小学校区	米須小学校区	市外
糸満小学校区	159	82.9%	2.4%	0.6%	2.4%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	0.6%	3.0%	1.8%
糸満南小学校区	155	7.3%	73.8%	1.2%	2.4%	1.2%	1.8%	2.4%	1.2%	0.0%	0.6%	2.4%
西崎小学校区	183	5.2%	2.6%	74.7%	3.6%	4.6%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%
光洋小学校区	96	2.0%	0.0%	6.9%	70.3%	8.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
潮平小学校区	154	1.3%	0.6%	1.3%	1.9%	86.8%	1.9%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.9%
兼城小学校区	233	2.1%	0.8%	2.1%	1.2%	3.3%	78.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%
高嶺小学校区	48	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	2.0%	9.8%	66.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%
真壁小学校区	37	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.1%	0.0%	2.6%	2.6%
喜屋武小学校区	11	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	8.3%
米須小学校区	29	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	80.6%	3.2%
合計	1,105	14.9%	12.1%	14.1%	7.9%	14.5%	18.0%	3.8%	3.4%	0.8%	2.8%	3.2%

※居住地域、利用地区を回答していない方がいるため、全体グラフと相違があります。

②現在利用している施設を選んだ理由

現在利用している教育・保育施設を選んだ理由について、「自宅から近い」の割合が最も高く、次いで「施設の先生たちが信頼できそう、丁寧に対応してもらえそう」、「施設全体の雰囲気がよい」、「通勤に便利な場所にある」と続いています。

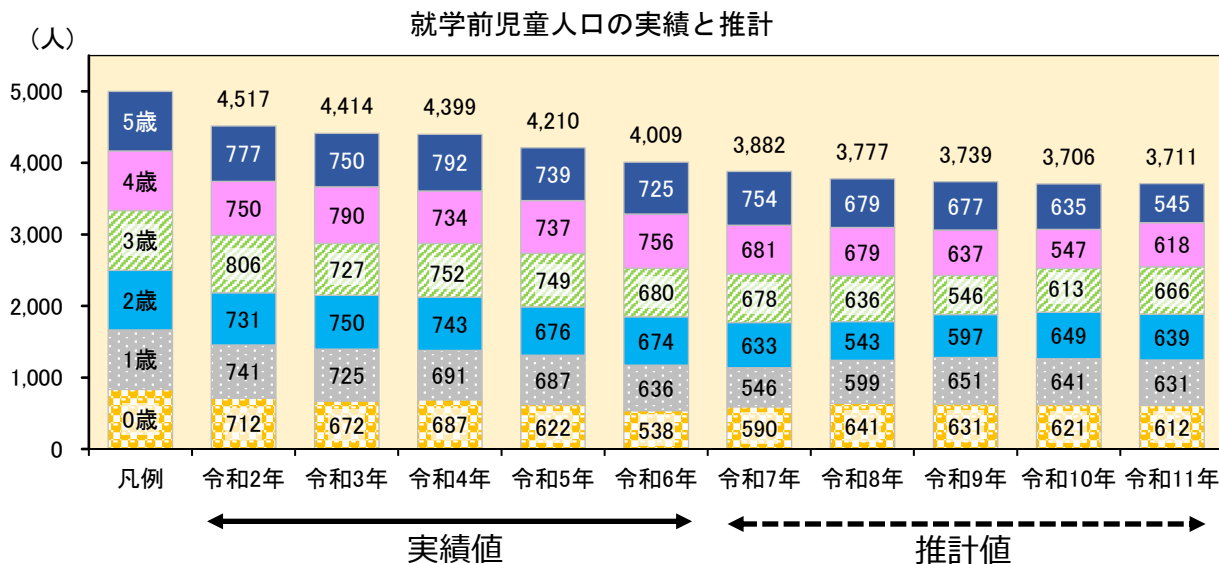
教育・保育施設を選ぶ理由として、居住地区・通勤地区などの「地理的条件」と教育・保育の質や設備など「施設環境・運営方針」の2つに大別されています。



2. 人口推計

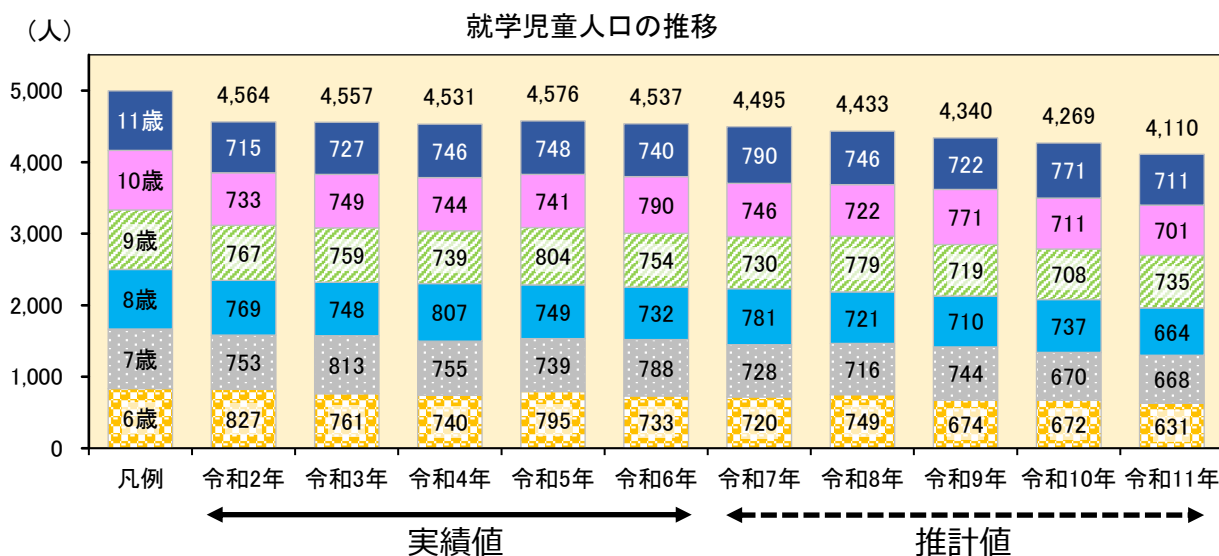
(1) 就学前児童人口（0-5 歳）

系満市の就学前児童人口は、令和2年から令和6年まで減少傾向にあり、令和6年には 4,009 人となっています。今後の就学前児童の人口推計は、令和7年から令和 10 年にかけてなだらかに減少していき、令和 10 年、令和 11 年はほぼ横ばいとなることが予想され、計画期間最終年の令和 11 年には 3,711 人になると予想されます。



(2) 就学児童人口（6-11 歳）

系満市の就学児童人口は、令和2年から令和6年まで横ばいで推移しており、令和6年の就学児童人口は4,537人となっています。今後の就学児童の人口推計は、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和 11 年には 4,110 人になると予想されます。



資料：令和2～6年人口：系満市住民基本台帳（4月1日現在）

令和7年～11年度人口：人口推計にあたっては、各年齢別変化率、出生については、15歳～49歳女性人口、15歳～49歳母親の年齢階級別出生率を基に推計を行った。

3. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を定めなければいけません。

市内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) I号認定の実績・量の見込み・確保方策

I号認定の実績値は減少傾向にあり、令和6年度には331人と減少しています。

今後も量の見込みは減少することが予想され、令和11年度には286人になる見込みです。

量の見込みに対する定員数は、十分充足しています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実績値	467	383	372	360	331

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
市全域	①量の見込み	330	311	290	280	286
	②確保方策	347	347	309	309	309
	③差	17	36	19	29	23
糸満 中学校区域	①量の見込み	54	51	47	45	46
	②確保方策	56	56	49	49	49
	③差	2	5	2	4	3
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	141	133	124	120	122
	②確保方策	148	148	130	130	130
	③差	7	15	6	10	8
兼城 中学校区域	①量の見込み	102	96	90	87	89
	②確保方策	107	107	94	94	94
	③差	5	11	4	7	5
高嶺 中学校区域	①量の見込み	10	10	9	9	9
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③差	2	2	3	3	3
三和 中学校区域	①量の見込み	23	21	20	19	20
	②確保方策	24	24	24	24	24
	③差	1	3	4	5	4

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

2号認定の実績値は、令和6年度には1,751人となっています。

今後の量の見込みについて、減少傾向で推移するものの、令和11年度には出生数の回復により増加する見込みとなっています。

現時点において、2号認定のみの量の見込みに対する確保方策は、令和7年度の糸満中学校区域以外は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実績値	1,736	1,756	1,782	1,759	1,751

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
市全域	①量の見込み	1,700	1,603	1,495	1,444	1,470
	②確保方策	1,789	1,687	1,574	1,574	1,574
	③差	89	84	79	130	104
糸満 中学校区域	①量の見込み	472	446	416	401	409
	②確保方策	460	460	437	437	437
	③差	▲12	14	21	36	28
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	704	664	619	597	608
	②確保方策	740	698	651	651	651
	③差	36	34	32	54	43
兼城 中学校区域	①量の見込み	323	304	285	275	280
	②確保方策	339	319	299	299	299
	③差	16	15	14	24	19
高嶺 中学校区域	①量の見込み	89	84	77	76	77
	②確保方策	133	100	84	84	84
	③差	44	16	7	8	7
三和 中学校区域	①量の見込み	112	105	98	95	96
	②確保方策	117	110	103	103	103
	③差	5	5	5	8	7

【1号認定及び2号認定（保育ニーズ）の確保方策】

◎市全域の確保方策

- 各年度において、量の見込みより確保方策が上回っており、必要な量は確保していますが、区域によっては確保量が不足している区域があるため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎糸満中学校区域の確保方策

- 1号認定においては、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。
- 2号認定は、令和7年度に確保方策が不足しているため、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。その後は、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

- 1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎兼城中学校区域の確保方策

- 1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

◎高嶺中・三和中学校区域の確保方策

- 1号認定及び2号認定は、量の見込みより確保方策が上回っているため、量の見込みに合わせて確保方策を調整します。

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

3号認定(0歳児)の実績値は減少しており、令和6年度には185人となっています。

今後の量の見込みについて、令和8年度に出生数が回復し量の見込みも一時的に増加するものの、女性人口(15～49歳女性)の減少に伴い量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「三和中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体で見れば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実績値	233	224	239	201	185

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
市全域	①量の見込み	201	218	214	211	209
	②確保方策	308	308	308	308	308
	③差	107	90	94	97	99
糸満 中学校区域	①量の見込み	59	64	63	62	61
	②確保方策	77	77	77	77	77
	③差	18	13	14	15	16
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	87	95	93	92	91
	②確保方策	141	141	141	141	141
	③差	54	46	48	49	50
兼城 中学校区域	①量の見込み	34	36	36	35	35
	②確保方策	54	54	54	54	54
	③差	20	18	18	19	19
高嶺 中学校区域	①量の見込み	6	7	6	6	6
	②確保方策	21	21	21	21	21
	③差	15	14	15	15	15
三和 中学校区域	①量の見込み	15	16	16	16	16
	②確保方策	15	15	15	15	15
	③差	0	▲1	▲1	▲1	▲1

【3号認定(0歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

○量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎各中学校区域の確保方策

○ほとんどの区域で量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

「三和中学校区域」は、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

②3号認定(1歳児)

3号認定(1歳児)の実績値は、令和6年度には496人となっています。

今後の量の見込みについて、出生数の回復に伴い、令和8年度から令和9年度にかけて増加するものの、その後は女性人口(15~49歳女性)の減少に伴い量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「糸満中学校区域」、「兼城中学校区域」、「三和中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体でみれば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実績値	535	508	525	531	496

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
市全域	①量の見込み	424	464	505	497	490
	②確保方策	505	505	505	505	505
	③差	81	41	0	8	15
糸満 中学校区域	①量の見込み	113	124	135	132	131
	②確保方策	127	127	127	127	127
	③差	14	3	▲8	▲5	▲4
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	182	199	217	214	211
	②確保方策	237	237	237	237	237
	③差	55	38	20	23	26
兼城 中学校区域	①量の見込み	78	85	93	91	89
	②確保方策	80	80	80	80	80
	③差	2	▲5	▲13	▲11	▲9
高嶺 中学校区域	①量の見込み	21	24	25	25	25
	②確保方策	31	31	31	31	31
	③差	10	7	6	6	6
三和 中学校区域	①量の見込み	30	32	35	35	34
	②確保方策	30	30	30	30	30
	③差	0	▲2	▲5	▲5	▲4

【3号認定(1歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

- 一部の区域で確保方策が不足していますが、隣接する区域の施設利用を図り、必要な量を確保します。

◎糸満中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているので、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎兼城中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているので、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎高嶺中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎三和中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているので、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

③3号認定(2歳児)

3号認定(2歳児)の実績値は、令和6年度には563人となっています。

今後の量の見込みについて、出生数の回復に伴い、令和9年度から令和10年度にかけて増加するものの、その後は女性人口(15～49歳女性)の減少に伴い、量の見込みも減少することが予想されます。

現時点において、「兼城中学校区域」では、量の見込みに対する確保方策は不足することが想定されるものの、市全体で見れば、量の見込みに対する確保方策は充足する見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実績値	540	560	551	551	563

※実績値は各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
市全域	①量の見込み	529	451	498	542	533
	②確保方策	559	559	559	559	559
	③差	30	108	61	17	26
糸満 中学校区域	①量の見込み	139	119	130	142	140
	②確保方策	147	147	147	147	147
	③差	8	28	17	5	7
西崎・潮平 中学校区域	①量の見込み	232	198	219	237	234
	②確保方策	253	253	253	253	253
	③差	21	55	34	16	19
兼城 中学校区域	①量の見込み	99	84	93	101	99
	②確保方策	89	89	89	89	89
	③差	▲10	5	▲4	▲12	▲10
高嶺 中学校区域	①量の見込み	21	18	20	23	22
	②確保方策	31	31	31	31	31
	③差	10	13	11	8	9
三和 中学校区域	①量の見込み	38	32	36	39	38
	②確保方策	39	39	39	39	39
	③差	1	7	3	0	1

【3号認定(2歳児)の確保方策】

◎市全域の確保方策

- 一部の区域で確保方策が不足していますが、隣接する区域の施設利用を図り、必要な量を確保します。

◎糸満中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎西崎・潮平中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

◎兼城中学校区域の確保方策

- 確保方策が不足しているので、隣接する区域の施設利用を図りつつ、必要な量を確保します。

◎高嶺中・三和中学校区域の確保方策

- 量の見込みより確保方策が上回っているため、現状の確保方策を維持します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業は、基本型・特定型、母子保健型ともに市内1箇所ずつ、計2箇所にて実施しており、今後も、現行体制を維持します。

量の見込みと確保の内容

単位:箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
B 確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 妊婦等包括相談支援事業

出産、育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。

「こども家庭センター」にて、1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込みと確保の内容

単位:回

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836
①妊娠届出時	590	641	631	621	612
②妊娠8か月前後	590	641	631	621	612
③出生届出	590	641	631	621	612
B 確保方策	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836
C 差 (B-A)	0	0	0	0	0

※②は面談またはアンケートによる実施、③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、市内 3 箇所にて事業を実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:延べ人数,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	10,069	4,817	11,678	17,073	17,073
	実施箇所	3	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数,箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618
B 確保方策	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618
C 差(B-A)	0	0	0	0	0
D 箇所数	3	3	3	3	3

※国算出マニュアルを補正して量の見込みを算出しています。

(4) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位: 延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	9,125	7,799	7,227	6,473	6,720

量の見込みと確保の内容

単位:延べ回数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344
B 確保方策	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0 歳推計人口に過去の 1 人当たり受診回数 12 回を乗じて量の見込みを算出しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	597	605	633	544	560

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	590	641	631	621	612
B 確保方策	590	641	631	621	612
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0 歳推計人口を量の見込みとして設定しています。

(6) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

<産後ケア事業算出式>

量の見込み(延べ人数)=推計産婦数(人)× 利用見込み産婦数(人)÷全産婦数(人)×平均利用日数(日)

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	885	960	945	930	918
推計産婦数	590	641	631	621	612
利用見込み産婦率	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
平均利用日数	3	3	3	3	3
B 確保方策	885	960	945	930	918
C 差 (B-A)	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	15	8	16	12	12

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	16	16	16	16	16
B 確保方策	16	16	16	16	16
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※量の見込みは、過去の実績値(最大値)と同程度を見込んでいます。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業(以下「新規3事業」という。)が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行されます。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施するものです。

- ◆家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)
- ◆育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)

実績値

単位:人

区 分	R4 年度	R5 年度
実績値	4	8

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	100	100	100	100	100
B 確保方策	100	100	100	100	100

(9) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

利用が望ましいこどもには、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだこどもや、虐待相談を受けたこどもなどが考えられます。

支援の内容については、課題を抱えるこどもに居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては以下の包括的实施内容を利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

<包括的に実施する内容>

- ◆安全・安心な居場所の提供
- ◆生活習慣の形成
(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
- ◆学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
- ◆食事の提供
- ◆課外活動の提供
- ◆学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ◆保護者への情報提供、相談支援

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

※本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

(10) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	15	15	20	20	20
B 確保方策	15	15	20	20	20

(11) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:実人数(延べ人数)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	0(0)	0(0)	0(0)	2(9)	4(12)

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	18	18	18	18	18
B 確保方策	18	18	18	18	18
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※過去の実績値を基にニーズの増等を考慮し、量の見込みを算出しています。

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。小学生に対する子育て援助活動支援事業は、これまでどおりファミリー・サポート・センターと連携し、量の見込みに対する確保を図ります。

実績値(就学児)

単位:延べ人数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	254	504	453	584	519

量の見込みと確保の内容

単位: 延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600
	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900
B 確保方策	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600	就学児 600
	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900	未就学児 900
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※国マニュアルでは、放課後のこどもの居場所としての子育て援助活動支援事業を量の見込みとして算出するものとなっており、調査結果から放課後のこどもの居場所としての回答はありません。

※放課後のこどもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後のこどもの居場所だけではなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定するものとします。

※第2期計画では就学児童のみを対象に量の見込み及び確保方策を策定していましたが、より実際の事業活動の内容に即した計画とするため、第3期計画より未就学児童についても集計の対象とします。

(13) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆在園児対応型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

本市では、各施設の自主事業にて実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できるものと設定します。

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
B 確保方策	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※国算出マニュアルによる量の見込みに補正を加えて算出しています。

◆在園児対応型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

現在、市内 9 箇所にて事業を実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位: 延べ人数,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	513	580	999	1,071	1,358
	実施箇所	—	—	7	7	9

量の見込みと確保の内容

単位: 延べ人数,箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364
B 確保方策	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364
C 差(B-A)	0	0	0	0	0
D 箇所数	9	9	9	9	9

※国算出マニュアルによる量の見込みに補正を加えて算出しています。

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で令和8年度から全自治体で実施されることとされています。

<乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 基本的な算出式>(小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数×月一定時間(※2))÷定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1)0歳6か月から満3歳未満

(※2)月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。

(※3)月176時間(8時間×22日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	590	641	631	621	612
1 歳児	546	599	651	641	631
2 歳児	633	543	597	649	639

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	201	218	214	211	209
1 歳児	424	464	505	497	490
2 歳児	529	451	498	542	533

C 未就園児数(A-B)

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	94	103	102	100	97
1 歳児	122	135	146	144	141
2 歳児	104	92	99	107	106

※0歳児は生後6か月から利用可能なため、A÷2-Bとしています。

D 必要定員数(C×10÷176)

単位:人

区 分	R7 年度		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
A 量の見込み	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228
0 歳児	5	60	5	60	5	60	5	60	5	60
1 歳児	6	72	7	84	8	96	8	96	8	96
2 歳児	5	60	5	60	5	60	6	72	6	72
B 確保方策	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228
0 歳児	5	60	5	60	5	60	5	60	5	60
1 歳児	6	72	7	84	8	96	8	96	8	96
2 歳児	5	60	5	60	5	60	6	72	6	72

(15) 時間外保育事業

保育認定を受けたことについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在、市内 25 園にて実施しており、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

実績値

単位:人,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	914	838	668	558	775
	実施箇所	21	21	22	18	25

※実績値は各年 4 月 1 日現在

量の見込みと確保の内容

単位:人,箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	1,033	1,005	995	986	987
B 確保方策	1,033	1,005	995	986	987
C 差(B-A)	0	0	0	0	0
D 箇所数	25	25	25	25	25

※国算出マニュアルを補正して量の見込みを算出しています。

(16) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

現在、本市では市内2箇所において本事業を行っています。両施設受け入れ(6人×5日/週×52週＝1,560人日)と設定し、支援が必要な家庭のニーズに応えます。

実績値

単位:延べ人数,箇所

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値	利用人数	96	175	62	312	312
	実施箇所	2	2	1	2	2

※実績値は各年 4 月 1 日現在

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	350	350	350	350	350
B 確保方策	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
C 差(B-A)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210

※国算出マニュアルによる量の見込みと実績値には、大きな乖離があるため、量の見込みは、過去の実績値(最大値)と同程度を見込んでいます。

(17) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和7年度までに、支援単位の増等により、令和8年度以降、量の見込みに対する確保量は充足される予定です。放課後児童クラブの利用ニーズについては、低学年・高学年ともに増加傾向にあることから、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度(令和9年度)に見直しを行う等、弾力的な対応を行うものとします。

実績値		単位:人,箇所	
区 分		R5 年度	R6 年度
実績値	申請者数	991	978
	利用人数	845	899
	待機児童	112	47
	実施箇所	21	21

※実績値は各年4月1日現在

※申請後、辞退した方がいるため、申請者数-利用者数=待機児童とはならない。

量の見込みと確保の内容					単位:人
区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み	962	959	950	944	908
低学年	892	885	873	863	824
高学年	70	74	77	81	84
B 定員数	926	966	966	966	966
C 差(A-B)	▲36	7	16	22	58
D 箇所数	21	22	22	22	22

※国算出マニュアルによる量の見込みと実績値には大きな乖離があるため、量の見込みは、放課後児童健全育成事業利用率(放課後児童健全育成事業申請者数÷就学児童数)を就学児童数推計に乗じて算出しています。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等に要する費用、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の助成について、必要に応じた実施に努めます。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成し、こどもの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

実績値

単位:箇所

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (見込)
実績値(加配支援)	2	2	3	2	6

量の見込みと確保の内容

単位:箇所

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
A 量の見込み(加配支援)	6	6	6	6	6
B 確保方策	6	6	6	6	6

※量の見込みは、直近の実績値を量の見込みとして算出しています。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、沖縄県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組みが重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、沖縄県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、沖縄県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

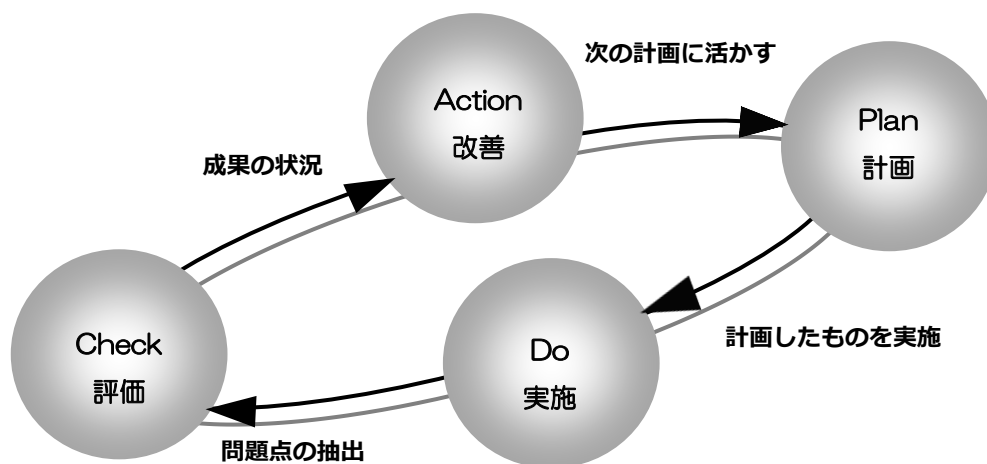
第6章 推進体制

1. 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCAサイクルを用いて毎年把握するとともに「糸満市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

また、市の子育て施策の取組みについて、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。



2. 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取組みや事業の進捗状況について、広報紙やホームページ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、市の子育て施策の取組みについて、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。

さらに、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報紙やホームページで周知します。

3. 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、こども未来課、保育こども園課をはじめ、関係各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、市民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取組みを広げていきます。

参考資料

1. 糸満市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 1 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例(平成 7 年糸満市条例第 25 号)第 3 条の規定に基づき、糸満市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会長は、第 2 条に規定する所掌事務に関し、特定な事項を審議するため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長は、子ども・子育て会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 1 日規則第 29 号)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 7 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 7 月 7 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

2. 糸満市子ども・子育て会議委員名簿

(任期: 令和6年5月 29 日～令和8年3月 31 日)

敬称略、順不同

所属	氏名	関係名称
沖縄中部療育医療センター (小児科医)	宮城 雅也	医療関係者
沖縄女子短期大学 (教授)	平田 美紀	学識経験者
糸満市社会福祉協議会 (事務局長)	島袋 雄文	福祉関係者
こども発達支援センター ココイク (センター長)	山城 也子	福祉関係者
よつば児童クラブ (代表)	蔵盛 裕司	学童関係者
NPO法人子育て応援隊 いっぽ (理事長)	山城 安子	保育関係者
しおひら保育園 (園長)	金城 弘美	保育関係者
地域代表者 (生涯学習ボランティア)	中原 貴子	市民
子育て広場まかべ (館長)	玉城 邦子	行政
西崎太陽児童センター (館長)	新垣 敦子	行政
糸満市教育委員会 (教育指導監)	伊敷 尚也	行政
糸満市こども未来部 (部長)	真栄田 由美子	行政

3. 糸満市子ども・子育て会議開催の経過

	年月日	開催回数	議 題
令和5年度	6月2日	第1回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標①】 (2) 公私連携幼保連携型認定こども園への移行について
	8月22日	第2回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告 【基本目標②】【基本目標③】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について (3) 市町村こども計画の策定について (4) こども家庭センター設置に向けて
	11月28日	第3回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告【基本目標④】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業ニーズ調査票(案)について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について
	2月28日	第4回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業ニーズ調査報告 (2) 糸満市こども家庭センターの開設計画について (3) 次年度のスケジュール(案)について
令和6年度	5月29日	第1回	(1) 委員委嘱 (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告 【基本目標1】【基本目標2】 (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	7月24日	第2回	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告 【基本目標3】【基本目標4】 (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について
	9月2日	第3回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について ①人口推計の見直しについて ②現状・課題の整理、子ども施策に関する重要施策、量の見込み
	11月1日	第4回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について
	12月24日	第5回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の検討について ①量の見込み、確保方策について ②子ども施策に関する指標の設定について
	2月21日	第6回	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画(案)まとめ ①第5回会議からの修正・追記について ②令和6年度子ども・子育て会議の内容及び第3期計画の検討状況 (2) 答申(案)について (3) 令和7年度スケジュールについて

第3期 糸満市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 糸満市 こども未来部 こども未来課
〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町一丁目1番地

TEL:098-840-8191

FAX:098-840-8154

